ニュース

67

訂正

六六号にミスがありましたのでお詫び致します。※表の第三の項の採炭夫の若返りが満十五才を満五十一才に訂正。※裏面の一行目の次に、当社の超過労働時間は大手十八社中最高水準にあり、月四十時間に及んでいるが、この内には適正化を計る余地があり今後職場でその措置を講じて行くので協力願いたい。※行をかえて 第五、職場管理について協力願いたい。以上を挿入して下さい。

合理化問題
第2回団交26日

会社・直ちに答弁できず（二九日に回答）

二十四日、会社の合理化提案をきいた組合は、全般的に検討し、全項目にわたっての質問事項をまとめ、二十六日午后二時よりの第二回団交に臨んだ。

組合・肩叩きに抗議

席上まず組合は、抗議有り警告をすると前置、「本年に入って必要以上の退職勧奨があるときくし、また今次合理化提案を前後して退職や転勤を勧告する肩叩きをやっているときくが、会社の真意をききたい」と追求。

会社・やらないと確約

会社は「現在交渉中であるのにそういうことはやってないと思うし、させない。親切心から内容を説明することはあるが、必要以上はしない。ご指摘の点はやらない」と確約したので、親切心は有難迷惑、事実判明して貰いたくないと組合より強調、次の質問を行ったところ、会社が、別室検討後回答するというので、組合は、極めて常識的な質問なのでこの場で答弁されたいと主張した。しかし結局、別室検討とはなったが会社より、二十九日に回答したいとの申入れがあり自然休会となった。

組合　全般にわたり質問を行う

―組合の質問事項―

一、請負業者切替元の項

1、同箇所で働いている臨時夫についてはどう措置する考えか

2、炭車大工、坑枠運搬、坑木仲仕、中央倉庫の組合員の中には、直轄夫として切れない人が多いと判断しているが、その実態を把握した上か、また考えて直轄夫に編入される主旨について

二、適正配置の項

1、各坑の修理工を二十二名中央工場に集約する提案だが、残る坑の修理工はどういう作業を考えているのか、また各坑の機械、器具などはどうするのか

2、二十二名の配転をいわれるが、希望者がなかった場合、統合職化の主旨に反すると思うが、

三、採炭夫若返りの項

1、この提案と時間短縮との関係はどうか

2、五十一才以上は転職ときめつけているが、停年制との関係はどうなるか

3、提案の理由として人道上云々をいわれたが、転職要求はむしろ人権問題とは考えないか

4、作業上必要な人を除きとはどういうことか、具体的に

四、超過労働適正化の項

1、現在向坑と坑外は残業を規制しているのに採炭は、相当やらせているむきがあるが、提案は全職種について考えているのか

五、職場管理の項

1、就業時刻の一部変更　2、職場、職種変更　3、有休　4、従業率の向上

5、諸規約、旧日特歩の変更を提案されているが、実例をあげ具体的にどう考えているのか説明されたい。職場の民主化上大いに問題がある。

六、総体的な事項

1、今次合理化案は、経費削減によるコスト引下げを理由とされているが、われわれだけに犠牲をシワよせするということでなく、会社全体としての人事、機構上の簡素化を考えてはいないのか

2、提案のすべてがコスト引下げに統一されているが、では、提案の実施によって具体的にどの程度の引下げを見出そうとしているのか

以上

1960・2・27

大之浦労組　教宣部

ニュース　68

保安総点検・平常の入坑調査
監督官庁の監督強化
を実力背景に要求

保安を確保し生命の安全を期す

炭労は、炭労第二回回大会の決定に基き、二月二六日左記要求書を各会社及び監督官庁に提出した。として、三月十日までに誠意ある回答なき場合は、実力行使をもって要求貫徹をはかることになっているので、一層の体制を強化されたい。

要求書

われわれは三井山野・三菱新入におけるガス爆発、北炭神威・歌志内・三池・宇部・大夕張の落ばん事故、明治庶路の運搬事故と、相次ぐ重大災害の発生をみて、昨年十二月二十九日、その原因が一方で大量首切り、合理化をすすめながら他方で保安管理を無視して増産体制に突入していることにあることを指摘し、厳重な抗議を行いました。

しかるにその後、本年に入るや一月二十一日北炭幌内で運搬事故にあって死亡四名、重軽傷一一名という犠牲者を出し、二十五日には北炭空知においてガス爆発により五名が死亡、二月一日には夕張炭鉱で大ガス爆発が発生四〇名が死亡、一四名重軽傷の大惨事、さらに筑紫炭鉱で出水で六名の仲間が殉職するという災害をひきおこしました。

当方は、かつて二十九年から三十年にかけて大手各社に重大災害が発生した際、官労資手よりなる対策機関の設置を提案したのでありますが、貴方の態度は「法規にも明らかなとおり保安の責任は会社にあるので一元的に管理して行きたい。今後十分その責任を果す」ことを明言し、われわれの申入れを拒否しました。しかし相次ぐ保安サボは災害減少どころか当時の同じ轍を踏んで今次重大災害の発生に連なっているのであります。

われわれの指摘が単に一方的でないことは鉱山保安局長の見解や炭鉱保安に対する与論の批判から見てもあきらかなところであります。

また、今後四年間に十一万人の仲間の首を切るという政府・資本の合理化計画が実行に移されるならば、この種の悲惨な災害は不可避的に増大するといわざるを得ません。

したがって、われわれは保安を確保し生命の安全を期するため、次の要求をおこなうものであります。

一、今後、ガス爆発、落ばん、運搬事故等、一切の重大災害はもちろん、頻発災害をも含めて災害を防止し保安を確保するため、人間尊重を第一義として、保安施設の改善、技術の向上、管理の強化・充実、教育の徹底、生産計画（保安計画）に対応する適切な人員配置、作業環境の改善、十分な資材の適正配置をおこなうため、鉱業所と当方傘下支部（三月一日より実施予定）で保安総点検を実施し、必要な対策を具体的にかつ早急に措置されたい。

二、保安を確保するためには広く見聞をひろめることが必要でありますので、われわれは今後地方あるいは地区毎に見学調査をおこないたいと考えますので貴方所属炭鉱にたいする入坑等の便宜を供与されたい。

三、保安法にもとずく中央（地方）鉱山保安協議会は一年に一回も開かれない現況にあり、保安対策に対する機能を失っている。重大災害を防止し、保安対策の技術的向上を促進するため、官労資ならびに学識経験者をもって対策機関を設置し、災害原因の探究、技術的検討、法規改正に対する建議、教育実施等について協議し必要な調査をおこなうべきだと考えますので趣旨御賛同の上積極的に御協力いただきたい。

右三項目について二月末日までに御回答下さるよう要求致します。

一九六〇年二月　日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭鉱株式会社
社長　貝島太市殿

1960・2・28

大之浦労組
教宣部

ニュース

69

"肩叩き"はみんなの力ではね返そう

直ちに組合へ連絡

大衆行動で抗議を

組合は会社提案の合理化案について検討を行い、二十六日の第二回団交で全般的に質問を行ったが、会社は即答ができずに二十九日に回答することになった。

この席上、組合は「本年にはいって必要以上の退職強要があるときくし、また合理化提案を前後して退職や転職を勧告するなど肩叩きをやっているときくが、会社の真意をききたい」と追及した。

これに対し、会社は「現在交渉中であるのにそのようなことはやっていないと思うし、させない。親切心から内容は説明することはあるが必要以上はしない。ご指摘の点はやらない」と確約した。

これに対し、組合は「親切心は有難迷惑だ。ことさら刺げきしてもらいたくない」と抗議し警告した。

しかし、会社の肩叩きは全坑的に巧妙な手段で行われることが予想されるので、組合は肩叩きを封殺するため方針をきめ、次の通り各支部に指示した。

貝島労会反斗指示第一号
昭和三十五年二月二十七日

各支部斗争委員長　殿

貝島大之浦炭鉱労働組合
斗争委員長　横田　肇

合理化に伴う肩たたき阻止に関する指示

今次合理化に伴って、会社は労務係、現場係をして配置転換並びに希望退職を強要する如き、肩たたき戦術を行使しているむきが看察される。かかる行為は、われわれの運動方針からして、断乎追及しなければならないものであって各支部はこれが対策、実態把握には万全の措置を講ずることは論をまつまでもない。

従って、次の方針に基いてこれが阻止を図るべく指示する。

記

一、組合員で配置転換並びに希望退職の肩たたきをされたものは直ちに統制部を通じ支部にその実情を報告せよ。

一、労務係、現場係で肩たたきを行ったものに対しては各職場、統制部は大衆行動等をもって徹底的にこれが糾明と抗議を行え

一、各職場、統制部は労務係、現場係の行動を常に監視し、肩叩きに対しての未然阻止に万全を期せよ

一、各職場、統制部は今次合理化反対斗争に備え、教宣活動の徹底化に努めるとともに如何なる指令、指示にも速かに応じ得る体制の強化を図れ

以上

1960・2・27

大之浦労組
教宣部

ニューズ

70

会社の全般的回答に対し組合質問を追加して行う

―第三回団交 二九日―

既報の通り、第二回団交における組合の全項目に亘る質問に対し、会社は返答出来ず二十九日に回答することを約し休会していたが、二十九日午后三時四十五分より開かれた団交で会社は次のような回答をしてきた。

組合質問（二六日団交）

一、請負業者切替えの項
1、同箇所の臨時夫の措置
2、直轄夫として働けない人が多いと判断しているが、その実態を把握した上か、あえて廃止される理由

二、適正配置の項
1、二十二名中央工場に集約する意向だが、残る各坑の修理工の作業、また各坑の機器などはどうするか
2、配置希望者がなかった場合

三、採炭夫の若返りの項
1,2、労働協約との関連、停年制との関連
3、職員の若返りはむしろ人権的問題
4、作業上必要な人とは

四、超過労働適正化の項
1、全職種について考えているのか

五、職場管理の項
1、就業時刻の変更
2、職場、職種の変更
3、有付について
4、就業率の向上

会社回答（二九日団交）

1、職場がなくなるわけであるから当然やめてもらう考えである。しかし本人の希望があればなるべく業者に斡旋する。
2、実態はよくわかっているし、不適格者のあることも知っている。そこでなるべく直轄夫といっている。どうしても直轄夫にいけない人は三角配置、いわゆる他職種の人と入替える方法で実質的に行う。

1、日常発生する部品の修理加工、故障がおきた時の火急な修理、加工具体的には炭車部品、ウデ合せ物の製作、非常部品の製作、修理加工各坑の機械の修繕は配置者の数をみた上で考える。
2、二二名が必ず中央工場にプラスされなくてはならないと考えていない。要素は職能であり、積極的にやめてもらいたいとは考えていない。中央工場で直接的職能を希望する人があると聞いているので組合の協力をお願いする。

1,2、満五十一才といったのを停年制のように考えてあるようだが、職能ですから、技術をどうこうするという硬直的なものではない。
3、作業上必要な人は残すのだし、肉体的におとろえている人を職転することは本人の苦痛をとりのぞき、ひん繁で不慮の災害を取除きむしろ人道的と思う。
4、責任者、副責任者の人を考えている

1、全職種にわたって適正化を図りたい。具体的には夫々の職場、職種の実態に応じて措置していく。採炭夫の超過労働については高い実績を示しているが、今後内容を検討し無理のないように努力する。

1、従来も協力してもらったが、当社の現状からみても従来以上に作業能率が緊急必要であるとき、作業遂行のやりやすい状態が要請されている。したがって今まで以上に協力願い、短時日で出来るようにしたい。
2、なる程と思えるところは短時日で応じてもらいたい。
3、有付の不断から円滑にいっていない場合が往々あるので円滑化したい。
4、直接夫八五%、内側九〇%、坑外九五%を目標として行きたい。二月は直接夫八四%を示し今一歩というところまでいっているので不可能ではない。

うらへ

1960-3-1

大之浦労組 教宣部

5、将来の変更について

六、総体的な事項
1、会社全体としての人事、機構の簡素化について

2、この提案でコストがどの程度下るか

5、請負給を適正に配分したことで、それによって労働強化をさせたし、民主化を阻害することはない。係員が公正妥当な待遇の見方をしていると思う。例えば丁氏の言っている箇所等は考慮すると思……

1、会社としては三十四年度の問題として昨年の夏ごろから考えていたが、いろいろな事情から時期的におくれたのである。会社の急迫な経営が急テンポで深刻になっている。そのため三十五年度をどう乗切っていくかという当面の懸となってきた。従って今日社内で機構審議、検討をしているのである。組合のいう機構上の改善など問題についても当然検討の対象となっている。鉱員だけではない。要約していえば今回の分は三十四年度の問題で、三十五年の乗切りを論ずる以前の問題である。三十五年度の問題については全社的な見地から全体的に検討中である。

2、トン当り四十～七十円下ると思う。
内容は出炭増　二〇～四〇円
若返りの能率向上　一〇円
超過勤務削減　一〇～二〇円

この回答をうけた組合は、更に
1、各炭鉱の原価の実態
2、本採鉱員と組夫との賃金差
3、福利厚生費は本採鉱員の場合どの程度か、具体的に、
以上質問を追加、事務局間で回答をうけることにし、四時半終った。

以上

ニュース
71

炭労中斗発第一九四号
一九六〇年二月二六日

各地方本部
各企業連　斗争委員長　殿
各支部

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

――春季斗争推進に関する指令――

第二四回臨時大会は、内外情勢についての特徴点を明らかにし政府並びに石炭資本が企図している十一万人解雇体制打破の斗いを三池・二瀬の首切り反対斗争を中心に炭労全体の統一行動をもって対決し、合理化の背景である安保改定阻止の斗いには国民各階層の中核となって斗う方針を確認した。

第三九回中央斗争委員会（二・二六）は、大会決定の基本方針にもとずく斗いの路線を次のとおり決定した。

一、斗争路線決定の理由

次にのべる石炭事情、政治情勢、春斗における主要単産の状況、われわれの体制、を総合的に判断し、実力を発揮して斗う時点を四月上旬に求めるとの方針にもとずいて斗いの路線を決定した。

1、石炭事情

イ、貯炭と荷渡しの状況

最近の石炭需給は"好転"をとおりこして"過剰"の傾向を強めつつある。

昨年十二月の石炭の消費は四九〇万トンに達し、年末の業者貯炭は三六九万トンで前月に比較して七五万トンも激減した。業者貯炭が四〇〇万トンを割ったのは三三年六月以来実に一年半ぶりのことである。さらに各月五〇万トンの需要増大を推算すれば、年度末貯炭はおそらく八〇〇万トン程度となることが予想される。

以上のような貯炭の推移・荷渡しの状況から判断されることは景況回復が明らかな事実であるということである。だがこのことをもってただちに石炭危機が解消し合理化攻勢がゆるむということでは決してない。

ロ、救援炭の状況

(1)　原料炭は五七万トンを大手各社の出炭比率によって二月末までに賄なうことを決定し、北海道関係は阪神まで送り（三井が入っていた分）、九州関係が大牟田に入れるということになっている。しかし実際には確保されていない。

(2)　三池の国鉄用炭の未納分は七五、八〇〇トンであるが、大手各社は出炭比率で救援することを決め、国鉄に八九、〇〇〇トンを申出ていたが、カロリーで折合いがつかず調整をはかっていたが、二月十六日六五、七〇〇トンに決定した。この内訳は、北海道炭四〇、七〇〇トン、常磐炭三、〇〇〇トン九州二二、〇〇〇トンとなっており、このうち山野二、〇〇〇トン、田川八、〇〇〇トン、計一〇、〇〇〇トンは社内でカバーする。残りの一〇、一〇〇トンについては未決定であるが大手が北海道炭のため九州地区まで輸送できず、九州炭でまかなえるかは疑問視されている。

(3)
特殊な救援炭

(イ)、一昨年新田川石炭が中小炭三万トンを買付け若松においていた分を三井に払下げ、現在一八、〇〇〇トンが払出された。

(ロ)、九電築港発電所に三万トンあずけ貯炭していた分を逆に払下げ関係産業に　まわす。

以上のように、三池を救援する経営者の内部体制は石炭不足の現状から動揺が深まっている事実も見逃し得ない要素である。

ハ、輸入炭

豪州炭五〇万トン輸入については鉄鋼関係に年度計画としての外貨割当が、その分だけあったということで、実際の輸入計画は具体化していない。

二、われわれに与える影響

一方、われわれの内部体制は極端な敵の不況宣伝の影響と一昨年以来の合理化攻勢にわざわいされ、組

1960・3・1

大之浦労組　教宣部

合員の意識、行動ともに低迷の状態にあった。これから脱皮して組合全体が闘争の姿勢をとり敵に対決する。その時期判断は「石炭がない」という悩みのなかでの斗いこそ攻守ところを変え得る時期である。

ホ、季節的関連

石炭需要の最盛期が三月から四月と判断されることと、現在の貯炭の状態から判断するならば、需要の最盛期をとらえて攻撃することが戦略上の常識である。また、石炭各社が三池に対して救援炭を送ることが争議長期化の大きな原因であることをあわせ考えれば、速やかに統一ストライキをもって対決しなければならない。この場合、独占が対抗策として外炭を緊急輸入することが考えられるが、石炭産業全体に与える影響とその損害、外貨の問題、輸送期間等の諸事情があり、簡単なものではない。

2、政治情勢

政府が新日米安全保障条約の批准を通常国会に提案以来、国会の条約修正権・条約内容としては事前協議と拒否権・極東の範囲・米国行動権等の問題をめぐり、岸内閣の反動性と自民党内部の不統一をバクロして岸内閣の存在に大きな疑問をなげている。

このような情勢は国民各層の新安保批判の高まり、労働者階級を中心とする安保批准阻止の斗いと相俟って新らしい政治情勢をつくりつつある。自民党主流のなかには、新安保の審議をめぐって与党内の足並みの乱れをおそれて早期批准のためには今国会中に解散すべきだとの意見もつよかったし、国会再開直前解散を考慮したとさえいわれている。このような底流は現在なお消えてはいないし、野党の攻勢と自民党反主流のゆさぶりによって岸内閣は次第に解散に追いつめられることが想定される。

このような情勢から、解散・総選挙を想定した場合、われわれの企反斗争・賃金斗争に重大な影響がある。選挙は政治権力機構がその執行を一時中止する反面、われわれの側においてもその勢力を大きくそがれる状態となることを十分配慮しなければならない。

3、春斗における主要単産の状況（二・一九現在）

春斗参加の全体の情勢を要約すると、六六単産（中立を含む）四五〇万組合員が三月下旬から四月上旬にかけて春斗参加斗いに入る情勢にある

鉄　鋼＝要求二千円、二月二七日より闘争大会、三月末スト権確立、四月上旬から実力行使

私　鉄＝要求三千円、会社は三月二日の中労委総会に申請の動きあり、四月二〇日以降実力行使

全　鉱＝要求成人三千円、要求提出は三月三日、戦術は一社重点スト、具体的戦術は三月二日前に全斗で決定

合　化＝要求三千円、大部分要求提出済、ヤマは三月二五日以降四月上旬の予定

化学同盟＝要求平均二千～三千円、二月下旬要求提出完了、タイヤ部門大手中心に斗いを組み、三月下旬四月上旬にヤマを設定

全印総連＝要求三千円以上、二月いっぱいに要求提出、ヤマは三月二五日頃の予定

紙　パ＝要求二千円（ベア）二千円（一時金）三月二〇日から第一波

港　湾＝要求三千～八千円、三月一〇日までに要求提出、三月一〇日全国的スト相乗的、三月二〇日頃ヤマの予定

電　機＝要求二千五百円標準、大手三千円、ヤマは三月二七・八日頃から四月六日頃の予定

造　船＝要求二千五百円以上、二月二五日要求提出、ヤマは三月末の予定

官公労＝要求三千円、総評の統一要求とともに各単産の独自要求をかかげ三月下旬から四月下旬にかけて通常国会との関連から強力な実力行使を行う。すでに十二次統一行動（二・二五）を期して強力な統一行動がとられた

以上、各単産の動向から判断して、今次春斗の最高のたかまりは四月中旬頃から下旬と判断されるが、石炭、繊維を除いては好況の状態にあり、総評全体の斗いのたかまりが[illegible]斗争になるとは判断されない。したがってわれわれの斗争は可能なかぎり早期にストライキを実行、春斗全体のたかまりを最高のストライキ体制で迎えることが必要である。

4、四月上旬からの統一ストライキの性格と企反・賃斗の関連

斗いの指標は、(1)安保批准阻止　(2)合理化案の白紙撤回　(3)賃金要求の獲得、の三点であるが、企反斗争についてはわれわれの回答が確認されるまで斗い続けられる。したがってある時点で併行的ストライキが実施されたとしてもそのことによって企反斗争の指標が変更されるものではないし企反・賃斗の同時解決を意図するものではない。なおまた、この統一ストライキの性格は、企斗については石炭産業全体の需給に対する圧力とともに三池争議を支援する石炭各社の救援炭の供給源を遮断して全体として圧力をかけていくこと、賃斗については本ストライキをもって長期[illegible]に要求獲得のための斗いを強めることとする。

5、われわれの体制

イ、全支部について

オ二四回臨時大会決定の方針が各支部各級機関において説明され、これが消化される時期は三月中旬頃と思われるが、さらに安保批准阻止のための諸活動と三月上旬の保安突破活動を積極的に組織し三月下旬を目途に統一ストライキ体制の完全確立をはからなければならない。

ロ、三鉱連について

われわれは企業整備に対決する構えとして当該支部が個別資本に対決すること、決定の決意をもって斗いを組織すること、このなかから産業別全体のストライキに発展させることが可能となることを意志統一して今次企斗を斗ってきた。

三井資本はいま三池の斗いをたたきつぶすために他の五山から救援炭を送っている。われわれは大会で結集された意志をさらに強固にするために、さらにまた、救援炭の供給源を遮断するために三鉱連傘下各支部は速やかに実力行使体制を確立しなければならない。

ハ、二瀬について

二瀬支部にかけられた攻撃は日鉄資本と二瀬支部だけの問題ではなくて、石炭資本と炭鉱労働者即ち炭労の問題であり、三池に対する攻撃と同質のものであるという理解にたって斗いを組織した。斗いの過程において内部事情から一時実力行使を中断したが、大会を契機として速やかに実力行使体制を必要とする。

以上の判断にたって二瀬支部は速やかに実力行使体制を確立しなければならない。

ニ、組織について　二四回大会は組織内部にもつ弱さと欠陥を徹底的に出し合って討論し、その中から労働者階級としての斗いの方向、特に組織の命運をかけて斗っている合理化反対斗争を斗いぬくことを確認した。傘下各組織はこの大会決定の方針を速やかに消化し斗う体制の確立をはからねばならない。

6、十一万人解雇体制打破と三池・二瀬の斗いとの関連

イ、三池・二瀬の斗いの勝利なくして十一万人解雇体制にもとずく政府・資本の合理化攻勢阻止の斗いを組織することはできない。

ロ、三池・二瀬の斗いの勝利は、十一万人解雇の政府・資本の企図を後退させるものであり、さらにまた政府・資本解雇体制に対決する炭労組織全体の体制確立に重大な意義がある。しかしこの勝利が即今後合理化が行われないという機械的な判断と斗いの認識は誤りである。

二、斗いの路線

1、炭労全体の斗い

春斗において統一ストライキをもって対決する時点を四月上旬とする。したがって、当面の斗いと行動は、

イ、合理化・賃金の斗い

ロ、安保批准阻止のための宣伝啓蒙強化

ハ、保安完全確保の斗い

ニ、大会決定方針の徹底

以上の行動を通じて完全な統一ストライキ体制を確立する。

2、三鉱連・二瀬の斗い

三池の無期限ストライキを続行するなかで、田川、山野、砂川、芦別、美唄、二瀬の各支部は三月下旬を目途として合理化案撤回のために実力行使をもって対決する内部体制の確立をはかる。

3、具体的戦術の決定

三月中旬、中央斗争委員会において具体的戦術を決定、指令する。

三、保安確保斗争の推進

オ二四回臨時大会で指摘されたとおり、重大災害の続発は首切り、合理化強行をすすめながら保安を無視して生産を一方的に強行する政府・石炭資本の非人間性に起因している。

われわれは保安斗争を賃上げや首切り反対斗争の斗争手段として消化せず、生命の安全を確保するためには人間尊重をオ一義として、労働組合員相互理解のもとに保安斗争を日常不断に果敢に推進することを方針とする。

右の斗いの路線と方針にもとずいて次のとおり指令する。

記

、合理化・賃金の斗い

1、炭労傘下全支部（三鉱連傘下各支部、二瀬支部を除く）は四月上旬統一ストライキ決行の体制を確立せよ。

2、三鉱連傘下各支部（三池を除く）並びに二職支部は三月下旬実力行使決行の体制を確立せよ。

3、要求書の提出と団体交渉

賃金交渉は三月一日要求書を提出し三月十四日に最終回答を求める。その間団体交渉を強力に推進する。

4、各ブロック担当中執は次のとおりとする。

イ、八社ブロック

三井、明治　　野口、浜山、相沢
三菱、古河　　原田、直江、木下
北炭、雄別　　古賀、東海林、土屋
住友、太平洋　　田、佐々木、佐藤

ロ、西日本ブロック

野宮、渡辺（政）、高垣、杉山

ハ、三社常磐

石田、渡辺（栄）

二、安保改定阻止の斗い

1、署名運動の成功

各支部は三月末日までに安保改定阻止国民会議の一千万署名獲得運動の決定にもとづき、組合員、家族及び地域住民に対する署名獲得を実施せよ。

各支部の署名獲得目標は組合員数の三倍とし、集約した署名簿は炭労本部に送付せよ。なお、地域の共斗会議を通じて署名簿を送った支部は組合の署名獲得数を中央本部に報告せよ。

2、地方議会に対する働きかけ

各支部は地方議員を中心に地方議会において「新安保条約批准反対」の決議を行わしめるよう努力せよ。

3、国民大行進の実施

各地方本部は現に各府県共斗によって行われつつある県内行進並びに三月に行わせる東京にむかっての全国大行進に積極的に参加するよう指導せよ。

4、各支部は「安保改定反対」のビラを作成、組合員に配布して各戸に貼布するよう指導せよ。

また、知人に出す一通の手紙を出す運動を組織するが、具体的には別途指示する。

5、第十三次統一行動について

各支部は三月十九日（第十三次統一行動日）職場内外の職場大会を開催、安保批准反対の決議を行うとともに、第十四次統一行動以降の実力行使体制を確立せよ。

6、第十四次統一行動について

各支部は四月中旬に予定される第十四次統一行動及びそれ以降は統一ストライキ決行の体制を準備せよ。

7、宣伝啓蒙活動の強化

各支部は前各項の行動のなかで、大会決定の方針にもとづく組織内外の宣伝啓蒙活動を強化せよ。そのために、講演会、演説会、討論会等を組織するとともに、映画、幻灯、自動車行進等による組合員の自発的な活動を強化するよう具体的指導を行え。

三、保安完全確保の斗い

1、保安総点検の実施

イ、各地方並びに各支部は一七〇号指令にもとづいて炭鉱災害の原因究明や保安対策の問題点について集会討議や点検、調査を積極的に推進していると判断するが、今回この成果を基礎にさらに大会決定方針の具体化をはかるため、三月一日より十日までを炭労傘下全支部の保安総点検期間とし、とくに、①ガス、炭じん爆発　②出水　③運搬　④落盤　⑤電気関係、等を重点的に調査、点検し、総括、整理、検討の不備について改善要求を行う。

ロ、調査点検にあたっては各職場を単位とし、具体的点検項目は別紙を参考に山元事情（潜在災害、多発重大災害型炭）を十分勘案して各支部毎に策定し実施せよ。

ハ、点検結果は職場毎に集約するとともに職場毎の合同会議を開催して職場の固有事情にもとづくものと各職場共通問題とに分類し、それぞれ改善要求事項を策定せよ。

ニ、点検行動を通じ危険または管理面で緊急対策の必要性を発見した場合は直ちに改善要求を行って災害発生を未然に防止せよ。

ホ、点検実施に当っては労資組合は事前協議を行い、円滑に目的を達せられるよう配慮し、組織外職組に対しても協力要請を行え。

2、昨年以来の重大災害続発に対する抗議ストライキの決行

イ、ストライキの指標　重大災害続発に対する抗議並に警告

ロ、ストライキ突入支部　炭労傘下全支部

　但し中小支部のうち特殊事情があるものについてはその取扱いについて地方本部に一任する。

ハ、突入期日　規模、方法　全支部三月十五日各番方昇坑時一時間五十分の時限ストライキ

ニ、保安要員　従来の慣行にもとずき各山元で協議決定せよ。

ホ、ストライキ実施時における各支部の行動

　各支部はストライキ実施時に集会を開催し、①保安に関する大会決定方針の徹底　②保安総点検旬間実施経過の報告　③改善要求事項に関する確認、などの大衆討議を実施せよ。

3、改善要求に関する交渉推進について

三月一日より十日まで実施した保安総点検を基礎として、三月十五日ストライキ決行時に確認決定したそれぞれの改善要求事項は次によって完全獲得を実現せよ

イ、職場の固有事情にもとずくものは保安管理者に対し職場単位に要求を提出せよ。

ロ、各職場間の共通事項（または職場単位の要求事項で未解決のもの）は坑別支部または組合本部に集約し、団体交渉によって速やかに解決をはかれ。

ハ、これらの交渉を行う場合、常駐保安委員または保安委員会等において解決可能な問題は同委員もしくは委員会をして実施せしめるよう配慮せよ。

ニ、前各項の交渉は可及的速やかに開始し、三月二十日までに終了し、点検結果と要求事項並びにその結論と支部の態度を三月二十五日までに中央斗争委員会に報告せよ。

ホ、第二回臨時大会で集約された実力行使権は本件交渉に関し各支部の申請にもとずいて委譲する。

ヘ、各支部は保安総点検旬間終了後も点検活動を継続し、支部間の交流（企業連間、炭地共または地区段間）や地方地区調査団会議の体制整備、集会開催、見学調査を行うなど、保安対策（災害未然防止）強化体制を確立せよ。

4、鉱山（炭鉱）保安確立に関するアッピール行動について

イ、労働災害に対する世論喚起については全労働者的立場から推進する必要があるので、総評を中心に実施行動を企画し、われわれはこのなかにおいて炭鉱災害の実態を明らかにするとともに、政府資本家の保安サボの責任を追及し保安対策の確立を要求するアッピールを行う。

ロ、具体的内容は別途指令する。

5、石炭経営者並びに行政当局に対する要求

イ、大会決定にもとずく要求書は二月二四日それぞれ手交した。これが回答日時は二月末であるが、われわれの保安のためにする見学・調査に関する便宜供与等に関しては三月十五日までに結論を求める方針で対処する。

ロ、このため回答受領後速やかに交渉を開始し、要求貫徹のため必要な場合はあらためて実力行使を指令する。

ハ、保安局に対しては当面政治局面による国会対策とあわせて中央保安協議会の開催をもとめ、法ならびに規則の改正について意見を開陳しその実行を要求する。

6、中央保安調査団会議の開催

イ、三月十日、十一日の二日間、中央保安調査団会議を開催し、今後の保安斗争方針を具体的に討議決定する。

保安斗争指針はおおむね次により構成する。

① 労働者観点からみた炭鉱保安の実態
② 保安斗争はかくすすめる．
③ 保安調査団の運用
④ 保安委員会（常駐委員）に対する態度
⑤ 具体的な点検斗争推進要領
⑥ 行政官庁対策
⑦ その他

ロ、この会議の構成員は中央本部担当者および各地方本部保安担当部長、大手十四社保安担当執行委員であるが、今回はとくに各地方保安調査団員を招集し、合同会議とするので、各地方本部および出身支部は該当者の出席について協力せよ。

四、六〇〇円カンパ納入ならびに引去り拒否対策について

1、各支部は第二十四回臨時大会決定にもとずく六〇〇円カンパ二月分を三月二十日まで直接中央本部に納入せよ。爾後納入期日は別に指令するまでは二十日とする。

2、日経連並びに石炭資本は本カンパの妨害を策し、その引去り拒否を使嗾している。各支部は会社が引去り拒否を行った場合は直ちに大衆行動を組織し引去りを実施せしめよ。
とくに三鉱連傘下五山（砂川、芦別、美唄、田川、山野）は直接争議当該資本として強力な攻撃を行うことが予想されるので、これが排除に万全を期せ。

3、会社がカンパ引去り拒否をした場合は、直ちに地方本部を経由し中央本部に報告せよ。戦術委員会は入社並びに西日本ブロックと連絡のうえ実力行使を指令する。

五、職組対策

職組御用の各支部は職員組合員との会議を開催し、職員組合の大会決定の消化について協力せよ。

六、救援炭に関する行動について

争議激化にともない三池の契約炭の代替納入が各企業毎に行われているが、銘柄、数量等の的確な把握が困難である（現状判明は救援炭の需要額）。各支部は企業の代替援助の実態を調査するとともに救援行為について抗議交渉を行え。
なお、調査結果は地方本部並びに中央本部に報告せよ。具体的阻止行動については別途指示する。

七、最低賃金制斗争当面の行動

第一回春季斗争共斗委員会（二・二四）において最賃斗争当面の行動について次の方針を決定した。
中央段階における斗いの推移と具体的な斗いの方針についてはあらためて指令するが、当面各地方本部は共斗委員会決定事項二、三項について地方共斗で具体化をはかり傘下各支部の行動について指示せよ。

1、二月末までに設置を完了する最低賃金法共斗会議を中心に、八、〇〇〇円以下の労働者をなくする具体的な賃上げ要求の作成、共斗体制の確立・統一労働協約による最低賃金法改正要求のため斗い・業者間協定の粉砕・中小企業労働者の組織化の斗い、を三月二十日頃を中心とする第十三次統一行動、四月十日頃に予定されている第十四次統一行動を目標に強力に推進する。

2、この斗いの出発点として、三月上旬を目途に全国一律八、〇〇〇円の最賃制の確立・業者間協定の粉砕、八千円以下の労働者をなくする三要求を中心に、県段階、地区段階で決起大会、労働基準局・地方最賃審議会等への大衆行動を全国的に実施する。

3、二月下旬に国会に提出される社会党の最低賃金制改正案の理解を深めるために、社会党と協力し徹底的な街頭集会、ビラはり、大衆と貧困をなくする署名活動を三月中・下旬に実施する。
この活動と並行して三月県会、市会において全国一律八、〇〇〇円の最賃制の制定、社会保障の拡充決議を行わせ、中央に反映させる。

4、四月二十日頃に組まれる第十五次統一行動を安保批准阻止と賃上げ、最低賃金制の斗いとし、職場・地域における統一行動を強め、その成功に努力する。

以上

（中斗発オ一九四号別紙）

保安点検実施要綱

1、点検基準

保安確保の点検基準は当面、最底基準である保安規則ならびに各山で定められている保安規程に合致しているかにおく。

2、具体的点検方法

各支部は点検期間中、各山の実態に応じて、重点を設定して各職種ごとに点検をおこなう。

(1)頻発災害防止について

A、落ばん防止

イ、採炭切羽

払の進行が保安規程に定める規格どおりにおこなわれているか。

○ 切羽面と充填の距離は、充填はおくれていないか
○ 払支柱の間隔は。
○ 抜柱（引枠）残は充分か。
○ 枠のしまり具合は。
○ 人員は充分か。

ロ、掘進切羽

○規格どおり枠が入っているか。
○ 先受けを実施しているか、その方法は適切か。
○ 材料は適切な場所に充分あるか。

ハ、その他

通行坑道、運搬坑道では折損した枠やくさった枠はないか。運搬坑道では片側がそれぞれ七五センチ、三〇センチ以上の間隔を保っているか。坑道の天井は炭車の上縁から一定の間隔で一様になっているか。

など、落ばん防止のためには、支柱規格、材料配置所、先受実施、枠入、枠引き、点検実施、浮石落と器具枠引残などの措置、保安炭柱などについて点検せよ。

B、運搬災害防止

○ 捲揚機のブレーキは最大荷重の列車、ケージ、バケット、スキップなどをただちに停止し保持できるか
○ ロープや支持金具の安全率は充分とってあるか。直前の検査日はいつだったか。
○ 信号装置は聴音式を含み二以上設けられてあるか。どこからでも確実に信号を送受できるか。
○ 自走を生ずる可能性がある坑道に使用する車両に速度制御装置が設けられ、かつ逸走防止の装置が適切な箇所に有効な数だけ備えられているか。
○ 操車場、交叉点、工事箇所などには警報装置、警標赤色電灯等の警報装置が設備され、かつ完全に作動しているか。
○ 立坑の捲揚機に深度指示器、巻過防止、速度超過制御等の危険防止装置が完全に設備され 作動しているか。停電その他動力に異常があったときの危険防止は大丈夫か。
○ 立坑の人車乗降場に設けられている安全戸や墜落防止設備や通路は完全か。
○ 捲揚信号法、とう乗員数等が必要な箇所に見易く掲示されているか。
○ ケージのロープ 上ふた、つり鎖、側囲につかわれている戸鎖、横木は安全か。
○ 坑道の側壁や障害物と人車、炭車その他の運搬施設（[illegible]）相互間の間隔・それぞれ〇・七五メートル、〇・三メートルの規格以上にとられてあるか。
○ 車両の上端と天井、または障害物との間の間隔が〇・三メートル以上離れているか。
※ 現在は人車についてのみの規定であるが、今回の規則改正でその他の車両（特に炭車）についても、安全な間隔をとることを申合せを行ったので、職場要求のなかで実績をつくらなければならない。
○ 人車の上ふた、側面、側面安全鎖や横木は完全か。
○ 人車に救急車を連結し、かつ予備鎖、ロース、安全鎖、安全綱などのいずれかの安全予備装置がされているか。
○ すべての運搬施設は、軌道その他の施設に適応する安全速度をとりきめ、これを明示し、かつ遵守し

ているか。

○ 機関車には、機関車および車両の脱線復旧器具、警報器、ヘッドライトが備えられ完全に作動しているか。

○ 車両の停止箇所が通気を妨げる箇所になっていないか。

○ 機関車及び列車の尾灯は完全か。

○ 車両の流し込みを行う箇所、かいせ、車両の接しよく限界等については自動的に危険を報知する装置設備を行っているか。

C 電気災害防止

○ 設置制限を超える箇所に電気工作物がおかれていないか。

○ 電気工作物の端子その他の裸充電部は、人手または外物が接しよくしないよう防護されているか。

○ 高圧変圧器、高圧配電盤、その他の高圧電気装置には高圧危険の警標が掲げられ、操作のための絶縁台が設けられているか。

○ 接地は第一種工事によってなされているか。

○ 接地線は検査が容易で、かつ外力による損傷防止や接続方法が完全に行われているか。

○ 主要接地板やケーブルの埋設位置をわかりやすく標示してあるか。

○ 電気機器や回路の過電流に対する自動保護装置が設けられ、かつ完全に作動しているか。

○ 採炭作業場及びその附近、掘進箇所等に使用する電動機、局扇等は再送電があったとき、自動的に起動しないようになっているか。

○ 起動装置や制御装置は三線が完全に切離しできる構造のものか。

○ 遠方操作の電気機器には、その運転用開閉器の電源側の近接位置に操作回路をしや断できる区分開閉器が設けられ、完全に作動する状態にあるか。

○ 主要配線にがい装ケーブルが二回線以上設置され、その他の配線については規則第二百二十条並に第二百二十条の二に定める規格の電線が使用されているか。

○ 各種配線の高滴距離は第二百二十一条と第二十一条の三に定める規定に従って施設されているか。

○ 高圧配線に対する落雷、または異常電圧による事故を防止するための避雷器が設けられているか。また電話回路の可溶しや断器や避雷器は完全か。

○ 高圧線電極の表装には検査し、調整し、修理するために、安全な通路と照明設備が設けられているか。

○ 電車線および架空電気鉄道用給電線の軌条面上の高さは一・八メートル以上とられてあるか。

○ この給電線は天盤側壁、通気戸、支柱等に電気的に接触していないか。

○ 主要分岐点や適当な区間毎に開閉器が設けられ、完全に作動しているか。

○ 電車線がゆるまないように設けた架線の間隔は適当か。また電車線から〇・六メートル以内の距離で確実に絶縁されているか。

○ 電車ポールの離脱による危険性はないか。

○ 架空線式電気鉄道の軌条については、規則第二百三十三条乃至第二百五十四条の二に定める規定が守られているか。

○ 坑内照明について第二百三十五条から第二百三十七条に定める規定に違反していないか。

D 発破事故防止

○ 発破作業は発破係員だけでおこなっているか。資格のない鉱員、無資格の先山などが発破作業に使われていないか。

○ 発破する場合の警戒は十分か。

○ 発破母線は規定以上の長さがあるか。

○ 発破する場合、点火のたびごとにガス測定、炭じんについて検査しているか。

○ 発破係員は発破母線についての規則を守っているか。

○ 不発の場合規則通り処置しているか。

(2) 重大災害防止について

A ガス・炭じん爆発防止

メタンガスは石炭から常にでており新しい炭壁ほど多くでている。通気が設計通りで、坑道の維持、採掘が規格どおりにおこなわれていたらガス爆発は絶対におこることはない。炭じんも散水、岩粉など十分であれば

○ 人が横断する箇所は危険がないように設備されているか。

ば、たとえガス爆発をおこしても炭じん爆発の拡延は防止できる。にもかかわらず、爆発が誘発しているのは、それが守られていないからだと断言できる。従って炭検は規則に定められている限界をこえていないか。ガスが停滞するような坑道の維持、採掘方法をとっていないか。炭じんに対する処置が十分かどうか、という点に重点をおかなければならない。

イ、坑内におけるメタンガスの限界は次の通りである。
○ 主要分流の排気中は一、五％以下
○ 坑内作業場　一、五％　〃
○ 坑内通行場所　二、〇％　〃
○ 導火線発破を行う場所　〇、五％以下
○ 電気発破を行う場所　一、五％以下
○ 電気工作場を設置する場所　一、〇％以下

ロ、採炭切羽のガス、炭じん爆発防止
○ 炭壁と充填との距離は規程通りか。広くなりすぎて通気が悪くなってはいないか。
○ 払跡にガスがたまるような採掘をしていないか。
○ 前進式払と後退式払は異るが、肩、深の先坑は十分か。
○ 肩坑道の風管がおさえられていないか。
○ 大肩が進みすぎたり、逆に遅れたりしてガスが停滞してはいないか。
○ 炭じん発生防止のための散水、注水等は十分か。
○ 発破の場合炭火のたびにガス、炭じんの検査をしているか。
○ 係員のガス測定は十分か。またその結果を全員に知らせているか。
○ メタンガスの含有率が限界をこえた場合は労働者を退避させ、停電その他規則に定める適切な措置をとっているか。
○ エンジン、スイッチ、ケーブル等、火源となる設備は完全か（特に絶縁状態、火花発生の有無について）
○ それらの故障の場合、現場で修理するようなことはないか（電源を切って良品と交換し、修理は坑外で行うよう指導せよ）

ハ、その他の箇所のガス・炭じん爆発防止
○ 坑道の大きさは規格通りで通気抵抗をきたしてないか。
○ 採掘跡、自然発火箇所の密閉は十分か。これが測定監視は十分におこなわれているか。
○ 坑道は炭じんがたまっていないか。
○ 坑内貯炭場、石炭の積込口、積かえ場では散水、注水が十分におこなわれているか。
○ 坑道やその他炭じんの集積、浮遊するところでの、岩粉の撒布は十分か、岩粉地帯の岩粉集積状態は十分か
○ 発破は保安規則通りに行っているか。
○ ガス抜設備は危険のないよう十分か、ガス抜パイプは他のパイプと識別できるよう色分けしているか。
○ その附機は十分か
○ 電気器具設備の防爆設備は十分か。
○ 各種機械座、電気工作場における消火設備は十分。

ニ、出水防止
○ 地層状態が不明で水脈調査する場合、先進ボーリング、先進穿孔等が行われているか。
○ 毎日水量とその変化を測定しているか。
○ 河底、湖沼底、海底を採掘するときは、その予定区域について十分調査されているか。非常退避対策は完全か。
○ 古洞位置の確認、水圧、水量計算、水抜対策、排水計画と実施に誤りはないか。

以上、重点的事項について保安点検実施要綱をあげたが、冒頭述べたように各山元の実情に合わせて重点を設定し点検を行うこと、本要綱で足りない点は一九五七年一〇月発行の「保安手帳教科」を参照されたい。特に現在注意しなければならないことは人員配置を無視した増産体制に突入しているので、払は危険な状態にあり、落ばん事故の頻発、ガス爆発の危険が増大している。即ち、充填が遅れたり、払進行が不規則になったりして風量が不足したり、持曲が大きくなっている。これは明かに保安規程に抵触するが、罰則がないため平気で違反している。そしてエヤーゼットや局扇等を設置したりして払進行を早めようとしているところが多い。これらは技術的にみても許されるところでない。従って点検の結果は保安規則、保安規程の違反箇所の改善とともに、これに伴う人員配置、保安作業（採炭を中止してでも充填を追っかける、列車の運行を停止して坑道を修理する等）の場合の賃金保証の問題が起る。これらを十分討議し保安確保の斗いを組織する必要がある。

以上

ニュース

72

貝島労企反斗指令第一号
昭和三十五年三月四日

各支部斗争委員長　殿

貝島大之浦炭礦労働組合
斗争委員長　横田　肇

―配置転換並びに退職強要に伴う組合の態度―

今次合理化に伴い会社は一方的措置として、組合員に対し配置転換並びに退職の強要を巧妙に行っている。

われわれは、かかる会社の行為は明らかに労働協約の精神と、労使間の信義を裏切る措置であると断定せざるを得ない。

なお、かかる行為が、組合員の心理的動揺なり、行動面における悪循状態をかもしていると判断される。従って組合員各位に対し労働者としての認識と自覚を呼びかけ、職場を離れない団結を要請するものである。

われわれは、如何なる斗いにも自信と誇りをもって事に処してきた。どのような三者の介入があろうとも、自ら組織を信頼して戦列を乱さなかった。

こうした、われわれの行動からして、現時点における会社の背信的行為に対しては、大衆行動のなかから斗いへの勇気と信念を堅持、組合員一人一人の力を結集しハネ返していく体制の強化を急がねばならない。

以上の見解に立って次のことを指令する。

記

一、会社が如何なる手段、甘言をもって組合員に配転、退職を強要しても、組合員はき然たる態度をもって、これら行為をハネ返せ。

二、職制なり、労務係が配転、退職を強要したことによって、一部にこれを容認したものがあっても、このことは会社の一方的措置であり組合としてはこのことを認めることは出来ない。組合員は心理的動揺を来すことなく、組合の指令、指示に対して忠実な行動を行え。

三、肩たたき等をもって組合員に配転、退職を強要している事実が判然とした場合、組合として会社に対し、これが処断を厳重要求するので、かかる行為を體験した組合員は、指示者・日時に話き直ちに支部に通知せよ。

以　上

大之浦労組　教宣部

斗争体制の確立について

一九六〇・三・二
貝島労組斗争委員会

昭和三十五年二月二十四日、会社は五項目に亘る合理化案を提案した。その内容は　①請負切替えに伴う職種整理　②適正配置について　④採炭夫の若返りについて　⑤超過労働の是正化について協力願いたい　③職場管理について協力願いたい　である。

われわれは、今次合理化案なるものの内容をつぶさに観察したとき、従来にないきびしい内容をもっていることを周知することが出来るとともに、本質的には全てが希望退職に通ずるが如き全容であると思考される。

従って、必然的に斗いの激化は予想されるし、これに対処する体制強化を図るため次の斗争体制を確立する。

一、斗争委員会は全執行委員を以て構成し、斗争委員長が必要と認めた場合、その都度招集する
二、戦術委員会は三役、支部長（関支部長）、専門部長を以て構成し、斗争委員長が必要と認めた場合、その都度招集する
三、斗争委員長は斗争委員会を掌握し業務を統轄する
四、副斗争委員長は斗争委員長を補佐し、斗争委員長不在の場合これが業務を代行する
五、書記長は各担当部を掌握し斗争業務を遂行する
六、情宣部は、支部情宣班と常に連繋し、教宣活動の徹底を図るため諸計画を企画するとともにこれが実践行動を行う
七、行動部は、大衆行動、示威行動に対する指導及びこれが実践を行う
八、保安部は、常に坑内・坑外の実態を把握し保安関係の指導及び確保を行う
九、渉外部は、主として対外関係（各労組、友誼団体）、及び警察当局等との折衝に当る
一〇、総務部は、各支部との連絡及び情報蒐集に当り、これが集約をそれぞれの担当部門に報告する。
尚、総務関係の業務を遂行する
一一、一切のスポークスマンは三役これに当る
一二、支部斗争委員会は代議員を以て構成する。

貝島大之浦炭砿労仂組合斗争体制

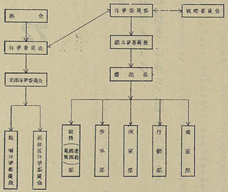

—「肩叩き阻止」に伴う大衆行動の指導要領—

一九六〇・三・四　大ゝ浦労組

今次合理化提案を前後して、「退職、配転、転職の勧奨」いわゆる肩叩き行為を、労務係や現場係が巧妙に行っている事実に対し　当労組は、二十六日の団交席上会社に抗議した。

これに対し今村労務部長は「ご指摘の事はやらせない」と確約した。

しかし他社の経験や会社の合理化予定からして、今後も陰に陽に肩叩きが継続されると予想されるし、

先に、指示第一号をもってこれが阻止行動の実践を指示したのである。

従って指示に基く行動の実践は行われていると思うが、為念、次に具体的「指導要領」を示すことにする。

一、肩叩き阻止行動の目的

１、先づ基本的に考えた場合「退職、配転、転職を勧奨」するという行為は、如何なる理由があろうとも人権侵害であるし、労働組合の絶対的任務として、それが一人の問題であってもみんなの力ではねかえさねばならない。まして交渉最中であるのに、かかることは労資間の背信行為であり断乎として阻止しなければならない。

２、更には、肩叩き等の行為をほしいままにさせ放任した場合、ともすれば動揺しがちな組合員、家族の斗争意欲をより減退することになると判断されるし、大衆行動による抗議の流れから、斗争の意義をより理解させると共に、敵側を恐れない団結と勇気を体得させ、斗争経験の蓄積と体制の強化をはかれる。

またそのことは、職場、居住地区の民主化を確立することにもなる。

二、具体的にどう行動するか

１、連絡の徹底

肩を叩かれた組合員、主婦は勿論、それを見聞した組合員、主婦は、直ちに抗議の行動を起すと共にその実態について直ちに代議員（地域部、職場）—支部—本部へ連絡これが徹底を期すこと。

２、監視体制の強化

第一には、組合員、家族の一人一人が常に監視を怠らないようにすること。

第二には、地域部毎に組織的な監視と摘発の体制を確立、肩叩きのスキをみせない体制の強化を図ること。

３、大衆行動と抗議の方法

(1) 大衆行動

イ、組合員及び主婦は、役員の指示があった場合、速かに八チ巻き（腕章）を着装の上指定場所に集結すること、従って何時でもこれに応じる事前の準備をしておくこと。

ロ、摘発現地での緊急動員指示は、その地域の斗争委員長が行う。ただし情況によっては現地指導者（地区、本部斗争委員）が指示する。

ハ、支部連絡後の指示は、地区斗争委員長が行う。

ニ、指定されていない地域については指示あるまで待機のこと。

ホ、行動に当っては、指導者の指揮により整然とした統一行動を行うこと。

(2) 抗議の方法

イ、指導者は、大衆抗議の意義を、集合した組合員、主婦に必ず知悉せしめること。

ロ、抗議を行う場合、謝罪と今後行わないという確約をとることが肝要であるが、敵側の態度によっては断乎たる決意を示すこと。

ハ、その場合、暴力行為についてはつつしまねばならないが、デモ行為については適宜行うこと。

ニ、警官に対しては挑発の口実を与えないよう留意すること。

以上

ニューズ 73

「肩叩きはやらない」等の組合協力要請に対し、職組より協力を回答

※ 当労組では会社の合理化提案を前後して労務係、現場係員等が配転勧告や退職勧告を行っている事 ※
※ 実に基き、三月一日職組に対し「肩叩きをつゝしむよう」協力要請を行っていた所、職組から「反 ※
※ 組合的言動は自戒するよう機関を通じて徹底させる」との回答があった。

今次合理化提案に伴う御協力要請申入れの件

毎日御多忙のこと御苦労に存じます。

今般、当労組に対し会社側が、㈠、請負切替えに伴う配転、㈡、適正配置による転勤、㈢、採炭夫の番取りの転換、㈣、機械分析の適正化、㈤、職場管理等の合理化を提案してきたことは、既に貴職組におかれても御承知のところと存じおります。現在当労組と致しましては、会社提案に対し反対を前提として鋭意検討中でありますが、全般的に偏くわれわれだけの犠牲を強要する会社の態度は全く心外とするところでありますし、会社の猛省なき限り平和裡の解決は困難だと判断しています。今般貴職組にもなにかと御迷惑をおかけするかと存じますが、積極的な御協力を要請するものであります。

殊に当面する問題としては、さきに口頭申入れを行いましたように、坑外、貴職組一部組合員の方々で、当労組組合員に対して「退職や配転」を勧奨しているむきがありますが、このことは、当労組組合員、家族を刺激され、徒に紛争を惹起するものでありますし、貴職組御賢察の上、いわゆる「肩叩き」等の行為を厳につつしむよう組合員各位に可及的速かに御指示あらんことを要請致します。

尚念、今村勤労部長も二十六日の団交席上「職制から提案内容を説明することはあろうが、退職、配転の強要は、交渉中であるしやらせない」と確約されていることを申添えます。

昭和三十五年三月一日

貝島大之浦炭鉱労働組合
組合長　横田　肇

貝島大之浦炭鉱職員組合
組合長　矢島三二殿

昭和三十五年三月二日

貝島大之浦炭鉱労働組合
組合長　横田　肇殿

貝島炭鉱職員組合
組合長　矢島三二

企業合理化案の提示について

炭鉱経営者の巧妙なる合理化攻勢は最近一段ときびしさを加えてきました。今回貴組合に提案された坑木仲仕などの請負切替えに伴う配置転換など五項目に関する提案も、伝えられる十一万人の首切りを意図した長期計画による一連の攻撃としてお互いに重視しなければならないところであります。

貴組合に提案された諸問題は、ひいては当組合にも影響をもたらすものが多く、さらに第二、第三の合理化案がかくされていることも容易に想像できるところであります。御教示のようにかくるものに対する一方的な犠牲の強要や不当なしわよせに対しては当組合としても強く反対の立場をとって斗う決意であります。

従って御申入れのように当方の一部組合員が現在御指摘のような「退職や配転」について、「肩たたき」や勧奨を行い、貴組合員及び家族を刺激するようなことは、まことに遺憾なことでありまして当方としてはそのようなことが事実として信じ難いのでありますが、御要請の内容と合理化反対斗争の本質を組合員に充分つたえ、いやしくも反組合的言動は自戒するよう機関を通じ徹底させることを決めましたので御了承願います。

しかしながら、会社と貴組合側の団体交渉で決定された事項に基いて当方の組合員が業務命令を受領したのち、職責遂行にあたり個々の解釈の相違や僅かな行違いなどによって不本意な摩擦が生じた場合については速かに両組合相互で話合い「事件」を円満且つ有効に解決できるよう努力したいと思います。どうか同一企業内における両組合の友愛を尊重し、この上ともよりよき労、職両組合の関係が確立されることを切望致します。

以上

1960・3・4

大之浦労組　教宣部

ニュース

74

組合・労協違反等厳重に抗議

炭労・五六日交渉　七日戦術を決定

× 三池、二瀬企反斗の六〇〇円カンパ引去りについて会社より、三日朝「これは ×
× 組合費として控除することはできない」という回答申入れがあったので、組合 ×
× は直ちに交渉申入れを行い会社の見解を質した。（この交渉には組合長以下五 ×
× 名の代表が出席した）その要旨は次の通り。

組合　いやがらせにも程がある　と会社の再考慮を促す

会社　石炭重役に一任していると逃げる

会社「600円カンパ」の控除を拒否

席上先ず組合は「労務係等の締付けはヒドクなっている。今村部長は団交でやらせないと確約されているし、これら不心得者の処分をされたい」と強く要請、続いて「六〇〇円カンパを差引かぬ」といわれる会社の理由を問うた。

会社今村部長は「十四社の会議でいろいろ検討した結果、協約上何かと異論のあるところであろうが、一切を中央（石炭重役対炭労）にまかせることになった。従って従来の慣行程度は差引くが今回の六〇〇円は、三池、二瀬を支援する目的の炭労大会決定であるし、経営者側の道義からもこれは控除できない」という見解であった。

これに対し組合は「会社のいやがらせには全く憤りを感ずる。従来も大会決定のカンパを組合費として引いているし今回はその額が若干高いだけではないか、更には、そのことは、労働協約の違反であるし、一昨年賃斗の際、今後やらないと約束をしているではないか、また会社は、三池へ救援米を送っているときくが、われわれには増産を強制している。このことは全く矛盾しているし、今日まで組合は協力してきたがその考え方も改めねばならないと痛感している。中央に一任といわれるが、当社としては組合費として控除して貰いたい」

と強く要請、抗議を行ったが、会社が、従来の分は差引くが六〇〇円については出来ないと固執するので組合は、最後に会社の再考慮を促すと共に、最悪の場合は炭労の指令に基き大衆行動や実力行使にうったえても会社の猛省を促すことを強く申入れ引揚げた。

炭労としては、他社に於ても同様の控除拒否がうち出されたので、五六日石炭重役と交渉その結果如何によっては、七日戦術委員会を開き、斗争戦術を討議決定することになっている。

註、給料よりの「控除便宜供与拒否」（チェック・オフ）については、昭和三十三年賃斗の際も会社が打ち出してきたが、炭労は（一）、労働協約違反（二）、従来の慣行に違反の行為（三）、一方的通告の不当性（四）、争議の封殺をネラウ報復的手段だと強力に抗議し、撤回を迫ったところ、賃斗解決の際、「会社は右通告書を撤回している」し、今回再び拒否してくることは不当である。

以上

大之浦労組　教宣部

ニュース
75

炭労 要求書を説明

十四日に最後回答求むと申入れ

新賃金斗争については、既報、炭労第二十四回臨時大会の決定に基く、具体方針一九四号指令によって斗いを進めることになったが、大手十四社はそのスケジュールに従い三月一日、一才八〇円の要求書を提出、四日の第一回団交で要求書を説明斗いの火蓋を切った。九炭斗の場合四日の第一回団交は、福岡市九州鉱業連盟に於いて午后二時三十分より五社の「集団的交渉」を開き、炭労側代表より要求書を説明、連盟代表と次の質疑応答を行い、十四日には最終回答を求めること、更には最終段階の交渉場所は東京とすることを申入れ、第一回団交を終った。

賃上げ 第一回団交開く 3月4日

― 主な質疑応答 ―

会社側、労働時間について拘束八時間となっているが間断業務についてはどうなっているのか？

炭労 間断業務については従来通りである。

会社 本人給一才当り四二〇円となっているが、これの適用範囲なり財源についてはどうか。

炭労 適用は坑外成人男子であり四二〇円に不足する財源は別枠とする。

会社 現在の各社の初任給との関係はどうか。

炭労 初任給とは関係はない。

会社 四二〇円の額の算出根拠はどうか。

炭労 各社の現行賃金に今回要求の八〇円を加算すると四二〇円位になる。

会社 引上額八〇円の算出根拠はどうか。

炭労 炭鉱労働者の低賃金をなんとかして引上げるためにこれだけは是非ということで、八〇円の要求を出した。

会社 修正給についてはどうなっているか。

炭労 今年は修正給はとらないが、特殊な場合はその時協議する。

会社 その他の事項については従来通りとなっているがどうか。

炭労 すべて現行通りである。

会社 基準外賃金についてはどうなっているのか。

炭労 基準外については炭労に権限がないので各社別交渉である。

昭和三五年三月一日、

日本炭鉱労働組合
中央

九州石炭鉱業連盟
理事長 田中五之助殿

要求書

昭和三五年一月一日より同年十二月末日迄の鉱員賃金並に職員給与について、左記の通り要求します。

記

一、鉱員賃金

1、賃金構成
基準賃金 (1)、本人給 (2)、家族給
本人給は固定給及び職務給とし固定給は所定時間に対し職務給は作業量に対して支払われるものとする。

2、所定時間
本人給に対応する所定時間は休憩一時間を含み拘束八時間とする。

3、賃金額
(1)、本人給
イ、本人給は一才当四二〇円（税込）を下廻ってはならない。
ロ、引上額、現在の各人に決められた賃金額を左の通り引上げる
一律引上額 一才当八〇円（税込）
(2)、家族給
額、支給条件、支給範囲とも前協定通りとする。

4、標準作業量 前協定通りとする。

5、基準賃金に関するその他の事項、前協定通りとする。

二、職員給与

1、賃金構成 従前協定通りとする。

2、労働時間 従前協定通りとする。

3、賃金額
(1)、基準賃金（本給、家族給）従前の額を一三・六％引上げるものとする。
(2)、家族給、従前の協定通りとする。
(3)、奨励給は右の引上げ額とは別個とする。

4、その他事項については別途交渉決定する。

以上

1960・3・5

大之浦労組 教宣部

ニューズ
76

九炭六三一、九斗発第八三号
一九六〇年三月二日

中央斗争委員
支部斗争委員長
炭労書記長
特別常駐オルグ
各 殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　丸岡吉夫

―中斗発第一九四号指令推進に関する指示―

第二回臨時大会（於福岡）の斗争方針により第三九回中央斗争委員会（二、二六）は石炭事情、政治情勢、春斗における主要単産の状況、われわれの体制を総合的に判断した結果、三月下旬に三鉱連、二瀬、四月上旬に全支部の実力行使を決行し、総力を結集して三池、二瀬の首切り反対斗争を中心に炭労全体の統一行動をもって対決し、十一万名首切りの合理化の土台をゆさぶり、その背景である安保の批准阻止の斗いに政労の総力で斗うという路線を決定した。

具体的戦術は三月十五日、十六日の中央斗争委員会に於て最終決定されるが、各支部は第三九回中央斗争委員会の決定による中斗発第一九四号指令を完全に消化し、十五、十六日の中斗決定を直ちに実施され得る体制を早急に樹立しなければならない。

以上に基いて九州地方戦術委員会（三月二日）は中央斗争委員及び特別オルグの派遣及び各炭鉱共、各支部の行動について次のように決定した。よって左記指示する。

記

一、オルグ常駐及び期間

イ、第三九回中斗の確認に基き、次の中央斗争委員は、三月七日より三月末日まで（中央斗争委員会長除く）。次のように常駐し、指令に基き斗争指導を行う。

二瀬支部	小田、浦郷
田川支部	古賀、藤嶋
山野支部	大門、谷口
嘉穂支部	末永
大峯峰地支部	山田、石田

ロ、特別オルグは次のように常駐し、派遣炭労執行委員及び中央斗争委員の指示により斗争指導を行う。特別オルグには九州炭労旅費規程を適用する。

㋑三月七日より三月十九日までの派遣支部及び受入支部

受入支部	オルグ数	派遣支部及びオルグ数
二瀬支部	九名	杵島一名、高松二名、貝島三名、宇部一名、大正一名
三池支部	十二名	田川二名、山野一名、高松二名、古賀山一名、上山田一名、二瀬五名

㋺三月十日より三月十九日までの派遣支部及び受入支部

受入支部	オルグ数	派遣支部及びオルグ数
山野支部	七名	田川二名、赤池一名、三池三名、峰地一名
田川支部	十名	山野二名、三池二名、下山田一名、大峰一名、目尾一名、平山一名 崎戸二名
大峰峰地支部	六名	新入一名、勝田一名、方城一名、鶴田一名、飯塚一名

うらに

1960・3・7

大之浦労組 教宣部

㈢次の各支部は本部直轄とし、山元待機とするが、派遣については電話で指示する。
　高松一名、佐賀一名、三池一名、西杵一名、立山一名、杵島一名

（註）オルグは派遣同日の正午までに受入支部の斗争本部に必着のこと。

二、炭労執行委員を次により派遣する。

三池支部　石喫、渡辺（家）、池園
二瀬支部　杉山、田中（弘）、桝田
山野鴨生支部　高田、毛利
田川支部　渡辺（政）、大平
大峯峰地支部　小竹
貝島大辻支部　野宮、高瀬
高松支部　光永
宇部支部　大本
京ノ上支部　渡辺（剛）
立川支部　橋本
新何山支部　松本
有北松支部　新妻

三、炭婦協の行動

イ、各炭婦協は三月十六日までと、三月十五、十六日の中斗決定以後の二回にわけ、炭婦協内交流措置を計画実施せよ。
但し、その際、三池、二瀬、山野、田川については、当該支部の計画を考慮されたい。

ロ、各炭婦協保安調査団会議は先に開催した九州炭労各炭婦協保安斗争研究集会における確認事項の推進と、指令に基く斗争推進のため、各炭婦協保安調査交流オルグを計画実施せよ。

四、各支部の行動
各支部は中斗指令を推進する中で、オルグ受入、オルグ活動の系統的計画立案実施、及び炭婦協活動に積極的に実施せよ。

五、炭労執行委員及び中央斗争委員の派遣を受けている各支部及び各オルグは行動と状況報告書を派遣炭労執行委員若しくは派遣中央斗争委員に三日毎に提出せよ。
その他の各支部は三日毎に地方本部に二部送附せよ。
各炭婦協会長は炭婦協会議の内容を地方本部に二部送附せよ。

六、本指令以前のオルグ指令及び指示は解除する。

以上

ニュース 77

中斗発第二〇〇号
一九六〇年三月八日

各地方本部
各資本別 斗争委員長 殿
各支部

日本炭鉱労働組合
斗争委員長 原 茂

カンパ控除拒否に関する追加行動指令

三井並びに二瀬斗争に対する会社側の賃金カンパ控除拒否について、戦術委員会（三、七）は本日までの交渉経過にもとずき検討した結果、次の基本的態度と具体的方針を決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、控除拒否に対する基本的態度

組合費及び組合関係費その他賃金よりの控除について、企業連並びに各支部は労働協約中に控除協定を結び、それにもとずき現在まで控除し、又協約化されていない企業連、支部においても戦後労使間の一般的慣行として平時、斗争時を問わず、組合関係費（斗争費を含めて）を控除してきたにもかかわらず、今回会社が控除拒否を行っているのは、労働協約違反や、慣行無視の行為である。

この会社の措置を容認することは、協約の履行義務の遵守並びに慣行に基ずく既得権益を否定し、将来に重要な影響を与える。従って、会社の措置を撤回させることを基本的態度とする。

二、当面具体的行動並びに措置

1、各支部は二月分カンパについては、三月支払い賃金より徴収（差引）し、三月二〇日までに中央本部に完納せよ。

差引方法については各支部に一任する。

（註） 差引方法の例事については、各地方本部宛、口頭連絡を行っているので、各支部は地方本部と連携の上参考とせよ。

2、各企業連並びに、支部は各社態度を撤回させるため、一九四号指令に基く大衆行動並びに実力行使決行の決意を背景に、今後も積極的交渉を継続せよ。

以上

1960・3・9

大之浦労組 教宣部

ニューズ 78

主婦会も、合理化、首切り反対の体制固めを急いでいる

× 合理化提案に続き近く希望退職募集の予想が強くなってきたので組合は、主婦会に対してより一層の協力を要請した。主婦会としては五日の役員会で次の方針を決め、七日支部幹事会、八日評議員会を開き、十日以降具体的な行動に入る準備を急いでいる。 ×

― 会社合理化提案に伴う 主婦会の具体的行動方針 ―

貝島大之浦主婦会

貝島にも私たち最大の悲劇ともいうべき首切り（希望退職、指名解雇）が発生することは時間の問題と判断される情勢であります。

私たち主婦会もくびきりという非常事態に備えて生活を守るために労組と一しょになって斗争に立上らなければなりません。

従って、次の具体的行動にもとづいて組合の斗いの推進力としての役割を果さねばなりません。

一、労組とともに行動するために

1、本部三役は常に労組三役と連絡を密にして、その中から主婦会としての方針を計画する。

2、支部三役は労組支部長又は執行委員と連けいし、支部における行動に参画する。

3、幹事は地域評議員を掌握するとともに、組織部とよく連絡をとり、相互の意見統一を行い主婦会の計画を推進するとともに、労組の行動計画に最大の協力を行う。

4、体形

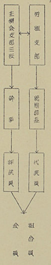

一、具体的行動をするために

1、労務係が主婦会員にたいして、主人の退職をすすめるよう肩たたきを行ったときは、すぐに幹事又は組織部長（代議員）に連絡する。

2、肩たたきなどをさせないよう労組もかん視体制を行うので主婦会もこの行動に参加する。

3、労組がデモや抗議大会などの大衆行動を行う場合、主婦会もすみやかに八チ巻、腕章をつけて指定の場所に集合するので、いつでもこれに応じられる準備をしておく。

4、このときには主婦会の役員、幹事は事前によく労組と連絡をしておく。

5、行動に入った場合は、すべて労組の指示にしたがって行動する。

一、常会をひんぱんに開くために

1、首切りは労働者にとって最大の悲劇であるだけに心の動ようも又大きい、ことに台所をあずかる主婦の決意が主人の心を強くもし、又弱くもする。これが首切りをはね返す斗いにあたえる影響は非常に大きいものとなる。

したがって常に常会を開いて主婦同志の決意をかためる。

2、常会の計画については組織部長とよく相談して援助をうけるようにする。

以上

1960・3・9

大之浦労組 教宣部

ニュース 79

またも働く者だけに犠牲をシワよせ

第二次合理化「勇退募集提案の内容」

組合、会社の猛省促す

合理化第五回団交 12日

合理化第五回団交十二日午后二時二十分より第一会議室で開かれ、先ず組合より先の提案五項目についての組合の態度について表明、続いて第三議案をしながら肩叩きの背信行為を強行していることに対し、厳重に抗議するとともに取締の処分を追求した。第二次合理化「勇退募集」提案内容（裏面）は、またも、働く者われわれだけに犠牲をしわよせにするものであったので組合は、あまりに一方的な会社のやり方、経営の無能を攻め再検討を促し終った。

「肩叩き」に厳重抗議し処分を追求

交渉経過の概要

冒頭、組合より前回提案の五項目についての組合の態度を一項目毎に回答（概要につき省略）続いて、先にも検討を求めていたが、会社人事機構の簡素化、例えば「本社を福岡に置いていること、鉱業所、労務外勤等」大英断の措置をとられたい。また退職受付についてつき、更に「肩叩き」は「再三〃やらない〃」と確約しながら強行している事実を握っている。このことは労使の信義に反するばかりか不当労働行為である。責任の所在を明らかにせよ」と抗議しつめよった。

これに対し会社は「五項目について実施しなければならないが、本日提案するのを先にやってからにしたい、会社の人事、機構については今検討している。労務係等職制も検討する。退職交付はやむを得ない措置、肩叩きは職制の必要はないと思うし今後もさせない、そなお皆からのいきちがいがあるかもしれないがその点はお詫びする」とまたも通り一ぺんの回答であったので組合は、「お礼参りまでやっていながらいきちがいですまされない。処分を明確にされたい」と厳重につめよったところ会社が、そういう事実があれば処分も考えると回答したので、申入れの提案を受けることになった。

勇退募集提案の理由

先ず、本松専務急病のため出席できないと、その挨拶を長岡合理部長代読（その要約）「当社の経理は非常に苦しい。これはコスト高のため銀行からも見離されようとしている。三八年まで一、二〇〇円の炭価引下げをしなければならないが、それよりも当面の切り抜け策として、三五年乗りきりについて全社的に検討しましたが、従業員の方の勇退もやむを得ないところとなりました。このことは誠に遺憾なことであります。殊に社長は、外に方法はないのかと心痛を悩まされておりました。しかし、大之浦が生きるため労務費の削減が必要なのであります。どうか、大之浦を救うものは大之浦人しかないのです。ご協力下さい。

ここで組合は、

「神武景気の時には会社ご挨拶がなかった。負債だらけ、また三〇年の段階後三一年には新規採用しているが、便宜的に働く者だけを犠牲にされるとは遺憾」

続いて今村部長より提案理由の説明が行われた。その要約は、「先に五項目を提案、三五年度について検討してきた。本日は申訳ないと思うが、一連の再建案を提示する。

第一、エネルギー構造の変化（説明省略）

第二、他社に比べて非常にコストが高い

原料炭を損当

赤字増大の一途を辿っている。炭価の危機に直面している。よって種々の機械化をやってきたが、漸深部化している。従って全社的に、抜本的に慎重に検討した。勿論、会社役員からも再建に協力する。更に職制機構の合理化、事務の簡素化、機械化の促進「ブラウローダー、ロッガーショベル、カッターの増加、切羽集約、鉄柱、採炭は運搬、物品、販売等計画しているが、これをやっても尚赤字は克服できないので、二八〇〜二九〇円労務費を削減することが絶対必要になった。誠に遺憾であるが、涙をのんで次の提案を行う。早急に実施したいのでご協力を願いたい。

◎当提案説明後、長岡合理部長より[illegible]事項が説明された。

1960・3・12

大之浦労組 教宣部

希望退職募集その他提案要旨

昭和三五年三月一二日

第一、希望退職者の募集

(1) 募集人員

一月末在籍者を基準として一割程度

(2) 募集期間

近日中に開始の予定、事情により期間中でも打切ることがあります。

(3) 募集に際しての会社の希望

家庭状況で責任度合が少ないと共、満五三才以上と共、高度の身体障害等の理由で、この際退身しようとされる方々の勇退を希望します。

(4) 退職条件

附表「希望退職者に対する取扱」（「同退職金計算例」）の通りであります。

(5) 就職あっせん

イ、炭鉱離職者援護会との間に専任の連絡係員を置き、就職あっせんに最大の努力を致します。

ロ、会社に就職委員会を設け、関係会社等への就職あっせんを図ります。

第二、入坑採用の制限

(1) 殉職者遺家族の採用

職場に受入余地のない場合は、縁故先に入って頂く場合もあり得ることと致したい。

(2) 停年間近なもの及び負傷者の子弟の入坑採用

当分の間中止致したい。

第三、増産賞与の改訂

従来の実績を勘案し、無理の行われないよう考え方に立って、

(1) 今回の希望退職者募集による人員減に見合った標準能率の改訂を致したい。

(2) 頭打ち制度を設ける。

最高限度　月額一、九〇〇円と致したい。

第四、新炭代値上及び配給基準の改訂

(1) 精

配給価格を一俵六円と致したい。

(2) 豆炭

イ、配給価格　一俵八円と致したい。

ロ、配給基準　現行の通り。

ニュース

80

組合 仂く者を犠牲にしない合理化政策を追求

組合「労仂強化・保安など大問題だ ー整理後の出炭計画をつく」

14日 企業整備第六回団交

企業整備第六回団交は、十四日午後二時二十分より第一会議室に於て開かれたが、いろいろ問題はあろうけれども大きくふみきって提案を認めご協力願いたいと繰返す会社に対し組合は、前回から主張しているように、われわれ働く者だけに犠牲をシワ寄せする合理化、首切りではなく、政府に抜本的な石炭対策を要求するとか、会社の人事機構を簡素化するとか、について再検討をもって対処されるべきではないかと論バク、更に採炭の出炭計画は、労働強化、保安等問題があると指摘、会社の猛省により再検討を促し終った。

交渉けいかの要約

会社、先般来からいろいろご相談を申上げているが、なんとしても今回の石炭危機当社の危機をのり切るためには労使双方で努力するより致しかたない。大之浦再建のためご協力を願いたい。

組合、前回会社の提案をきいたが、経理の説明についても納得できない、また人員整理だけをやろうとしているが、外に打開策があるではないか、炭価の方法検討されたのか、経営者はもっと企業の公共性を考えられたい。首切りに対してはあくまでも反対である。

会社、今まで機械化等の合理化を十分やれなかったことは反省しなければならないが、現在は石油とのたたかいの中で炭価の引下げをどうやってゆくかに問題がある。自然淘汰だけでは追いつけないしやむなく今回の措置となった。

組合、不況のときは首切り、好況のときは増産するという働く者だけの合理化を今日までやってきたことは改めるべきであるし、この責任は経営者、政府にある。それに又も労働者だけに犠牲をしわよせするとはどうしても納得がゆかぬ。人員整理後の生産計画では機械化を着々されているけれども明らかに労働強化となる。今でも採炭は四～五時間の残業を行わしめているのに採炭の減産は何か、

会社、機械化も進めてきたし、通常の状態であればこうまではやらないのだが、今回の燃料革命からくる石油との対抗上やむを得ない。

組合、何度も繰返すが、人員整理以外の合理化で炭価を引下げることについて会社は検討したのか、われわれはそれが聞きたい。また外国では完全雇用の制度が確立している。経営者はこの責任においてこれらの政策をうち立てるべきだ。

会社、政策の変更については、ボイラー規制法の延長等努力しているが、当面の急務は、金融すじの信頼を早急に快復することが大前提新鉱弁田室坑の計画もみなさんと共に幸福にやってゆけるよう考えてやってきた。死んだ子の年を数えても始まらないのでここで一つふみきって戴きご協力を願いたい。

会社の考えを十分納得して戴くために出炭計画を説明致したい。（内容裏面参照）

組合、首切りをやって機械化をすることは矛盾ではないか、計画は明らかに労働強化となるし、保安上にも問題が起ってくると考えられる。

会社、例えば一〇名の人がへっても配置替、教練等によってやってゆける。又、保安の面は万全を期して確保する。

組合、今までも災害が多いのに人が減って、そう簡単にゆくはずがない、出来るなら今までなぜやらなかったのか、

等の論バクを行い組合は、各ピットの機械化について具体的に説明されたいと質問したが、会社がこの次、行うと言ったので、組合は明日（十五日）は交渉出来ない旨明らかにし四時二十五分終った。

うらに

1960・3・15

大之浦労組 教宣部

合理化に伴う出炭計画　S35.3.14提案

一、採炭について

１．ローダーを１０台～１２台、使用する。

新坑　５台　五坑　２台　二坑　２～３台　六坑　１～２台

２．カッターを一台導入する。

コールカッター　新坑に導入（期日．切羽未定）

３．切羽の集約を行う。現在３１切羽を２８～２９切羽にする。

	新坑	二坑	五坑	六坑	計
現在	１３	9	5	4	31
計画	10～11	9	5	4	28～29

二、鉄化について．下記本数については確保する。

鉄柱　9.000本

二月末各坑在籍本数　新坑3836本　五坑1204本　二坑1545本　六坑1488本　計8.073本

カッペ　6.600本

二月末在籍本数　新坑2.955本　五坑500本　二坑1.050本　六坑1.045本　計5.590本

三、退却払について

S.35年より各坑とも漸次退却払に切替えてゆく．35年中に8～9払完成する。

新坑　3払　五坑　2払　二坑　3払　六坑　1払

四、掘進関係

１、機械化方針

ロッカーショベルを７台とする。　このことにより掘込能力が飛躍的に増大する。

新坑　3台　五坑　一台　二坑　2台　六坑　一台

２．発破．穿孔技術についての改善

(イ)長ノミを使用する。（２米物）

(ロ).MSDの発破を改善し、掘進能率を促進を図る。

五、仕繰関係

１．切羽の集約については．

(イ)．坑道の集約　(ロ)．卸の集約　(ハ)．坑道の鉄化を行う。

２．退却払．切羽機械化等により．人員の合理的な節約が出来る。

３．作業方式の変更、充填作業の改革

例えば水力充填作業の改善の場合．

充填材料　ハリガネを使用する

充填方法　ビニールを使用する。

等により作業能率を向上さす。

六．直轄夫は提案人員（3.734名）でやってゆく

現在人員　4.041名　（3月1日現在）

七．間接夫．

１、請負切替の合理化

２．設備の改善

３．適正配置

４　事務の合理化

等で十分遂行出来る。

＜備考＞

※ローダー使用について．

新坑５台．現在西上部２台．西下部下三尺払～三尺～七尺　4月より1台

北部右三片七尺～山泉　4月より一台　北左三下三尺　5月より1台

五坑２台　六左肩二片三尺　6月より1台　深部左9片上三尺　五月より1台

深部左十片上三尺　9月より1台　常時2台使用する。

二坑2-3台　日暮左二片五尺　5月～9月まで　斜右一片三尺　7月以降　斜右七段12月以降

六坑1~2台　西卸右五山本～三尺　5月～7月まで　七卸左二片七尺～上三　9月下期～3月まで

※切羽集約　五坑は切羽集約は終了．新坑、東部の一切羽は五月一杯で終了．この後は北部に集約3本となるが下期に２本に集約する．西部上部３切羽を２切羽に集約．切羽長は従来的に近くなので変化はない。

※作業方式の変更について．

五坑、二坑の充填夫を新坑方式にする。

三池
ニュース
81

会社の組織撹乱工作とみに深まる

十五日・中央委員会開催

三池会社側の分裂策動は昨今とみに露骨になって来た。あせればあせる程組織切くずしは強引になってくる。組合は三月九日中央委員会を開催し「当面の具体方針その七」及び非常事態宣言を採択、総反撃の態勢を確立した。即ち会社の組織撹乱の署名運動に対して、組合からの先制攻撃をかけるため、一二日夜緊急に職域分会長会議を開いて決定し、全組合員の意志を確認する「署名運動」を行い、一三日は敵側の「三池炭鉱再建同志会支援市民大会」と時を同じくして、三川支部は原万田で港務所支部は諏訪神社、その他の支部は地域分会毎に決起大会を開催した。批判勢力からの緊急中央委員会開催の要請、三回村学校に約三〇〇人参加させるなど分裂策動の挑戦に対して、組合役員、オルグ・組合員・主婦達が一体となって個人説得と大衆説得に、眠る時間も削って東奔西走している。今日程優秀なオルグの必要が痛感されたことはかってなかった。静かなる対決といわれた三池は、俄かに緊張した空気に包まれ、早朝から深夜まで拡声器と笛の音が絶えない。四者会談の決定で九州炭労傘下より近日中に一千名のオルグが現地に入る予定である。

中央委開催の要請

三月一日午后三時すぎ、中央委員十四名が組合本部に来て「中央委員会を一四、五日頃に開催されたい。今次斗争の早期解決をしたいのだが、詳細は中央委員会で述べる」という要請を行い、署名簿を提出した。署名内訳は、宮浦十名、四山二三名、三川二八名、港務所八名であった。これに対し執行部は「執行委員会にはかり開催するが、署名した人たちの意志確認を行う」と答えた。直ちに午后四時半より戦術委員会を開催、検討した結果、一四日三池労組執行委員会、一五日中央委員会の開催を決定した。

会社と結んだ批判勢力

右の一四名が緊急中央委員会開催の要請を行う前に既に大牟田日々新聞（従来も会社的だといわれていた）は、これについての号外を発行していた。これは会社側と批判勢力とがいかに固く結びついているかをはっきり示している。又一日は早朝から記者、カメラマンが組合に待機していたし、会社側と結んだ批判勢力が如何に計画的であり宣伝効果を狙っているかを暴露した。

会社側は二日以降は以前にもまして分裂工作を進めておるが、特に宣伝カー（会社名のもの三台、同盟関係のもの二台、灯をともす会三台）八台をフルに動かし機動性をもって組織撹乱を図っている。

これに対し組合側はオルグを中心に活動を行っており宣伝カーは国鉄労組本部宣伝車（六日～一九日）、炭労宣伝車（九日～一八日）、杵島労宣伝車（一斗争終了まで）の三台と、日本窒素水俣支部一台、三池支部二台計六台であるが、この中二台はオルグ送入、配置及び連絡その他に常時必要であるので機動性において優位を占めるため各地評を通じて宣伝カー派遣を要請している。九州炭労はオルグ四名を十三日に派遣した。

意思確認の署名活動

一二日夜、緊急地域分会長会議を開いて、組合員の意志を確認するための署名活動を行うことをきめた。署名活動は、緊急地域分会長会議の終了後直ちに開始され、十三日に集約される。現在集約が完成していないので正確にその数を掴むことはできないが、予想外の署名数が現在すすめられている模様である。例えば港務所支部新港分会三一三名の組合員の中で現在署名を拒否したもの四名、もう少し考えさせてくれという者六名でその他は全員署名した。

署名運動の訴え

その署名の意義について組合は次のように訴えている。「御知の通り敵の切りくずしは全ゆる手段一即ち組合員に対する説得、脅迫や主婦達に対するいやがらせ等、まさに必死の醜さを示して来ました。私たちが首切りをはねかえす力こそが労働組合の基本であると考え、これが今後長年に亘る炭鉱労働者に於ける働く者の権利と自由を守るため首切り撤回斗争を推進してきたのです。そして、この斗争方針の正しさは炭労、三鉱連を始め総評傘下全組合員の支援体制がかってなく強大で益々拡大されている事実で明らかです。私たちは、いかなる圧力にも耐えて次の二つのことを誓い合い、署名したいと思います。

一、首切りをはね返すために炭労、三鉱連、三池労組の指令指示にしたがって斗い抜きます。

二、どんな甘言が用いられても組織分裂は利敵行為となることを再確認し、いかなることがあっても組織分裂には絶対に反対します。

一九六〇年三月」

署名取消しの真相

四山支部[illegible]側社宅第一分会の署名取消し騒ぎについて新聞紙で報道されているが、この分会は炭労野口副委員長、数多のオルグの説得にも拘らず、批判勢力が約半数いるとみられていたところであり、そこで署名

1960・3・15

大之浦労組　教宣部

数が九〇％を突破したため、批判勢力側が暴力団を含む三〇名で一三日午前〇時頃分会長宅に押しかけ、署名を奪還しようとしたのである。

中央委開催の要請

首切り会社の手先スト中傷団体の大牟田再建市民運動本部が主催する「三池炭鉱再建国民支援市民大会」は会社の策動による退潮分子のロコシ的動きと時を合わせて、三月一三日午前十時から大牟田市延命公園で約一五〇〇名が集まって開かれた。集まった人は自民党やそれにつながる老人夫婦、会社幹部、職制、婦人会の幹部と、そのとりまき連中、一部商店から動員された者に加えて、灯をともす会などの右翼団体の者や、大量に用意された日の丸の小旗を珍しがって集まった子供達であった。その中に会社の大浜労働課長、田坂科学課長（市議）、合原保険課長代理等の他、沢山の職制や職員組合員がいたのが目立っていた。又、関連産業会社の課長クラスも可成り動員されていた。「君ヶ代」の合唱に始まって、大牟田再建市民運動本部阿仏会長の挨拶の後、自民党市議等の意見発表があった。これらは、共通して下劣なスト中傷であり、最近の目立ってロコシになった「脱落分子」の動き、特に六九名の署名による中央委員会開催の要請によって、斗争批判が表明化し、三池斗争の崩壊がきたし、大牟田再のきっかけを掴むことができたとうそぶいた。その後「三井三池の大争議にあたり」という決議を行い退潮分子に対して激励を行った。この後会社側ニユースカー、自家用車、ハイヤー、右翼団体宣伝車など約七〇台をつらねて市内パレードに移ったが、これに参加した或る主婦は、なるべく多く来て下さいという呼びかけによって来たので何事か私には判りませんといっていた。

市民もこのパレードを不審そうに見ていたが、この市民再建運動のパレードは、市民に好意をもって迎えられてはいなかった。

意思確認の署名活動

一三日午前〇時半、太田総評議長が大牟田入りし、ひきつづき三鉱連中斗に出席していた宮川組合長も帰山、ただちに四者会談を開催して次の意志統一を行った。

①いろいろ情勢の変化もあるが、決定方針どおりの路線ですすめる。その上の中央での意志統一を図る。

②総評、炭労に対し大量動員の要請を行う。消耗可能数は三千人とみて、これを目途に最大限の努力をする。

③緊急に総評弁護団数名の派遣要請を行う。

ニューズ

82

組合 提案の「撤回」を迫る
会社 あくまでも首切りを固執

―16日 企反斗第七回団交―

×企業整備第七回団交は、十六日午前十時三十分より開かれたが、組合は、出炭計画×
×は、労働強化と保安上問題があるし働く者だけに犠牲を強要する人員整理は生活権×
×の問題であり、どういわれても了解できない、提案を撤回されたいと強調した。×
×これに対し会社は、会社の人事、機構の簡素化は検討しているが、順序としてあと×
×からしか手がつけられない、尚、保安は万全を期す、労働密度をあげることは過渡×
×期には起るであろうが自由競争を乗り切るために、協力願いたいと固執するので、×
×交渉は物別れに終った。×

組合 人員整理は“生活権”のハク奪 論バク

―出炭計画は、労働強化と、保安不完全を招く―

交渉経過のまとめ

組合、現在でも、保安や残業など相当問題があるのは、人員不足のためだ。出炭計画では更にこれがヒドクなるし、生産に直結した人員整理は生活権の問題であるし提案は納得できない。前回より意見を出している会社人事機構については何ら回答がない。どう検討されたか、働く者だけに犠牲を強要されている。

会社、人事機構の簡素化は検討しているが労務費の削減が絶対必要、人員整理もやむを得ない、しかし手をつける場合、希望退職の条件がはっきりしないとその点に入れないので、あとになることはやむを得ない。

組合、現在、生産面での人員は足らない、化炭は人員整理をやっていない。本社を福岡に置くことも再検討の要、会社はスミを出すことが一番だといいながら生産面の人員をへらそうとしていることは問題

会社、本社を福岡に置いていることは炭業所長制をとり合理的に至近的によりよくするためだ。問題は労務費が高いこと。本社費は他社に比して高くない。

組合、生産に直面した働く者の犠牲を強要されることは矛盾、又出炭計画は保安上問題会社のやり方は便宜的であり対面のみを考えている。合理化は非生産面からやるべきだ。

会社、物品費の削減など生産面を十分考えている。昨日労働密度をあげて欲しいと言ったが自由競争の中で勝つことが先決。問題はトン当りのコストを下げること、賃金は高くてもよい。組合から要求されている保安規則の結果を以ても、内容は、ランニングの中でやられていることが多いし人員の不足とは考えられない計画通りやればやれる。やり方もダイミングを考えてやる。物品費は必要な物は使って頂く、完全なことは神様でない限り出来ない。

組合、神様でなくくがおれは出来ることだ、要は、実行するかどうかという問題だ。われわれは人員をふやさねばと思っているが、それが出来ぬ場合、せめて現状の人員は是非必要だ。一割をへらすことは大問題だ。机上の計画や面子だけにこだわられることは大きく大之浦の将来を誤まる。

会社、あらゆる方策について検討した。自然減耗、機械化など、機構については非能率坑の閉山だが、五坑、六坑についてもどうかしてもってゆこうと努力してきた。今回の提案は最少の犠牲で最大の幸福をうるため出炭、保安の試論もよいが、一割からの犠牲を払う以上はヤマを再建する決意と、鉄火の試練に耐えて貰いたい。そして新坑も二坑もより一層頑張ってもらいたい。

組合、われわれは首切り以外に方法があるではないかといっている。昨日一番の採炭が午後六時四十分に昇坑していた。これは人員が少ないためだ。提案は大きな問題。不安をなくすため直ちに撤回されたい。危急存亡といわれながら、やり易い職員だけの首を切る会社態度は、余りにも、真剣味がない。又ご都合主義である。面子にとらわれている。

会社、撤回はできない。出炭計画の細部は双方で検討したい。

十二時二十五分終る

以上

1960・3・16

大之浦労組 教宣部

ニューズ

83

脱落分子退場し刷新同盟を結成

三池中央委・策動をこえて斗う態度きめる

××××××××

十五日午后一時から大牟田市延命公園体育館で開かれる予定だった三池労組中央委員会は、会場入口に坐りこんだ、いわゆる脱落分子千名余の妨害で、定刻より約一時間遅れて議事に入った。冒頭、署名者六九名中三名の委員（宮津）が、脱落分会で不信任をうけて後任者がきまっていることをめぐって、資格問題が論議された後、三名について発言権のみ認めることで出席がゆるされた。

××××××××

署名委員の代表提案

灰原副組合長から十一日六九名の委員の連署による中央委員会開催要請以降の主要報告の後、署名委員を代表し、前川委員（三川）は斗争方針を変更せよと一括、提案を説明した。情勢分析と称し今迄会社側から流された到底聞ける内容と殆ど同様の事が述べられ、結論として事態収拾のためにストを中止し、交渉を再開し、組合員から希望退職者を募り、会社をして職場の確保をさせる。

指名解雇する者は法廷斗争に移し、生活費、法廷斗争費などは一切組合で補償するなどの項目をあげ、最後に以上の提案を中央委員会で採決せず、組合員の無記名投票によって方針変更を決めようというのが、提案の中心点であった。

確信をもって斗おう

原委員長の反論

この前川委員の説明に対して、原執行委員長から一時間に亘ってこれまでの闘斗争の主張に照して組合が、階級斗争至上主義だけではなく、むしろ妥協の連続であったこと、石炭産業の現状がつ問題についても、会社との具体的な交渉の中から企業整備の真のねらいがいわゆる合理化、エネルギー革命などの建設のためでもなく、独占という資本主義自体の責任を労働者へかぶせ、更に労働組合運動を圧迫するものであることを今日の炭労と共に斗って作り上げた仲間として訴えて行く。という態度で回答された。

その貿易自由化、十一万人の首切り、炭労、三鉱連の統一斗争などにも触れ、要するに早期解決と言うのは今まで不満な意見をためといて、一ぺんに休んと爆発させるのではなく、お互いが充分納得するまで話し合いを続け、勝利への結束を固めること、更に炭労、三鉱連が会社を追込む準備態勢が完了し実力行使のすぐ前にある。勝利の確信をもって力強く前進しよう。

したがって前川委員の出した事態収拾案は認めがたいと現在の態度をはっきりと示した。灰原書記長も更に炭労の方針と全く同じであるという山元執行部としての態度表明がなされた。

採決寸前に退場

つづいてそれぞれ執行部委員から質疑と討論が午后七時頃まで重ねられた、その中で脱落分子の主張する各職場分会自身の要求に照らして、いかに反労働者的立場のものであるかということを明らかに暴露された。

採決については分裂をさけないからという言葉をはさみ、事実上斗争方針の変更を組合員に迫る態度を固執した。それは単的に言えば、首切りを認めることであり、今日に至ってこうした全山結束を破壊しようと言う態度こそ、今までの民主的統制を求めた反民主々義的行為である。中央委員会の充分な討議をして採決に移ろうとする瞬間「退場、退場」と叫び、脱落分子が一斉に退場するに至っては、議場の傍聴者の冷静さに比較して自ら民主的討議をふみにじる態度を極めたその時、時刻は七時をすぎていたが、再び帰って来るようにという働きかけが九時まで続けられた。

脱落分子はかねて予定の市民会館に集合しそこで明らかに第二組合的組織の結成を断行した。

策動をのりこえて斗いぬく

中央委員会は今後次の五点をあげてこの分裂という労働者の最大の不幸にまけず斗って勝利することを満場一致で確認した。

① あらゆる困難と策動をのりこえ、首切りを粉砕するまで斗い抜く。

② 早急に構成委員会を開き処分を決める。但し反省して帰って来る人は暖く迎える。

③ 新執行部が選出されるまで当面現執行部で業務を執行する。

④ 中央委員、代議員、地域役員は直ちに補充する

⑤ 各分会は直ちに報告大会と組織点検を行い横の連絡を充分とりながら動員態勢を確立する。

九州炭労より五〇〇名動員

以上のような経過を辿って三池支部中央委員会は終了した。そのあと直ちに九州炭労は、支部代表者会議を現地大牟田に於て開き、一部分裂主義者を通じて生産再開を策動しようとする会社に対して、対決するため九州炭労傘下より大動員を行うことを決定した。

動員は、A、Bに分け、A動員は強化ピケ体制を目的として五〇〇名（三月十七日より二二日までの予定）B動員は、非常体制を目的として一、〇〇〇名（あらためて地方本部より動員指示を行う）の動員を行うことを決定した。

以上

1960・3・17

大之浦労組 教宣部

ニューズ

84

会社が退職募集を強行されれば
組合は実力をもって抗議する
更に、労働強化、保安を追及！

企反斗第八回団交17日

××××××××××××

企業整備第八回団交は、十七日午后三時より第一会議室で開かれたが、組合は、組合貸付金の控除は「会社が責任をもって貰いたい」とまず確約をとり、続いて今でも人員は少ないと提案の撤回を迫り出炭計画の労働強化と保安問題を追及した。

一方会社は、保安については万全を期すと繰返し、提案については人心に及ぼす影響も大きいし早く解決したい。会社は壁にぶつかっているので撤回はできないとまたも強調、交渉は物別れに終った。

××××××××××××

今でも人員が少ないのに人べらしは労働強化

ー交渉の経過概要ー

組合、前回の団交で、組合に断りなくやめられた組合員で組合貸付金をそのまま残されていた場合、その損害は会社が責任をもって貰いたいと申入れていたが、本日の会社回答では了解できない。

会社、それは困る。

組合、団交といわれても一方的に会社が肩を叩いてやめさせた結果だから、当然責任をもって貰いたい。組合が知らないうちにやめるのだから。

会社、組合に損害を与えることが目的ではないので、本人には当然これだけの控除金があるぞと納得させ差引かねばならぬ。少くともふみたおすようなことに協力はしない。会社、組合連絡しあって万一そういうことが起った場合は、調査し会社が責任があれば当然責任はあろう。泣寝入りみたいなことはさせない。

組合、最終的な責任はあろうということか。

会社、会社に落度があれば当然責任はあろう。

組合、提案は撤回を表明しているように生活権の問題であり、反対である。

尚、今の人員でも出炭面、保安面に問題がある。会社は真剣に再検討されたいと次の質問を行った。

○ローダーを入れた場合上延の見通しはどうするのか。

○鉄柱カッペ、ローダーを増加した場合、保安が悪くなる。

○材料支柱削減すれば保安に問題が起る。

○仕繰は今でも足らない、更に減れば保安上問題。

○出炭計画の遂行は労働強化がヒドクなる。

会社、先に具体的に話っているので要点的に回答すると、

保安を無視とした出炭をやろうとは考えてない。保安が第一と考えている。生産計画は労働強化といわれるが、われわれは人員がへっても機械化を行うし、そうならないと確信をもっている。

ここで組合は出炭計画をめぐり具体的に論及を行えば、会社は、現場の相違もあるが、労働機械化を進め機械化すれば保安も確保できると強調した。

組合、保安の計画を具体的に出して貰いたい。技術的に研究をしておられれば、今の人員でもよくない状態だ。ローダー導入についても各払い毎に説明すべきだ。

会社、説明はするが、保安の問題は現場の相違がある。

組合、現状でも保安は確保されていない。人員は足らないのに人員削減は反対である。会社に念のため申しておくが希望退職を会社が一方的に実行されることがあれば、組合は実力をもって阻止する。従って保安要員は話し合っておきたい。

会社、あくまでも平和的にやりたいと思っているが、人心に及ぼす影響が大きいので、出来るだけ早く解決したい。

会社は壁にぶつかっているご協力願いたい。

四時五十分終る。

以上

1960・3・17

大之浦労組 教宣部

ニュース
85

大之浦労組
教宣部

春斗　11日（4月）以降全山（大手）無期限スト

炭労中斗発才二〇三号
一九六〇年三月十八日

各地方本部
各企業連　斗争委員長　殿
各支部

ストライキ突入に関する指令

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

一、石炭経営者についての分析

(一)　石炭経営者全体について

昨年十二月、合理化審議会が決定した石炭産業の合理化計画である三八年度出炭規模五、〇〇〇万屯ないし五、五〇〇万屯、能率二三、七屯、労働者十一万人の解雇、炭価一、二〇〇円引下げの方針は、各石炭経営者をして個々の企業実態から合理化の手段、方法について、若干の相違はあっても本質的にはこの方針が基本となって絶えずわれわれに対する合理化攻撃がかけられる。このことは事実がこれを明らかにしている。三井斗争に対する救援炭の供出・チェックオフ拒否、等の問題も資本共通の合理化達成のための相互援助のあらわれである。さらにわれわれが春斗における重要指標とした賃金引上げ要求についても、石炭需要側から要求される炭価一、二〇〇円引下げと合理化の関連において石炭資本はわれわれに対する根強い抵抗と機会を求めての反撃を行うことは明らかである。このことは組織の分裂支配を基本として、あらゆる機会に行われていることを組合員一人一人がふかく認識しなければならない。このための各級機関の徹底した活動を必要とする。

(二)　三井鉱山について

企業合理化の目的を達成するための基本的な戦略戦術を、組織の分断、分裂支配におき、このための徹底的な攻撃と策動を行ってきたことは、三池斗争において行動として明らかとなった。このことは三池の批判勢力の助長であり、三鉱連、三社連の分断である。

電気並びに鉄鋼産業の需要伸長にしたがい貯炭が減少し、加えて三池炭消化の関連産業の貯炭が枯渇という状態から三鉱連並びに炭労のストライキが決定される時点をとらえて批判勢力を蜂起させ、戦術路線の変更を求めようとした。さらに今後は才二組合を組織内の拠点として、三池支部に対する切りくずし、懐柔が積極的に行われる。したがってわれわれはこれが対策に万全を期さなければならない！

二、戦術決定の理由

(一)　需要の推移・貯炭の現状・救援炭。

1、国内消化

国内消化は三四年一二月以降、各月五〇万屯以上の需要伸長を示している。三三年各月の対比は才一表の通りである。

2、貯炭の推移

貯炭は三四年一一月以降減少をしめし二月末貯炭は一〇月に比し四二九万屯の激減をしめしており本年二月末全国総貯炭は七三六万屯、さらにこんごもかなり大巾な減少傾向にある。その推移は才二表の通りである。

3、救援炭について

三池炭を使用する関連産業（九電港、三井金属、三井合成、三井化学、東洋高圧など）の一日の受入れ、消化、貯炭実績は次の通りである。

	受入れ	消化	貯炭
一般炭	六一、三〇〇屯	一〇〇、六九三屯	四五、五八六屯
原料炭	三九、八九三屯	三九、九五九屯	九、五二二屯
無煙炭	二、〇八四屯	一、九一五屯	二、四五三屯
計	一〇三、二七七屯	一四二、五六七屯	五七、五六一屯

右の実績から判断して一日消化量は約四、五〇〇屯であり、一月末の貯炭五七、五〇〇屯は全面ストのため現在ほぼ底をついている状態にあり、三月以降、三井資本はこれが対策として次のような救援計画をたてている。

救援数量　一日　四、〇〇〇屯　　輸送計画　海上　三、〇〇〇屯
陸上　一、〇〇〇屯

うら

1960・3・19

われわれは以上のような石炭の需要の伸長と三池の貯炭状況を勘案し決定の重要なる要素としてとりいれ当面貯炭搬送阻止並に荷揚阻止については、全港湾、国鉄、日通等の組合と共斗を組み、戦術協合をはかることによって目的を達成する。最後、戦術的三鉱連並びに炭労のストライキも通じて遮断し、石炭資本とくに三井鉱山に決定的打撃を与えることが必要である。

(二)

1. 全斗推進の基本的な構えとして攻撃をうけた全炭連（支部）の組立の決意と体制が確立されて、このことが中心となって炭労全組織がこれをつつんでいく。現在、三鉱連傘下五山は一斉休憩、時間外拒否をもっておしすすめているが、全炭斗争の中心である三池の現状判断からすみやかに炭労全組織が統一ストライキをもって対決する情勢にあるものと判断する。しかしながら、後述する春斗全体の情勢、賃金斗争の推移、組織内部の体制確立、長期斗争の思想統一、などの問題を総合的に判断して炭労統一ストライキの時期を四月五日に求めそれ以前に三井資本に対決する三鉱連の全体ストライキを決行することとした。さらに、炭労の統一ストライキは石炭資本、とくに三井・三菱資本に重大な圧力となることは明らかであるが、統一スト体制のまま全斗、賃斗の技術的同時解決は、戦線の戦力判断と斗いの長期展望のなかから、われわれに有利でないとの判断にたって、このことは行はない。したがって、賃斗解決後といってわ三鉱連のストライキが継続されるという判断にたって、戦力、戦術の関連を配慮して三鉱連先行ストライキの突入期日並びにストライキの規模方法を決定した。

(三) 賃金斗争の現状とわれわれの構え

三月一日賃金要求書を各社に提出して以来十四日の最后回答を求めるまで三回にわたって団体交渉を行ってきたが、この間なんら具体的回答がなかったばかりでなく誠意をもって賃金問題を解決しようとする態度がみられない。このような各社の態度は合理化に関連して一、三〇〇円炭価引下げを口実に賃金引下げを阻止しようとするものである。このような経営者の態度を粉砕して賃金引下げをかちとるためには実力をもって長期強じんに斗いをすすめる以外に方法はない。炭界全般の市況は依然として低迷をつづけていた石炭需要の状態も好運に伸びており全国総貯炭も数年来の最低位にある。この情勢は戦術的にわれわれに決して不利ではない。同時に、総評全体の労働者が一斉に蜂起して春斗攻勢の最大の盛り上りをしめす四月の段階は、守勢から攻勢に転換する好機であると判断し、われわれは四月五日以降の具体的戦術を決定した。

(四) 春斗情勢

合化、電気労連、全電通の三月下旬よりの実力行使、私鉄、鉄鋼、全鉱、動力車、国鉄、全逓、全専売、[illegible]の民間・公労協中心組合が四月中旬に実力行使に突入する体制であり、安保反対の第一四次、第一五次の統一行動は各産業の賃金斗争と結合され、その戦力が最高に発揮される段階にある。したがって、われわれもまた全労働者階級の力量が発揮されるこの時点において全体の斗いをたかめなければならない。

(五) 波状スト採用の理由について、

賃金交渉の現状からすれば、各社の回答が具体的にならないまま直ちに無期限ストライキを決行することは、組合員が斗争の状態を理解しないまま、ストに突入するという状態になり、なおまた、全斗・賃斗一の現状を十分に説明して全組合員の意志統一と斗争態勢確立のためストライキ実施期間を有効に活用して総要活動を行う、等の点を配慮した。

(六) 三鉱連、二瀬の戦術行使の時期について、

指令第一九号の戦術路線は三月下旬から三鉱連、二瀬の先行ストを決定したがこの時期でのストライキの決行は、三池の現状（会社が批判勢力の助長策動の結果、これを蜂起せしめ第二組合結成という事態）と三社連の動向から関係各山において批判を通じての下部組合員に対する働きかけ等の影響があり、至当な統一ストライキ行動に入ることは困難な情勢にある。したがって、このことを解消するためには、ある程度の期間を必要とする状態にある。

二瀬支部は三月一四日組合員の無記名投票を実施した結果、前記指令ストライキ、賃金獲得の為めのストライキ行使権の集約を否決するという事態が発生した。これらの職場から闘争批准[illegible]

第一表

国内消費

単位万屯

	33年	34年	増減
1月	457	448	−9
2〃	399	347	−53
3〃	409	379	−29
4〃	338	353	+15
5〃	316	342	+26
6〃	347	381	+34
7〃	359	365	+ 6
8〃	323	383	+59
9〃	363	430	+67
10〃	373	432	+59
11〃	431	469	+38
12〃	467	531	+64

第二表

貯炭推移

単位万屯

	業者	大口工場	計	
31年3月末	117	260	377	
32〃〃	123	209	332	
33〃〃	223	527	750	
34〃〃	451	649	1,100	
34〃7〃	582	640	1,222	
〃8〃	566	641	1,207	−15
〃9〃	555	630	1,185	−22
〃10〃	523	642	1,165	−20
〃11〃	446	632	1,078	−87
〃12〃	369	591	960	−118
35年1月	328	529	857	−103
〃2〃	259	479	736	−121

（2月は速報）

ト权を集約するためには教宣期間を必要とする。両集約の期日を炭労統一ストライキ以前に完了し、統一ストライキ決行の体制を確立するためすみやかに行動を開始する。

以上の情勢から三鉱連先行ストの期日を四月一日とし、二瀬支部は炭労統一スト決行と同時にストライキに突入することとした。

三、春斗における保安斗争の推進について

保安の完全確保は〃生命を守る〃斗いで、合反斗争や賃金斗争と重大な関連をもつものであり、才二四回大会はこの重要性を確認し春斗の柱としてとりあげ、才三九回中斗委員会は一九四号指令（記、三保安完全確保の斗い）をもって具体的な斗い方を明らかにした。

現在各支部は総点検を実施し改善要求とその解決に努力中であり、さらに今後も斗争（点検活動）を継続して推進する体制にある。

この斗争のために実力行使权を必要とするときは各支部からの申請によって都度委譲することとなっているため本指令によるストライキ指標には保安斗争を加えないことと、委譲の都度、支部においてこれを併示する方針をとる。また中央保安調査団会議（三・一〇～一二）で決定された具体的指針と当面の行動については別に指示する。

才四〇回中央斗争委員会（三・一七）は、右の情勢判断並びに戦術決定の理由にもとずいてストライキの決行並びにその他の行動について次の通り決定した。よって左記指令する。

記

一、ストライキの指標

安保批准阻止

合理化案の白紙撤回と抗議

賃金要求の獲得

保安斗争のため実力行使权の委譲をうけた支部にあたっては、必要な期間その指標を併示せよ。

二、行動指標

保安完全確保

三、ストライキ突入支部、期日、規模、方法

1、三鉱連傘下各支部（除く三池支部）

イ、四月一日一番方より二四時間ストライキ

ロ、四月四日各番方早退時一時間五〇分の時限ストライキ

2、炭労傘下全支部（除く三池ならびに中小支部）

イ、四月五日一番方より二四時間ストライキ

ロ、四月七日一番方より四八時間ストライキ

ハ、四月一一日一番方以降一斉無期限ストライキ

四、保安要員の取扱い

保安要員は従来の慣行に従い各支部で協議決定せよ。

五、山発炭確保

ストライキ突入後は山発炭の出炭は原則として認めない。したがって各支部は従来の斗いの経験にもとずく次の各坑の必要と思われる炭量を確保せよ。

1、家庭用暖厨房用炭

2、浴場、病院、その他の福利厚生施設用炭

3、保安電力用炭

4、その他の施設（発電所・コークス工場）の保安確保に必要な炭量および組合員並びに家族の生活に直接影響する（船舶、鉄道、飲料水など）場合、これを避けるために必要な炭量

六、無期限ストライキ突入後の各地方本部並びに各支部の行動

1、地区炭（炭地共）内に所在する中小支部にたいするオルグの派遣

2、中小未組織炭鉱の組合組織化の指導

3、臨時夫、組夫の組織化

4、失業者の組織化

5、支部相互間のオルグ交流

6、安保批准阻止のための労農提携の諸活動

以上について各地方本部はその行動計画を具体的に策定、地区炭（炭地共）支部に指示せよ。

各支部は地方本部の指示にもとずいて活動せよ。

七、自然発火対策

自然発火対策については、戦術委員会で都度指令する。

八、夕張二坑並びに新入六坑の取扱い

重大災害のため現在復旧作業（遺体収容）を継続している夕張二坑並びに新入六坑については、これが作業要員の差出しを認める。具体的指導は地方本部において行え。

九、三池の現地対策

1、敵の企斗

三井鉱山の企図については石炭答申書の分析で明らかにしたが、本指令によってわれわれの実力行使が実施されることに対処して、さらに暴力分子の勢力伸長、生産再開を第二組合の表面的活動と結びつけてしかけてくることは明らかである。

2、批判勢力対策

現地における団結会議において、すでにこの対策は具体的に樹立され、その活動を行っているが、暴力分子による第二組合結成という事態に対処して、さらに、いわゆる批判者に対する説得活動、組合員の結束強化交流等、行動の統一をつよめるための諸活動を強力に推進せよ。

3、体制固めの具体的行動

イ、オルグ派遣について

総評は別紙二のとおり、三月十五日から同末までを第一次行動期間として五〇〇名の大量オルグの緊急動員を指令した。

さらに九炭労傘下各支部から三月十七日以降五〇〇名を合流させて一、〇〇〇名のオルグが現地で活動を行う

ロ、北海道からのオルグ派遣については、第一次動員の状態と斗争の推移を勘案してあらためて指令する。

ハ、現地指導体制の確立

指導部からの派遣者による前線対策、斗争の長期化に伴う指導の強化は現地においても、これが方法について検討実施するとともに、上部組織からの派遣についても現地情勢を勘案してあらためて指令する。

十、斗争体制の確立

1、各支部はストライキ突入時（三鉱連傘下各支部は四月一日、その他の全支部は四月五日ー除く中小支部ー）(4)総決起大会を開催、本指令の趣旨徹底を図るとともに体制の確立を期せ。

なお、総決起大会の決議にもとずいて三池支部に対する激励を行え。近隣に所在する支部は代表を派遣せよ。

2、三鉱連並びに二瀬支部は速かに斗争体制を確立し、三鉱連は先行斗争、二瀬支部は統一斗争の実施に支障のない体制を確立せよ。

とくに二瀬支部はそれまでの期間、激化した教宣活動実施のため、さらにオルグを増員する等の必要がある場合、これが対策については九州地方本部が現地と打合わせ実施せよ。

3、その他の支部、とくに全支斗争の結果によって体制確立の不十分な支部は速やかに対策を講じ、スト決行に遺憾なきを期せ。

十一、資金並びに生活対策

総評並びに労働金庫の協力を得て次の通り確立する。

1、第一次資金として一三億六〇〇〇万円（一人当り一万円）

2、一万円の耐乏生活を原則として各支部は炭婦協の協力を求めて生活計画をたて、いまからその徹底をはかれ。

3、生活協同組合あるいは革新商店等の利用により、資金は有効に活用、長期に耐えうる対策をはかれ。

4、その他生活対策については従来の斗いの経験による対策を行う。

5、第二次資金計画その他具体的事項は追って指令する。

十二、中小支部の斗争

1、三権委譲について

中小支部賃金斗争の具体的推進のため、第二四回臨時大会で集約した三権（交渉権、指令権、妥結権）を各地方本部に委譲する。

2 斗争指導について

斗いの基本的方針については大会に提案、確認を得ているが、石炭の需要増大による荷さばきの好転にもかかわらず大手・中小を問わず、さらに合理化攻勢が、巧妙な方法・手段によつて次々と提起されている。さらに、中小炭鉱に内在する諸問題は、斗いの過程において企業のもつ特殊性とその実態に応じて斗わざるを得なくなつていることは今次斗争においてもやむを得ないものと判断する。

したがつて、各地方本部は中小支部の実態をすみやかに掌握するとともに、その斗争指導に遺憾なきを期せ。

斗争の具体的指導調整は中小対策委員会が行う。

十三、地方機関の招集とオルグ派遣

1 九州地方委員会　二一日
2 北海道地方委員会　二二日
3 常磐地方委員会　二二日
4 オルグ

九州地方　野口・石塚・渡辺（家）・直江・諫山・土屋・相沢・木下・佐藤・以上三池派遣
古賀・野宮・東海林・渡辺（政）・高垣・杉山・田中・柴田・山田・古河・
石田・蒲地・森原・大門・小田・谷口・末永・以上地方委員会派遣
北海道地方　岡・対馬・小川・佐々木・一野坪・竹下・川原・中村・野呂・佐藤
常磐地方　高橋・菅波

以上

声明書

組合活動家を中心に大量首切りを強行し、労働組合のへカイをねらう三井資本は、ぼう大な資金とあらゆるヒレツな手段をろうして攻撃を加えてきているが、さらに分裂主義者を使つて第二組合の結成による組織の分裂をはかり、三社連の組織脱退を策してきた。

このような会社の動きは、自らロックアウトをかけながら貯炭の枯渇による関連産業への影響、春季斗争に結集された全労働者の統一斗角とこれを中心とする全国民の安保改定反対の共斗の巨大な前進をおそれて、三鉱連と炭労全体の統一斗争の足なみをくずそうとする三井独占資本のあせりのあらわれである。

われわれは三井資本に対して一層激しい憤りを感ずるとともに、一部の動きにまどわされることなく、既定の方針に基いて指名解雇の白紙撤回まで断乎斗いをすすめるものである。

本日中央斗争委員会は、賃上げ要求の貫徹と三池斗争を中心とする十一万人首切り、合理化政策の粉砕の為に四月一日より三鉱連の統一ストライキを実施し、さらに四月五日以降は大手十四社の全山統一ストライキをもつて斗いに立ち上ることを決定した。

石炭資本は賃金引上げ要求についても合理化達成の為に根強い抵抗と反撃を行うであろうが、われわれは長期の斗争体制を確立し、春斗に立上つた全労働者との共斗をつよめ、安保改定阻止をめざす全国民の斗いと固く結んで勝利の確信をもつて斗い抜くことを決意した。

誤つて組織を離脱した組合員が、今次斗争の意義と本質を理解して一日も早く戦列に復帰することを期待するとともに、全組合員は敵の分裂攻撃をへネのけ一層内部の団結を固めて斗いを前進させよう。

右声明する。

一九六〇年三月一八日

炭労中央斗争委員会

ニューズ 86

組合・実力をもって抗議すると通告

十九日・二十四時間スト突入を指令

× 企業整備第九回団交は、十八日午前二時三五分より第一会議室に於て開かれた。

× 組合は、前回に続き労働強化、保安の問題を追及していったが、五時二十分に至り会社は遂に「これ以上ながびかせることは人心に及ぼす影響が大きいので、二十日から一週間に亘り募集を開始する」と一方的に決れつを宣言した。

× 組合は、会社の背信行為を強く責め「強行するならば実力をもって抗議する」と通告、席をけり、一九日一番方より二十四時間ストに突入する指令を発した。

会社・一方的に交渉を決裂さす

20日より 希望退職募集開始を宣言

第九回 団交の経過 要約

組合、昨日、保安及び生産計画について質問していたが、説明されたい。

会社、保安について

①ローダー払いの使用開始は従来通り、保安を後にして炭積みを先にやることはない。

②卸片は、13～15のアーチでゆく。

③ポケットの規格
垂直の場合～セイロ枠、リングアーチ
傾斜の場合～リングアーチ、平枠の組枠

④風道は、概が11～13のアーチ。子は平鉄、平枠。子は坑木捨てるので木枠

⑤ケート、将来は逐次鉄化する。平枠の場合7×7、7×8を考えている。

④鉄柱、三五年度は一、〇〇〇本、現在必要分は鉄柱三、〇〇〇本、ガッペ三、〇〇〇本。三五年四月から使うため三四年下期に鉄柱五、〇〇〇本。ガッペ三五〇〇本準備のため買っている。

⑥坑道切羽の集約。各坑道に既報ニュース80号三河末坑道延長は約六二、〇八七米であるが、三五年1/4半期に約三、〇〇〇米に集約する。

組合、回答の保安計画は生産につながるものばかりだ。以外のもの在説明されたい。例えば、払長文れ、鉄柱の規格、坑道、充填材料運搬等多少どう整備するかということを検討し明日でもご回答願いたい。

会社、人員が減少しても保安について心配かける状態をつくっていくことはない。充填は水力充填の研究改善によって充分やっていける。材料運搬支障をきたさない必要な設備は整える。納得のいくまで説明してよい。

組合、今でもよくないのに会社の説明では問題があるということだ。保安第一主義であれば、まだまだ検討すべきであるし、研究中では困るから、充分検討の上回答されたいと言っているのだ。

この保安問題をめぐる論争は約二時間に亘って展開された。その中で組合は今でも人員は少いのにこれ以上の整理は問題があると、撤回を迫ったが会社は、万策つきての人員削減だしやむを得ないと回答

会社、数回の交渉で説明したが、組合は会社の意のあるところをくまれず了解をうることが出来ないようである。人心に及ぼす影響を考慮し、交渉は交渉でやっていくが、希望退職の募集をさせて頂きたい。

組合、交渉中であるのに一方的に募集をするとは何事である。更に交渉し平和的に解決すべきであると抗議。

会社、話は話でするが、募集は募集で行いたい。

組合、募集開始を打ち出して今後の交渉はありえない。

会社、募集をはじめても、生産、保安の話は当然行うべきだ。一割の募集がすんだら再建について話合いを行いたい。

組合、われわれは今日まで、泣く首だけに犠牲を押しつけようとする提案は納得できないと撤回を迫ってきたのに、募集開始後交渉をすることは出来ない。

会社、明日一日おいて明後日二十日より募集、一週間行いたい。尚一割程度に達しない場合は、期間を延長することもある。ご了解願いたい。

組合、肩叩きで「お前やめろ、後は臨時で使ってやる」等が行われているが、これらも一切やめて貰いたい。

会社、臨時夫として働かれるのだから悪いことはないと思う。

組合、とんでもない。臨時等は本採用にする方針なのに臨時にするとは約束違反だ。また、会社が一方的に募集を開始するなら、われわれは、実力をもって対決する。戦術等は、文書で通告するが、二十四時間スト、時間外拒否等である。一方的なこの処置に対し今後の交渉は出来ない。

1960・3・19

うら

大之浦労組 教宣部

会社、組合としての立場はわかるが、大之浦再建のためにぜひ協力願いたい。

組合、前回さき行っている要求のなかで協力できない。

以上の条件により遂に交渉は決裂した。

とき、五時

以上

ニュース

87

炭労中斗発第二〇六号
一九六〇年三月一八日

九州地方本部
貝島支部　斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

貝島大之浦企斗推進に関する指令

一、企業整備提案の範囲

/、二月二四日会社は貝島支部に次のような合理化案を提示してきた。

イ、杵木坑休止、降材運搬、中央倉庫撤廃、炭車修理作業を業者請負に切換え、現在人員を直接夫に配転する。

ロ、中央発電所の廃止、各坑修理工場の一部作業の中央工場への集約、選炭場の人へらしを行い、現在人員を配転する。

ハ、満五一才以上の採炭夫を同数の若い人と入れ替える。

ニ、超過勤務が多いので職場規律の確立によってへらす。

ホ、就業時刻の変更、昼食、職場休憩の円滑化、有休の円滑化、就業率の向上、請負給料の変更等職場規律を確立する。

2、貝島支部は直ちに実態調査を行い検討の結果、三月七日斗争委員会において次のような基本方針を決定した。

イ、請負切替え並びにそれに伴う配転に対しては、直轄職場の圧縮であるので基本的に反対する。

ロ、中央発電所の廃止については具体的な条件を確保する斗いを組む外、本社鉱員の職場をへらさずその他一切の合理化に反対する。

ハ、停年制が前提であるので、若返りのための配転には応じられない。

ニ、超過労働の規制は労働強化、生活の引下げをきたすので反対する。

ホ、職場規律の確立に名をかりた職制の一方的な権限拡大であるので反対する。

このような基本方針を立ててさらに会社は三月一二日に希望退職募集をふくむ大規模な企業整備案を再提示してきた。すなわち

イ、一月末在籍の一割（約七〇〇名）の希望退職者を募集する。会社の希望するのは次のような者である。

A、家庭状況で責任度合が少い。

B、満五三才以上

C、極度の身体障害者

ロ、人員採用の制限

ハ、職員賃与の標準歩率の改訂（人員減の割合で引上げる）、頭打一、九〇〇円の新設

ニ、能率給賃の値上げ

二、当面の斗争方針

第四〇回中央斗争委員会（三・一八）は、貝島支部の全面撤回を求め、今後の斗いについて種々検討した結果

/、貝島の会社提案の各項目は何れも基本的にわれわれの利益を侵害するものであるので第二三回臨時大会で決定された基本方針にもとずき白紙撤回を要求して斗争を推進する。

2、昨年恐慌下においてさえ、原料炭という特殊性から大規模な企業整備を見送った貝島が、好況下においてこのような攻撃にでてきたことは政府、資本独占の基本的な合理化政策「十一万人首切り体制」の強行の決意を示すものであり、かなりつよい抵抗と反撃のもとにすべての企業がその方向で攻撃にでてくることを明確に示すものである。したがって、われわれはこの攻撃がわれわれ炭鉱労働者全体にたいして重大な意義をもっていることを確認し、断乎たる立場で斗いを推進する。そのためにまず当該貝島支部の態勢確立に万全を期することを決定した。

よって左記の通り指令する。

うら

1960・3・19

大之浦労組　教宣部

一、団体交渉の開始
１、貝島支部は長計提案をふくむ今次合理化案は、到底われ〱の容認できないものであることをあきらかにし、提案の完全撤回を要求する団体交渉をただちに開始せよ。
２、交渉権は貝島支部に移譲する。
３、団体交渉には炭労執行委員の参加を認めさせよ。
炭労執行委員は野呂次長、九州地方本部一名とする。
二、実力行使及び職場斗争
１、貝島支部は三月十九日一番方より一斉二四時間ストライキに突入せよ。
職場の戦術は斗争の推移のなかで追って指令する。
２、貝島支部はいかなる戦術の消化もできうる態勢をただちに確立せよ。
３、会社は本提案の線にそってなし崩しに合理化を進めてくることが予想されるので職場における斗いを強化せよ。
三、強行対策
１、団交の会社の態度の示すところによれば、会社は提案と同時に職制を通じてまたその他の手段により希望退職者をつのることは必至であるので、職場居住を主体とした教宣活動、大衆行動によって万全の態勢を確立せよ。
２、会社が実力をもって希望退職者の募集を強行した場合は大衆行動をもって阻止せよ。
実力行使を必要とする場合は支部の要請にもとづき諸情勢を判断して指令する。
四、その他
１、九州地方本部は貝島支部の態勢確立のため、他支部からのオルグの投入、オルグ交流を組織せよ。
２、斗争推進に必要な事項は炭労執行委員をへて中斗委員会（戦術委員会）の指示をうけよ。

以上

中斗指第二〇九号
一九六〇年三月十九日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

九州地方本部
貝島支部　斗争委員長殿

実力行使突入に関する指令

第四十四回中央斗争委員会は貝島支部に提案された企業整備案到底われ〱の容認出来ないものであることを明らかにし、完全撤回を要求する団体交渉を開始するとともに三月十九日一番方より一斉二十四時間ストライキに突入することを指令した。

山元における団体交渉は十八日迄に決裂、会社は三月二十日より一週間、一方的に希望退職者の募集強行を通告、この一週間で予定数（約六八〇名）に達しない場合は、予定数に達する迄募集期間を延長することを明らかにして来た。

支部斗争委員会は会社の態度に対し、実力をもって挑戦し募集強行阻止を行うことを確認、戦術委員会に指示を要請して来た。戦術委員会（三月一九日）は右要請を検討して来た結果、第二〇六号指令、記三に基き次の方針を決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、貝島支部は三月二十一日以降、貝島が希望退職募集を中止するまで、時間外作業を拒否せよ。
二、第二〇六号指令記三の２に基き大衆行動を積極的に実施し、会社に対する抗議を行うとともに募集行為を阻止せよ。

以上

ニューズ

88

会社 配転計画を提案

—組合 検討後方針決む—

合理化第十一団交　26日

× 各支部の大衆行動を背景にした就職交渉により、会社は二十四日午后四時をもって退職 ×
× 募集を打切ったが、会社は人員減に伴う配置転換について二十六日の団交で提案したい ×
× と申入れてきたので、組合は午后二時から団交に応じた。 ×
× 会社は組合が反対を表明している坑木仲仕及び業者切替えによる人員の配転をも含めて ×
× 提案してきたので、組合は業者切替えについては絶対に認められない反対の態度を再度 ×
× 表明して団交を終った。 ×

組合 背信行為・労仂強化・保安問題をつく

交渉のあらまし

団交冒頭、組合は「今回会社が一方に希望退職を募集したことは労仂協約上からも信義に反するし、希望退職という名目切りによってやめさせられた人の数が相当ある。正常な労使関係にもどして貰いたい。

配転は悪条件であるので反したが労仂強化反対保安確保についてはいままでの交渉で述べてきた考え方には変りはない」と指摘、要望した。

これに対し会社は、

できるだけ組合の了解のもとでやりたいと思ったが三十五年度にも入るし、人心の動揺などを考え募集にふみきった。お詫びする。現在の実態は相当問題が起っているので早急に新体制をつくりたい。

充員については、会社が勝手に希望退職を募集したのだから充員はやむを得ないと言われると思うが、他社でも充員は出来ていないしこの点はよくご理解願いたい。募集者五八〇名のうち坑外が少く坑内直接が多いので坑外から直接夫へ回ってもらい、また転坑をしてもらいたい。二月二十四日に申入れた坑木仲仕などの職制問題に含めて協議したい。条件については前回提案通り。切羽に入ると賃斗の関係もあるので早急に解決したい。

新定員では全職夫で八五名の余剰人員が出るので生産に直結する職場に配転したい。大坑から二坑の直接夫へ二〇名転坑させたい。

前限坑の六名（六坑）は二坑に所属させたいと別紙プリントに基いて提案した。

組合　会社代表についてはどうしたか、

会社　いま少し時間がかかる

組合　いまの提案の中でわれわれは業者切替えについては反対してきた。会社は計画に入れているが反対である。新光園の汽缶場も一名ではできないので反対である。

会社　職場範囲の決定は当分の間となっている坑木仲仕にしても前から話合っていた。採材運搬夫は坑木仲仕と同様だと考える。業者移換の職種の中にこれが該当者は相当ある新光園も浴場だけであり三名置かねばならぬ理由はない。

組合　職場範囲の問題は臨時夫をいれることはやむを得ないだろうということであって、当分の間であとで業者に切替えるということにはなっていない。

われわれの職場を業者に移換することは反対である。新光園は火をたくだけではない。われわれの調査したことと違う。

新坑の保安の余剰人員五名とは何か。

会社　坑度方三名、採測夫一名、測量夫一名。

坑木仲仕については六坑、西五坑は三十二年に業者に切替えている。

組合　坑木仲仕は混合職場ではあるが、保安ではない。

会社　当分の間でやっている。重ねて協力をお願いする。

組合　臨時夫を使うのはやむを得ないとなっているのだ。業者切替えはいろんな意味で問題があるので業者切替えは絶対反対である。

会社　採炭について切羽現場に見るとアンバランスがあるので早急に調整する必要がある。

組合　どの職種にしても同じだ。われわれは労働強化をさけるために検討する。

以上

1960・3・27

大之浦労組　教宣部

希望退職以後の斗いの方針（案）

一九六〇、三、二八

貝島労組斗争委員会

今次合理化による会社の一方的希望退職募集に対し、これが撤回を期し斗いを進めたが、如何せん五八〇名（会社提案六八五名）の希望退職者を出したことは、組織として遺憾であった。しかし、われわれとしては斗いの過程の中で、希望退職募集撤回、肩叩き阻止に全力をあげ、あるときは職場に説得活動し、あるときは大衆行動で撤回を要求した。

こうした大衆のもり上りは、必然的に三月二十四日午前十時三十分からの徹夜団交となり、組合として　の希望退職募集即時撤回、②指名解雇は行わない、③職制の肩叩きは行わない、以上三点を申入れた。会社は午後二時に至って組合の要求を受入れ、二十四日午後四時をもって希望退職募集を打切ることとなった。

われわれは、以上の経緯と五八〇名の希望退職という現実に立って、一刻も早く保安の確保を正常に復し、組合員の不安感を除去する斗いを組むことが先決である。希望退職以後のわれわれの方針は、炭労が明かにしているように直ちに充員斗争を展開し、合理化を排除する斗いを進めることであり、われわれはまずかかる基本態度を前提として爾後の体制を確立して行かねばならない。

しかし乍ら、希望退職によっておこる充員斗争は現状では困難性を伴うことはいうまでもなく炭労傘下支部においても実情としてこれが成果は得られていない実態からして全員充員させることを現時点の中から要求することは、必要以上に問題を紛糾に導くおそれがあり、組合員の不安感をより助長する以外にないと判断せざるを得ない。

従って、当面混乱している職場実態の把握の上に立って、完全稼働確保を前提として保安上、生産上の問題解決を早急に行うため次の方針で斗いを進める。

記

一、組合員職場の範囲は確保する。

二、人員減耗によって必然的におこる労働強化に反対する。
　しかし乍ら、実情として配転止むない箇所については希望配転によって補充する。
　条件については執行委員会に一任する。

三、入坑採用については、生計決定で明かであるので撤回を要求する。

四、職階賞与の改訂については撤回を要求する。

五、新炭の配給基準、価格改訂については実質賃金の低下であるので撤回を要求する。

以上

昭和35年度 本産砿員各坑別係別定員表

会社控

S35・3・25

坑別 係別	新坑			五坑			二坑			六坑			各坑計			砿業所			総計		
	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足	3/26推定人員	定員	過不足
直接夫計	1.794	1.829	+35	680	679	-1	820	861	+41	396	365	-31	3.690	3.734	+44				3.690	3.734	+44
保安	60	55	-5	31	31	0	37	37	0	24	24	0									
機械	250	250	0	77	81	+4	63	69	+6	41	45	+4									
運搬	126	129	+3	72	69	-3	73	76	+3	29	31	+2									
内間夫計	436	434	-2	180	181	+1	173	182	+9	94	100	+6	883	897	+14				883	897	+14
機電	189	175	-14	106	100	-6	113	116	+3	87	77	-10									
営繕	26	22	-4	7	8	+1	16	15	-1	12	12	0									
坑材	31	0	-31	9	0	-9	18	0	-18	6	0	-6									
運搬				40	33	-7	43	17	-26	13	9	-4									
選炭	67	73	+6	108	121	+13	99	102	+3	35	42	+7									
砿務	27	26	-1	3	4	+1	12	16	+4	3	4	+1									
倉庫	10	8	-2	7	2	-5	5	4	-1	2	3	+1									
庶務	2	2	0	2	2	0	1	1	0	2	1	-1									
会計	15	15	0	9	9	0	9	8	-1	5	4	-1									
労務	58	56	-2	16	16	0	13	13	0	12	18	+6									
外間夫計	425	377	-48	307	295	-12	329	292	-37	177	170	-7	1.238	1.134	-104	406	367	-39	1.644	1.501	-143
間接夫計	861	811	-50	487	476	-11	502	474	-28	271	270	-1	2.121	2.031	-90	406	367	-39	2.527	2.398	-129
全砿夫計	2.655	2.640	-15	1.167	1.155	-12	1322	1335	+13	667	635	-32	5.811	5.765	-46	406	367	-39	6217	6.132	-85

会社案

各坑定員表

S 35. 3. 25

区分 職別	新坑				五坑				二坑				六坑				その他				総計			
	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A	2月末在籍	3/61推定人員A	新定員B	B-A
採炭夫	650	581	632	+51	319	280	266	−14	360	312	353	+41	168	157	142	−15					1497	1,330	1,393	+63
直接夫	1,963	1,794	1,829	+35	758	680	679	−1	909	820	861	+41	419	396	365	−31					4,049	3,690	3,734	+44
内間夫	451	436	434	−2	191	180	181	+1	186	173	182	+9	101	94	100	+6					929	883	897	+14
外間夫	466	425	377	−48	334	307	295	−12	349	329	292	−37	198	177	170	−7	472	406	367	−39	1,819	1,644	1,501	−143
全坑夫	2,880	2,655	2,640	−15	1,283	1,167	1,155	−12	1,444	1,322	1,335	+13	718	667	635	−32	472	406	367	−39	6,797	6,217	6,132	−85

註 ① 坑内夫の補充には前限坑直接夫見習、余剰人員中坑内適格者を充当する。

② 昭和34年度技術学校卒の者の入籍は見合わせる

希望退職人員（580名）内訳

職種＼坑別	新坑	五坑	二坑	六坑	其の他	計
直接夫	169	78	89	23		359
内間夫	15	11	13	7		46
外間夫	41	27	20	21	66	175
全坑夫	225	116	122	51	66	580

ニュース

89

炭労中斗発第二一二号
一九六〇年三月二八日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各県本部　斗争委員長　殿
各支部

戦術転換に関する指令

一、三鉱連令下各支部の動向

三鉱連中斗招集に関する要綱について

三月二十四日北三鉱は三山代表者会議を開き二〇三号指令の消化につき検討を加えたが、二〇三号発令当時と現時点は実態が相違しているので、三鉱連中斗の中で再検討すべきであるとの結論に達し、同日この旨を三鉱連に要請した。

○　北三鉱参加各山の状況について

（美唄）　三月二十日の北三鉱斗の結論（二〇三号消化に努力する）に基き二十一日山元斗争委員会を開催、職場懇談会の後、同指令を確認し翌日から下部啓宣に入ったが、二十四日の代表者会議において論議された実態により更に山元斗争委員会を再開し次の結論を得た。

※　三鉱連六山の統一を守ると共に炭労の組織が温存されることのないよう三鉱連中斗の中で努力する。

（砂川）※　山元執行委員会を開き中斗報告、下部の実態としては日鉄、王子の体験から闘争の将来を懸念し二〇三号の実施は困難であるとの分析を行った。

※　二十三日に更に執行委員会を開き下部の実態に照し次の結論を出した。

①　当面の状勢と下部の実態から指令は消化できない。

②　従って早急に戦術の変更と事態収拾を図るべきである。

③　右の具体的方法は中斗に一任する。

④　以上の執行部の態度を諮るため二十五日に大会を招集する。

※　二十四日北炭労（岡田、対馬）と懇談したが、北炭労としても実態を認めざるを得ないので炭労の中斗召集を要請する。従って大会を延期するようとの要請があった。

※　二十五日朝、執行委員会を開いたが、大会延期は既に困難であり、前記執行部の結論を報告、万場一致で確認された。

（芦別）　二十一日執行委員会に於て三鉱連中斗の主旨について報告確認され、二〇三号指令消化について努力するも消化困難な事態が生じた場合、執行部に収拾方一任という事で大会に望んだ。大会に於いては、各斗三役の集約に於いて、スト反対の決議がなされ、二〇三号指令消化が困難となるに及びスト反対とゆう山元の実情を充分上部に反映し、事態の収拾を計る事を前提とし決議の形式だけを賛成という事に決済を得、具体的な手続きについて執行部に一任された。

（山野）※　二十四日執行委員会開催中、二五二名の代議員の署名による大会要請がなされた。

①　要請の主旨は炭労の企斗、賃金斗争には従い得ないことが明らかにされておる。

②　更に主婦会からも主婦の総意としてストは出来ない旨の返答が申し込まれた。

※　執行部はこの情勢の中で指令を消化することは山野の組織自体の分裂を招き、生活上の問題も起えることを勘案し、次の結論を出して同日大会に諮り二七九人中二五四人の賛成で可決した。

①　炭労の企斗、賃斗の指令には従い得ない。

②　安保職場確立の立場から再建案の交渉を推進する。

③　賃金の全額支払、期末手当に努力する。

（田川）　二十二日執行委員会に於いて早期妥結を期待して指令消化を確認

二十四日、中央委員会、指令消化に努力すべしとの意見もあったが大勢は見通しのない斗いはやるべきでないとの意見でスト回避の意見が圧倒的だと受けたので執行部より次の考え方を提案し決

済

1960-3-29

うら

大之浦労組　教宣部

① 中央委員会の大勢を充分尊重し早期解決のために努力する。

② 複数問題に関する決断を必要とする場合もあり得ることを確認の上に立って指令の解釈を含めて執行部に一任されたい。

右の説明で執行委員会を開催し、①二十九日に予定された芝浦石炭荷役は中止する。②三池派遣中のオルグ引揚げを九本の会議に提案を求める。（執行）

（三池）

○ 十七日新労組結成

○ 会社は新労組との交渉権を認め回答

○ 第二組合の実情

	在籍	第二組合	その他未確認二〇〇～三〇〇
宮浦	三一五三	五九一	
四山	二五四四	八七〇	
三川	四八〇七	一四二五	
本所	一九七八	五六一	
港務	一二五九	五三六	
		三九八三	

○ 会社は第二組合との間で生産再開の交渉を行い準備を進めているので、これが阻止の体制確立

○ 二十五日中央委員会を開催し、三鉱連の統一斗争が困難な実情に立って今後どう斗うかを討った。

結論として

①現時点では、この事態に至り内部が動揺しないように努力する。

②上部組織に対しては組織の統一を守って斗えるよう努力する。

③首切り阻止のためには最後まで斗う。そのため更に組織を固める。

④今後巻き返しの攻勢行動を起す。

二、中央斗争委員会の態度

（一） 企業整備反対斗争について

1 第四十一回中央斗争委員会（三、二七）は三鉱連合下各支部の実態報告から現時点において二〇三号指令を強行することは三鉱連の統一行動を乱し、ひいては組織問題に発展する重大な事態にあることを認めざるを得ない。

2 第二十四回臨時大会で決定した春斗におけるわれわれの重点斗争指標とした、①安保批准阻止、②合理化反対、③賃金引上げ、④保安完全確保の戦術的結合を求め、その具体的内容を二〇三号で指令した。とくに石炭資本が企図する十一万人解雇体制に対決する重要な斗いとして組織した三池の斗いが企業組合内部から動揺を来したことを考慮して三池のみの後退をしいることはできない。

このことによって、三池斗争の目的を達成出来る状態ではない。

3、組織内部の条件にしろ三鉱連の動揺は炭労全支部の斗いの方向に重大に影響する。

企業斗争強化の基本的な路線を戦術的に提起して後退せざるを得ない。

（二） 賃金斗争について

1 賃金斗争は企業斗争に関連して長期化するという不安感は敵の徹底的な宣伝にも影響され組合員に浸透している。

このことは現時点においても完全には払しょくされていない。加えて企斗の戦術転換の組織に対する影響は二〇三号指令により時限ストと戦術を自由を以て長期に履行することを益々困難にしているものと判断する。

三池斗争の戦術転換によってストライキの指標が賃金斗争にしぼられた場合は時期的に斗争の早期解決を必要とする段階にある。

2、大会で決定した六〇〇円カンパと戦術問題が組合員に充分に理解されたとはいえ難い状態にある。したがって、今後斗争の長期化に伴う不満として爆発されることも配慮される必要がある。

三、十一万人炭労体制に対決する今後の方針

企業整備に対決するわれわれの基本的な構えについては変更することはない。

三池斗争の戦術転換によって総評を中心とする全労仂者、国民その利益を受ける三池の組合員、今後もさらに引続き合理化と対決するわれわれの斗争はその組織に非常な困難さが加わり、運動を進めるための重大な障害となったことは事実である。

しかしながら今回の戦術転換によって今後の方針を変更すべきではなく、運動の過程においてこれが実践の体制を確立することにある。これが具体的方針については臨時大会で討議する。

四、代闘の開催

才二十四回大会で決定した企反斗争並びに賃金斗争の基本的路線の変更であり速やかに代闘を招集してその要望を求めるのが当然のことと判断されるが当面各地方代闘に経過と方針を説明し四月八日を目途に臨時大会を招集、斗いの経過並びに今後の方針について提案討議することとする。

中央斗争委員会は以上の判断にたって三池の事態収拾と賃金要求早期解決のため中労委に斡旋を申請する方針を決定した。

よって左記指令する。

記

一、三鉱連企反斗争の推進

1、三池の事態収拾について中労委に斡旋を申請（三・二七）する。

2、五山の労仂条件については団体交渉の申入れをおこなう。

3、四月一日以降の五支部（砂川、芦別、美唄、田川、山野）のストライキはこれを中止せよ。

二、賃金斗争の推進

1、賃金要求の早期解決のため中労委に斡旋を申請する。

2、指令才二〇三号によるストライキはこれを変更しない。

三、代闘の開催

1、三月三十一日各地方委員会を開催経過を報告する。

2、四月八日を目途に臨時大会を開催する。大会招集状はあらためて発送する。

四、オルグ派遣

各地方委員会

九州　野呂、東海林

北海道　古賀、滝田（政）

常磐　岩垣

三池　野口、木下、相沢、狭山、直江

二瀬　杉山

以上

ニュース

90

合理化第十二回団交　29日

会社　組合の要求を拒否

―組合　転口場の事情から補充が必要な場合の「充員」を強調―

× 二十六日の臨時大会で既報の通り合理化問題の方針を決めた組合は、二十九日午後二時過ぎより第一会議室で第十二回目の合理化団交をもち、解雇、入替採用の制限、増産賞与の引下げ、薪炭の値上げ、配給量の引下げの撤回を強く要求するとともに、配転については、鉱員転場の範囲は確保する。都合の結果補充の必要ある場合は充員するとの態度を迫ったが、会社は「三項目の撤回は出来ない、鉱員による充員はしない」を固執、対立のまま平行線を辿るので再検討を要請、終った。

組合 入替採用の制限．増賞の引下げ等の撤回を迫る

交渉経過の概要

組合、まず次の態度を明らかにした。

◇先に五項目（第一次合理化）については態度を明らかにしているがその通り。

◇入替採用の制限は協約違反、会社の状況からも撤回を求める。

◇増産賞与の引下げは勝手すぎる。撤回されたい。

◇薪、炭の配給基準引下げ、価格の値上げは実質賃金の引下げになるし撤回を求める。

◇希望配転については若干協力するが、現場の実態から補充の必要が起った場合は充員もあると考える。

◇鉱員就労については確保する。

◇一方的に五八〇名の希望退職を募集したことには深憂されているが、その誠意の表現として撤回の要求項目については

この団交で撤回されたい。

会社、今組合のまとめられた点を出されたが会社としては、危機を乗り切るための提案であるし、前五項目と今次三項目を含めて再建方策としている。撤回は出来ない。最小限度の提案である。

当面鉱員数が緊急問題であるしこれの結論を早急に出し、他の要で話合いたい。或は併行して交渉することでもよい。

一番急ぐのは直接夫への配転、六坑から一坑への転坑であるが、早急に新体制を整えたいのでご協力願いたい。

前回の説明で質問があれば、

組合、他の項目はいつでもよいということなら、配転を検討してもよい。

会社、いつでもよいとは言わない。

組合、では、他の項目を直ちに撤回されたい。募集を一方的にやったのだしすっきりするために撤回されたい。首を切られ、賃下げまで要求が深すぎる。

会社、提案は検討の上しぼって出している。客観的にも了解願えると思う。サシミのツマとかカケヒキの材料で出しているのではない。

○入替の制限は勇退者に対しても当然の措置

○増産賞与は引下げではない。他社に比べて非常に高い、福利厚生も一連の再建方策、残った者としてご協力願いたい。

右のように「撤回せよ」「撤回できない」で終始平行線を辿るので、組合は本日撤回できなければ検討後、明日にでも撤回されたいと要請、配転問題に入った。

組合、配転について先ず明確にしておきたいことは、全員の充員は無理としても職場の事情でどうしても補充の必要ある場合は充員をするという大綱を決めておきたい。これは職場維持の立場から言っても当然である。

会社、鉱員の充員は如何なる事情でもできない。しかしどうしても必要な場合は臨時夫で補充することにしたい。

この充員問題もまた併行線を辿るので組合は、小坑再編の人員配置計画を説明されたいと要請、さらに組合の考え方を徹底、会社の再検討を促した。

これに会社も組合の再検討を求めた。

午後四時十分　終了

以上

1960・3・30

大之浦労組　教宣部

ニュース 91

会社申入れで

団交・対立のまま 局面打開の代表折衝に入る

四月一日 第十四回合理化団交

× 三十一日開かれた合理化第十三回団交は、会社が人員計画数字の是正を行ってきたのが異なる点で、二九日第十二回団交前後、組合が「入坑採用制限等三項目の撤回、満員切替反対、鉱員職場の確保、充員等を要求したのに対し会社はこれを拒否」対立のまま終った。

× 続く四月一日第十四回団交で組合は、配転に関連する問題に焦点をし絞り業者切替えの撤回、充員等を重点に会社の誠意ある回答を迫ったが、会社が依然当初よりの主張を固執するので、またも平行線を辿った。

× そこで会社より局面打開のための代表折衝の申入れがあったので、組合もこれに応じ話合うことになった。

組合当面 配転に関連する「業者切替の撤回」を重点に交渉

交渉経過のあらまし

冒頭会社「検討したが変りない。三五年度の事業計画が始ったし、早急に新配置の体制をとらねばならない。①坑外から坑内にかわること。②六坑から二坑に変って貰う。③業者移換の件、この三点について了解を得、坑・支部間での具体的な話合いに入りたい。これを具体的に再提案すると、

①坑外から坑内への配転

直轄夫九一、内幽一四、計一〇五名はどうしても必要だし協力願いたい。尚、人員計画上適材適所に配置しなければならないので、一から一〇まで希望配転というわけにはいかない場合もある。

②六坑から二坑への転坑

六坑の現状から人員が余るし、二坑でなるべく配置替を行い、その後六坑の人を二〇名以内転坑して貰うことになる。

③業者移換の件

石炭界における競争を乗り切るためには四職種の業者移換は必要、そしてその職種の人たちは坑内への補充であるし、三坑配転でも転職をして貰わねばならないこの際転職を先に実施し、業者移換をあとにしたい。

組合、会社は自己の立場からのみ言われるが、五八〇名もの退職者を出し、更に業者移換等を固執されることは、全く遺憾た。また後でやるということは、どういうことか。組合としては職場の確保はどうしてもとらねばならない。当分の間、臨時夫を使うことはやむを得ないとしても、業者移換は納得できない再考慮されたい。

会社、業者移換職種の人は、坑内に転職してもらい、そのあとは臨時夫でやるということ。

組合、われわれは配転に反対しないといっているのではない。組合[illegible]からしても業者切替え等はどうしても了解できない。

会社、一〇五名と言っているが、余剰人員は一四六名、その内業者移換の職種は九二名、坑内適格者も多いし三坑配転もできる。

組合、組合員の職場はどういわれても確保する。配転は希望者によって全体的に行われたい。とつめよれば

会社別室協議に入った。再会後

会社、今までのようなことでは話が進まないので代表者による話合いをもって貰いたい。と申入れを行ってきた。

これを検討した組合は、局面打開のため、代表折衝に応じることを決めた。

その経過と決定事項は裏面の通り。

うら

1960.4.2

大之浦労組 教宣部

代表者折衝の諒解事項（四月一日）

代表折衝は、会社今村勤労部長、組合横田組合長、竹下書記長によって四月一日午後六時より九時すぎまで、精力的に行われた。
その結果、次の諒解点に達した。

一、坑木伸仕作業、鋼材運搬作業、炭車修理作業及び中央倉庫運搬作業の請負切替えについては今次配転に関連しては行わない。

二、坑内夫一〇五名の不足人員の補充については坑外夫の中からこれを確保するように努力する。このことは労使双方が誠心誠意解決に協力することである。
但しその際も強制はしない。

三、今次配転に際し、配置人員が定員に満たない職場については、臨時、残業で処理するか、又は臨時夫を補充する。

四、① 運搬、送炭、工作の中、職場範囲決定表一に於ける職種については、臨時夫で補充する。
② 前号において、三ヶ月を経た場合は本雇鉱員と切替える。

五、第四の①の職種についても、既に使用中の臨時夫に関しては、②は当分の間適用されない。

六、本雇を原則とする職場のうち、第一の職番及び女子については、当分の間臨時夫の使用を認める。

以上

ニュース 92

三日朝 配転に関する基本項目一応諒解へ

配転条件などについても諒解
夜を徹した代表折衝で

合理化団交今後の進め方について検討した組合は、四月二日午後五時よりの第一五回団交に於て組合の考え方をまとめ提案として打ち出した。これを検討するため休憩状態に入った会社は、代表折衝によって具体的に話合いたいと申入れてきた。組合検討後これに応じることになり、徹夜で折衝が行われた結果、三日午前八時すぎ一応の了解点に達した。

合理化 第15回団交経過

組合、職場に関係する事項については昨日の代表折衝で了解点に達したが、本日はそれに伴う条件関係について提案を行うが、その前に、前報大石の二坑転先について会社の説明をうけた。組合としては一般と同様の取扱いをして貰いたい。次に各ピット転轍との中央工場集約についての組合の態度は先に述べたとおりだが、あとの補充は臨時夫で行うことを明確にしておく。

◎ 配転の条件

◇ 転職料

坑外夫より直接夫へ	七、〇〇〇円
〃 内間夫へ	三、八〇〇円
内間夫より直接夫へ	二、七〇〇円
直接夫間	一、六〇〇円
坑外夫間	一、六〇〇円
内間夫間	一、六〇〇円

註、その他は省略するが、この案は、三菱

○ 配転の具体的な話合いは支部、坑所で行う

○ 発電場の火番については支部、坑所で話合う。但し、新光区については本部、鉱業所間で話合う。

○ 中央発電所の給水夫は鉱員ということで支部、鉱業所間で話合う。

○ 問題が残った場合、本団交に返ってくる

以上に対し会社の誠意ある回答を示されたい。

この提案を検討するため、五時三十分会社は休憩に入ったが、六時すぎ代表折衝を行いたいと申入れてきた。

組合検討後、これに応じることになり、組合よりは、竹下書記長、堀館厚生部長、宮本給与部長が出席、夜を徹した折衝を続けた結果、三日午前八時すぎ、次の諒解事項に達した。

配転に伴う 会社 組合 諒解事項

S35.4.2~3.

一、転坑手当その他について

今次希望退職者募集後の配置転換に際し、転坑料その他は次の通りとする。

1、転坑手当

新地～大坑間	二、五〇〇円（税込）
その他の坑間	二、〇〇〇円（〃）

なお、今回に限り鉱業所（中央工場等を含む）、二坑間も転坑とみなし五〇〇円（税込）支給する。

2、転職手当

坑外夫から直接夫へ転職する者	七、〇〇〇円（税込）
〃 坑内間接夫へ	三、八〇〇円（〃）
坑内間接夫から直接夫へ	二、七〇〇円（〃）
坑外夫間又は坑内間接夫間の転職者	一、六〇〇円（〃）

なお、今回に限り直接夫間の転職者についても 一、六〇〇円（税込）

いわゆる三職種にも適用する。

3、転宅優遇

今次措置により転宅を必要とする場合の取扱いは次の通りとする。

イ、転宅手当として、次の金額を支給する。

家持	本人の健保標準報酬日額の四日分（税込）
単身者	〃 二日分（〃）

ロ、操業日に転宅を必要とする場合は、家持三日以内、単身者一日を有給出勤扱いとし一日について本人の健保標準報酬日額一〇〇％（税込）を支給する。

ハ、輸送費、荷物運送費については、会社が実費を負担する。

4、今次措置により坑外から坑内に転職する者に対しては、道具代補助として一、〇〇〇円（税込）を支給する。

1960・4・4

大之浦労組教宣部

ニュース

~~92~~
93

中斗・不満ながら受諾を決定
五日午前四時十分スト中止を指令

三月二十七日炭労があっ旋を申請した賃上げに対する中労委の事情聴取は、三十一日から三日間中労委に労使双方の代表を招いて行われ、あっ旋案は四日午后八時から提示される予定であったが、労使の主張が激しく対立し、あっせんは難航をきわめた。しかし午前三時すぎに至り藤林会長は一月以降三九五円の賃上げ案を双方に提示した。炭労は直ちに中斗委員会を開いて検討した結果、不満ではあるが受諾することを決め午前四時十分各支部に対し五日以降のストライキを中止した。あっ旋案は次の通り。

中労委「一月以降395円の賃金引上げ」を提示

―あっ旋案の内容―

今回の賃金紛争については諸般の事情を慎重に考慮した結果、左記によって解決されることを適当と認める。勿論この金額については労使双方不満の存するところであろうが、前回のあっ旋以降、石炭産業は競争燃料に対抗するため極めて困難な状態にあり、今日若干の賃上げをするためにも非常な企業努力を必要とすると考えられる。従って、石炭産業の苦境を切抜けるためには労使双方その体質改善の実施に協力することは勿論であるが、今回の賃上げ原資確保するためには生産能率向上による以外に方法がないことをとくに銘記されたい。

記

一、本年一月以降の基準賃金は坑内外平均月額一人当り三百九十五円（税込み）増額すること、右増額分の一部は修正給にあてる。

二、本年一月以降の既往遡及分の措置については従来の慣行に従い、各社各山で協議すること。

三、賃金の構成および基準賃金に関するその他の諸事項の取り扱いについては、前協定による。

四、標準作業量については修正案を含み前協定通りとするが、不合理なものについては実情にそうよう検討する。

五、賞与の給与については前例に準じ、従来の慣行を勘案して別途協議する。

以上

以上

1960・4・6

大之浦労組教宣部

ニューズ

94

炭労 臨時大会で諾否を決定

会社は斡旋案を受諾

× 藤林中労委会長は大手十三社の賃上げ斡旋後、引つゞいて三井三池の争議収拾に ×
× ついて斡旋をつゞけていたが、六日午前三時半、炭労三鉱連代表及び会社側を中 ×
× 労委に招いて次のような実質的に指名解雇を認める斡旋案を提示した。 ×
× これに対し炭労は六、七日と戦術委員会、中斗委員会を開いて検討した結論が ×
× 出ず、最終的には八日からの臨時大会で決定する。 ×
× なお、三井の会社側は六日重役会議を開いて検討した結果、会社の主張が通った ×
× として正式に斡旋案を受諾した。 ×

藤林斡旋「実質的指名解雇を認める」

あっ旋案

三井三池の人員整理をめぐる争議は今日のわが国労使関係における最も重大な問題である。労使の主張も深刻な対立を示し、組合側のあっ旋申請に拘らず、会社側は遂にこれに応ずるところとならなかった。

しかしながらこれを放置することは三井鉱山の再建のためにもとるところでなく、かつ徒に社会不安をじょう成している現実を考え職権であっ旋に出る決意をした。労資双方このあっ旋案に不満をもつことは重々承知できるが、この際は忍びがたきを忍び、事態を早急平和裡に解決されることを望んでやまない。

記

一、会社は昨年十二月十日附の指名解雇を撤回すること。

二、右解雇の該当者は同日附をもって自発的に退職したものとすること。

三、前項該当者の退職金については昨年十二月十日附で会社が通告した額に一万円を加給すること。

四、第二項該当者に対しては会社が出来うる限り就職のあっ旋に努め、企業再建のあかつきにはなるだけ再雇用の考慮を払うこと。

五、以上の措置をもって今回の指名解雇をめぐる労使の対立に終止符を打ち、平和裡に生産を再開するための諸案件について話合いを進めること。

希望事項

一、生産再開のための話合いは平和裡に行うことが望ましい。

二、第一組合と第二組合の対立は労働者として誠に不幸なことであり、かつ企業再建の上からも望ましくないことは勿論であるので、速やかにその対立を解消し三池従業員が一体となりうるよう努力されることが望ましい。

以上

1960・4・8

訂正
四月六日付で発行しましたニューズの通番号を九三に訂正願います。

大之浦労組教宣部

ニューズ

95

会社・「標準能率〇・四三〇屯」を提案
組合・次回団交で具体的に反論

× 山元の合理化問題については、直轄の首切り請負切替、配置転換問題の外について了解点に達し（ニュース九二号）、残る増産賞与、入替採用等の問題については交渉が一時中断されていたが、十一日会社より、交渉再開の申入れがあり、十三日午后三時半より第十六回の団交を開いた。しかし会社は再び当初の提案を具体的に数字を出して提案してきた。 組合は多数の首切りを行い更に賃金引下げを提案する。総社にも例のないことだと反論したが、具体的には次回（十五日）の団交で反論する。 ×

交渉の経過

会社はまず今迄の経過を説明した後、組合の協力を要請すると前置して再び次の提案を行った。

一、増産賞与の改定

イ、月末在籍者に対し当月の全鉱員一人一日当り出炭量（以下個人能率という）が〇・四三〇屯（以下標準能率という）に達した時、一人当り平均月額二五〇円を加算して支給する。但し個人能率が標準能率の九五％未満の時は支給しない。

ロ、一人当り平均月額が一、九〇〇円をこえる場合は一、九〇〇円とする。

ハ、実施期間　昭和三十五年四月一日から実施する

会社の希望～標準能率〇・四三〇屯は今次人員減を基盤にして改定したもの。

次の頭打ち一、九〇〇円については何よりも支払い面で、当社の苦況を乗り切るため、総社以上に苦しいのに、総社より飛びはなれた支給をすると競走にまけるだけでなく、金融関係に信用がなくなる。

34年1月～12月　人員1,987,918……A
出炭1,274,217……B
人員減　6,797－6,203＝594……C
B÷（A－C×286）＝701屯
701屯÷163％＝0.430

二、入替採用の制限

一方で勇退を希っておきながら他方でこれを操作をするようなことは常識として許されるものではない。一、二年経過して情勢の変化をみた上でならともかくとして現状では制限をしていきたい。

三、前項の改定

提案通り改訂する。

四、採炭夫の首切り

あえて制度的なものは考えてはいないが、この際は能率を向上させるために満五一才以上の方は勇退してもらう。その実施については今次減員と今後のランニングの中で推進していきたい。

五、超過労働の適正化

現場で新しい定員配置の話合いを行っているが、新定員確立の上にたって超過労働の適正に努力していくので協力を願いたい。

六、職場管理

職場管理の適否は能率を大きく左右するもので、会社再建の中でも大きなウェイトをしめす。そのため重大な関心と決意をもっている。しかし一方的な推進では往々働く人との間に無用なマサツを生ずる恐れがあるので組合もそういう事態のおこらぬよう側面から協力願いたい。

具体的にいうと

1、就業時刻の一部変更

2、職場、職種の変更

3、有休の円滑化及び就業率の向上について今後現場で従来以上に努力していく。

4、日々待遇の変更の問題については実施要領を組合に示し、早急に話合った上実施にうつしたい。

その円滑な運営に協力してもらいたい。

と提案した。

これに対し組合は

「五百数十名も退職者を出した中で、更にこれらを越し合う考えはもっていない。会社は二言めには総社なみといっているが、現在で首切りの後にこのようなものを出している会社はない」と会社に猛省を促し、交渉を打切った。尚次回（十五日）の団交で組合は具体的な反論をする。

以上

1960・4・14

三池カンパについて

四月十二日の精算払いで控除した三池カンパは、第二回目のカンパです。会社は危険回避の態度をとっていましたが、三月三十日に組合った結果、第二回分を徴収することに話が決まり、十二日に控除したものです。尚早急に御知らせすべきでしたが、対外的な問題がありましたので慎重を期し、おくれましたことをお詫び致します。

大之浦労組教宣部

ニューズ

96

組合具体的に反論"再考を促す"
会社 依然として態度を変えず

× 既報の通り、十三日の団交で（第十六回）会社は当初の提案を繰返してきたが、組合は十五日午后二時 ×
× 半からの団交で（第十七回）で具体的に反論し撤回を要求した。しかし会社は依然として当初の主張を ×
× 固執、態度を変えないため、交渉は物別れに終った。

組合の反論

一、増産賞与について

今次合理化問題で会社は増産賞与改訂の提案を行ってきた。

増産賞与については、設定当時、一百数十円から出発した。その後、会社の増産計画に対し切換各々な合理化によって能率の向上が推行された事を否定はしないが、すくなくともわれ〳〵の努力なり労力によって現在にいたっており、今日では二、〇〇〇円をオーバすることもある実態である。

ところが、この増産賞与にたいし、漸次上昇すると、会社は、われ〳〵の努力なり労力を省みず増産賞与の制度なり、性格までも無視した賃金引下げ策であり、われ〳〵は断じてこのことを容認することは出来ない。

即ち、改訂の理由として

1、人員減を基礎とした標準能率の改訂

え、他社との比較による支払能力並び企業関係の信用問題等を理由での支給額の頭打

である。

先ず、人員減による標準能率の改訂であるが、会社の出炭計画でも明らかなように、約一割に相当する人員減にも拘らず、従来の実績を上廻る出炭計画である。このことは明らかに、能率向上が従来以上大巾に改善される一方、人員減によって生じる利潤はすべて会社に吸収されるものである。

増産賞与は能率にリンクして支払われるものであるならば、人員の増減により標準能率を改訂すべきものでない。個人能率の上下にしたがって支給額も又上下することが最も妥当である。（かりに人員が増大した場合、会社は標準能率の引下げは行わないだろう）

次に支給総額の頭打ちの問題であるが、個人能率が上昇すれば増する程、会社の利潤は増大するはずであり、更に頭打ちを設けることによって、それ以上の上昇分は全て会社が吸収することであり、このような合理化と賃金の抑え合せは妥当でなく、能率に順応した支払いを考へるべきである。又他社の生産能率賞与の改定と比較して言われているが、一部分の改定だけを比較して言われることは、誠にもって不満である。（比産賞与についても頭部より高い社もあり、又中央八社関係と比較した場合、増産賞与については頭部の方が良いが、基準外割増率の問題については、可成り悪い、又頭部が増産賞与五〇〇円位の時、入社関係ではすでに一、〇〇〇円をオーバしていた。）

部分的な比較が御都合でなく、要は作業内容と支払総額の問題である。

又、頭打ちの理由として支払能力から来る企業関係の信用の問題があげられているが、これは頭打ちを設定して生産意欲を減退させるような事よりもむしろ、個人能率を上昇させることの方が、不安を解消し得る要素をもっていると判断する。

以上の理由等で会社提案の標準能率の改訂なり、支給額の頭打の設定について反対である。

二、採炭夫の若返りについて

1、会社は年令上の限界で能率向上の妨げとなるといっているが、

組合1、老令者とは考えていない。現今は一般的に寿命は延び停年の五十五才前後は人間として最も働き盛りであり、停年制延長も真面目に考えられている状態である。

え、肉体的能力がおち、採炭夫全体の能率向上を妨げるというが、現在の採炭方式は昔に比べ大きく姿形を変化している。カッペ採炭やプラウローダー導入により会社が何時も言う最も労働密度の大きい掘込みが、軽減されつつある。昔のおいカゴ当時ならばいざしらず、現在では若年者と何等変らず作業は出来る。能率向上の妨げについては何等関係なく長期にわたる技術を生かし作業の段取りや指示等により採炭全体の能率向上のために生かすことは出来ないものばかりである。

2、老令者は非常な疲労度が加わり、危険性が伴うという、

組合1、前にもいったように昔に比べて疲労度合は少なくなっている。坑内作業の中では採炭は疲労度が高いのは否定はしないが、只その疲労度合については違うと思う。然し現在のように作業技術が不規則に実施される中では疲労回復も満足にされず、疲労をしているが、これは会社の責任においてあらため

大之浦労組教宣部

うら

1960・4・16

るべきであり、規則正しい入坑時間のなかでは昇坑後十分な疲労回復は出来る。

２、危険性については切羽の保安確保のためには長年の経験者がいないためかえって大きな災害を生じる恐れがある。従って、責任者の指示により割付けられたとしても現場は生きものであり、どのような状況変化にならないとも限らない。その場合の正確な判断は長年にわたった技術や勘による外はない。その場合の処理はやはり長年者がいるため出来得る。

３、疲労度が加わり危険性が伴うということも、これによりかえって若い者より少ない。過去切羽における災害実績を見ても高令者の災害は少ない。

３、高令者は自ら危険を感じたり才数をつむことが負担になったり同じ職場の人に気がねするといわれる。

組合１、採炭作業を行い、苦痛を感じないものはいない。特に現在のように残業の多いときは特に大きい。しかし乍ら高令者がきついという声は聞かれない。正常な作業の中ではこれは解消される。

２、才数をつむことが頭脳になるというか、過去の実績では全坑採炭夫の一九・八才にたいし、五一才以上の者は二〇・一才で前者を上回り、かえって若い者の吸引力となっている。

３、五一才以上ともなれば切羽の中堅であり、若い者の信望も厚い。又経験年数をつんでいるためこれらの伝授についても若い者は、率先して習得をしている状態である。

以上のように五一才以上を転換することは、もっての外であり、会社は既にこの人達についての尊重をしなければいけない。

三、超過労働の適正化について

現在の超過労働時間の内容は正規制の中で出動によるものが多い。これは過去に比し大幅な出炭増と人員の激減する中で自然発生した現象である。各職場においては定時間の中でも大きな労働密度となりこれに対処してきたが超過労働を行って処理をしている現状であり、会社のいう不眠不休なものがあるとは考えていない。超過労働をこれ以上規正することはわれわれの生活実体を無視したものであり反対である。

四、職場管理について

会社の権限強化による組合の介入を許さない一方的な措置の押付けであるといわざるを得ない。かかる職場民主化の阻害なり、係員の権限を拡大する体制と措置には反対である。

１、就業率の向上について会社は一方的に有給休暇の計画的使用というか、法的権利をどのように考えているか。一年の勤労に対し与えられた尊い休暇であり取得者も又一番適切な時期にとっている。法的にいっても本人の自由意志は変更することは出来ない。

就業率向上を強制的に従業員の都合を考えず、行われることはやはり人権問題であり、都合の中には用件や又体調のこともあり、あえて行えばやはり不そくの災害を招くので反対である。

２、就業時刻の一部変更について

① 従来各坑で実施された一部作業時間の変更については充分に話合いの上円滑に実施されていることであり支障を来しているものとは判断されない。従って従来通りで実施されたい。

② 就業時刻の臨時変更については従来、発破故障等で保安上やむを得ない場合、就業時刻の臨時変更がなされたが時間的上支障を来した。今後は先換機械の規制を厳格にして臨時変更のないようにしてもらいたい。尚保安上やむを得ない事態発生の場合は従来通り坑支部間で充分話し合いの上で実施されたい。

３、職場、職種を変更する場合の円滑化について

突然的手段による職場、職種の変更は坑、支部間で十分話合の上で実施している。会社の一方的な処理については反対である。

特に採炭については、払の一時中止、古洞による採掘中止等でこの事象がおこるのは、予備払を用意していないためである。予備払を設定していたなら、この問題はほとんど解消すると思う。

４、割付の円滑化について

係員の一方的な割付けはかえって作業能率に支障を来す恐れがあると判断している。なぜならば一方的な割付けは、職場の民主化を阻害する。

５、請負者持歩の日々変更について

持歩の決定は本人の技術が求めるウエイトが大であり一定期間継続する。しかるに日々の勤務状態を係員の判断によって一方的に日々変更することは反対である。

五、入坑の制限

長許で限られになっている。炭鉱不況を理由にそれを停止することは反対、しかも年間わずかの入坑採用であり、又永年職場で働いたものの家族であるのでこれを存置してもらいたい。

六、新炭の問題

新炭の引上げは実質賃金の引下げであり反対、量については改良カマドになっているが、尚不足しているので増配を要求したい位、豆炭は他社に比して少ないし増配は多くない。他社は暫定規数の改善をした中でも新炭のことはふれていない。暫定規数の改善もされていない現状でこのようなことをしようとするのは理解に苦しむ。

以上の組合の反論後、会社は休けいを求め、別室会議に入った。

約三十分後に交渉を再開したが、会社は再び

一、増産賞与

増産賞与の改定も会社たて直しの基本に存っている中央大手をみても一、二〇〇円の頭打ちだ。当社も出来れば他社並みに引下げたいが、希望退職の後であり無理をせず一、九〇〇円にした。

二、採炭夫の若返り

全体の能率、保安の上にも、体力の点からみても若い人がよい。基本問題は何としても採炭の能率を上げることである。老令者に他所に移ってもらい壮健な人でやってもらいたい。

三、超過労仂の適正化

時間内で能率を上げ、超過時間を少くするのは至当な方針である。

他社に比して多い。これは自然条件もあり、作業方式などいろ〳〵問題があろうが、時間中で何とか処理するよう努力したい。

四、職場管理

○ 出勤、欠勤の表示は従来とも協力してもらっているが、時間がかかっている。迅速にすることが問題である。

○ 寄付は保安係が適正にやるのでこれには従ってもらいたい。

○ 持場の変更は、公平の原則にのっとり、作業成績にも影響するので職場成績の良、不良でやりたい。又下げるだけでなく上げる場合もある。実際成績を示して協力願う。

五、入坑の制限

多数の人が整理されている現在、出来ない。

六、薪炭の問題

薪、炭にまで手をつけなければならないのが会社の実態である。量はへらしても節約してもらう。値上げといってもわずかである。

と、当初の主張を繰返してきた。したがって組合は更に反論をして、論戦を展開したが会社が固執して態度を変えないため交渉は進展せず、組合は午后五時、会社に再度善処を促し交渉を打切った。

以上

ニュース 97

成人男子一七円六九銭 保護は八七％

大手賃金協定の内容……

中労委斡旋による三九五円の賃上げが了承されたあと、炭労は賃闘を招集して細部折衝の作業をすすめていたが、経協との間で次のような内容で協定することになった。本人給の引上額が違っているほかは、全て昨年通り（額の変化した分は率を同じにする）である。

協定書

〇〇鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三五年一月以降の同会社の鉱員賃金並びに臨時給与に関し左記の通り協定する。

記

一、鉱員賃金

1、賃金構成　従前の協定通りとする

2、所定時間　〃

3、基準賃金

(A)本人給

イ、本人給額に一才当り左の平均額を加給する

坑内夫　一七円六九銭

坑外成人男子　一七円六九銭

女子及び十八才未満男子　一五円三九銭

右金額中坑内夫並びに坑外成人男子については四円六九銭、女子及び十八才未満男子については二円三九銭を不合理是正のため修正給として充当する。修正給の配分については、（各社）各山に於て協議決定する。

ロ、新規中学卒業十八才男子の初任給は（各社）各山従前の協定額とする。

ハ、本人給につき会社組合双方が、個々に必要と認めた各山に於ては組替えを行う。

(B)家族手当

額、支給条件、支給範囲共従来の協定通りとする。

(C)その他基準賃金に関する諸事項については、従前の協定通りとする。

二、臨時給与

鉱員賃金に準じ、従来の慣行を勘案し労使協議決定する。

三、協定期間

昭和三十五年一月一日より同年十二月三十一日までとする。

昭和三十五年四月　日

覚書事項

昭和三十五年四月〇日付〇〇鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合間の協定書に関し左記の通り覚書する。

記

一、協定書第一の「従前の協定」の解釈は昭和三十二年三月協定の裁定事項による。

二、協定書第一の1の賃金構成には基準外賃金を含む。

三、協定書第一の2の所定時間には監視断続業務等については従来各社各山に於て統一決定した慣行を含む

四、協定書第一、3(A)(イ)の本人給額には本人給と認められる諸手当を含む

五、協定書第一、3(A)(イ)の加給額は修正給を除き一律加給とする。

六、協定書第一、3(A)(イ)の中二項の修正給額については労使協議の結果、全額充当することが不合理と認められた場合は減額することができる。

七、協定書第一、3(A)(ハ)の組替については、本人給実績額をもって行う。

八、協定書第一、3については昭和三十五年一月一日以降実施するものとし、一月～三月の精算は従来の慣行に従い（各社）各山協議決定する。

昭和三十五年四月〇日

議事録確認

一、引上額の個別配分又は職員給元の配分については（各社各山）で協議決定する。

二、請負給の保証給は（各社）各山の従来通りとする

三、年令加給給（これに類する賃金）及び技能給（これに類する賃金）（各社）各山の従前通りとする。

賃金の組替協定について

一、給与体系の説明と職種別であるから別になった事項

1、金額六〇〇円が三九五円に変ったのは、昨年の算出基礎と考え方はすべて同じである。

2、展開才数は二二、五才とする。

3、成人男子と女子及び十八才未満の男子の賃金比は八七％とする。

4、修正給の割合は昨年の比率による。

二、協定書の具体的内容

1、三九五円の展開

1才当り395円÷22.5才=17円56銭

女子及び十八才未満男子の給額を昨年通り八七％とし十二社十四～十二所基準賃金才数（除く三井、宇部）により算出する。

6,106.496人+368.009×0.897人=6,474.505×17.56人=17.69　成人男子一才当り加給額

17.69銭×0.87=15.39銭　女子及び18才未満男子

修正給

成人男子　17.69銭×0.257=4.55銭(昨年13.14銭=13円)

女子及び18才未満男子　15.39銭×0.145=2.23銭(昨年13.16銭=13円)　0.145については昨年の修正給比率

2、その他の事項は従前の協定通りとし、昨年の協定にあるものは本年も協定として明記する。

以上

1960.4.18

大之浦労組教宣部

ニュース

98

増産賞与・入替え採用など難航

実力体制を固めよう！！

合理化問題については、会社が最終案として態度を変えず当初の主張を固執したため、交渉は平行線をたどっていたが、十六日の第十八回団交において会社は、採炭夫の若返り、超過労働の適正化、職場管理の三項を撤回、今後は増産賞与、入替採用、新坑の三項目について交渉を進めることを明らかにし、三項目について組合の反論（十五日）に対し反駁をしてきた。尚増産賞与については別途会議で「頭打二，〇〇〇円」の新提案を行ってきたが、交渉は難行しており実力行使体制の確立を急がねばならない。

会社（採炭夫の若返り／超過労仂の適正化／職場管理）を撤回し、増賞2,000を提案

交渉のあらまし

会社、六項目について三回に亘り交渉を進めてきたが、四項目以下（採炭夫の若返り等）の問題については組合も会社の意のあるところは充分理解されたものと思っている。そこでこの際三つの問題はこれ以上論議することを取止め増産賞与等の三項目について交渉を進めたい。本日は先般組合側で反論を述べたので、それに対する会社の反論を述べ更に理解を願いたい。

一、増産賞与改訂について

１、出炭能力ののびは企業努力の面が大きい例えば、ローダ、カッター等いろいろな施策をしている。従って人員減の分でなく企業努力によるものである。早期解決のため、今回は人員減の分をとり上げて改訂しようというので、会社が利潤を全部とるということではない。赤字　からみて当をえてない。

２、能率にリンクしていると一応いえるが、これは人力による以外による要素が多分にある。

３、

イ、三四年度を乗切るためには、従業員の努力をまたねばならぬが、人力には限度がある。それ以上のことはファクターがある。頭打ちは妥当だ。各社の頭打ちもこれにもとずいている。

ロ、賃金の水準は大手十八社中上水準である。理由はいろいろあるが増産賞与をみても七〜八〇〇円高い。これを一挙に各社並みにしようというのではない。諸般の事情を勘案して一九〇〇円とした。

ハ、企業上採算にあうようにするのが当面。全鉱関係の経営問題も早く企業回復することだ。大手では大巾なダウンをしているとき、当社は出していない。

二、新坑

客観的に見てこの位の事は我慢してもらいたい。能率をふやすべきといわれたが各社の状態をみてもやられている。

三、入替採用の制限

政策を変えるとは思わないが、この際我慢してもらいたい。病弱者の家族は何とかしたいが、その他の人には気の毒な事であるが、危機を乗り切るために、何とか能率を向上させるためにここしばらく入替をやめていく。

これに対し組合はするどく反論したが、会社は提案をくり返すのみで平行線をたどったが、四十五分一たん休憩に入り、会社は別室会談をもった。四時三十分より団交は再開、会社は「頭打ち一，九〇〇円を二，〇〇〇円に修正する」と新提案を行ってきたが、再考を促し交渉を打切った。

会計機の導入

会社は席上会計機の導入について次の提案を行ってきた。

第一次	四月中	二台	賃金給与の計算
第二次	五月中	三台	同採炭夫の　・
第三次	六月から		直接夫全般

使用機の名称

ベローズF五〇〇型二台・F二〇〇〇型二台

六月十三日、全従業員の計算を鉱業所でやる。それ迄各坑から交代で鉱業所で訓練する。余剰人員は他の部門に転換する。提案はその時あらためてする。従って機械導入に際し軌道にのるようにするため事務の改善が必要である。各坑のピークをならすため〆切りの日時、伝票を変更する。

うら

1960・4・18

大之浦労組教宣部

一、能率賞与の支払日を翌月の賃金支払日とする（月末に九〇％の概算払をし、翌月の賃金支払日に精算する）

二、控除金の〆切りを毎月二十日とする。（作業のピークを是正するため）

三、現金払いの各社統一（八〇％とする）

四、各社の伝票の統一

五、各種報告書の変更

以上

ニュース

賃斗報告のみで休会 99

藤林あっせんに対する中斗の結論を出して再開

藤林あっせん案の諾否を決定する。いいかえると首切り反対斗争の方針を再討議する……◎
炭労㐧二五回大会は、全国労資注目のうちに八日開幕の予定であったが、二〇三号指……◎
令の撤回を要請した三鉱連五山（九州～田川、山野。北海道～砂川、芦別、美唄）が……◎
繰延要求の態度を固執するため中斗は難航、八日の開会を一日延期して更に論議と……◎
説得が行われたが、三鉱連が組織問題をほのめかすため結論が出なかった。……◎
従って大会は、九日開会されたが、役員の選出と来賓の挨拶をうけ、賃斗の報告のみ……◎
さして、九日の午后戦術委、十日中斗を開きその結論を待って大会を再開するという……◎
議事運営を確認、㐧一日を終った。

大会第一日 九日に開かる（於 国鉄労仂会館）

第一日目（九日）は、国労会館内の会場正面に「徹底した討議で組織の欠陥を克服し団結を強化しよう」の横スローガン、左側には暴力団に惨殺された三池四山の久保さんの遺影が厳しく掲げられ、ハチ巻をギュッと締めた三池の傍聴者約百名らが必死に見まもるという緊張したなかで開かれた。まず〃民族・労仂歌を全員で合唱、篠田副委員長の開会の辞に続き、議長団に工藤（北海道三菱）林（九州大正）菅野（常磐住友）の三氏と、資格、選挙委員を選出、資格審査発表（北海道八二～二七、九州九二～八三、常磐六～六、直二～一、定数一八二名中出席一六二名）により大会の成立が拍手のうちに確認され、

議事運営方針としては、「九日午前中、賃斗報告までとし、戦術委、十日中斗、十一日大会再開、会期は十二日までで一応決める」を確認

◎原委員長は「炭労は今、重大な転機に立っている。本大会は今日までの斗いの進め方の欠陥を反省し掘り下げ率直に出しあって欲しい。また弱い意見をとり上げそれに充分メスを入れ徹底的な論議をしてほしい」と挨拶、続いて

◎総評太田議長は「独占資本は炭労に徹底的な打撃を与えようとしている。今日炭労の合理化斗争は三池に集中し、分裂と弱体化を図ろうとしているし、日本の労仂運動の欠陥をついてきている。久保君は虐殺されたが、藤林あっせんは会社の主張と同じ、本質的に論議されたい。

総評としては首切りは絶体認められない。十一万の首切りはどうなる。臨時活動家、炭労斗争は守り抜かれねばならない。炭労が徹底的な決戦をするならば総評は許す限りの力をもって支援する。

◎全鉱原口委員長は「組合民主々義に立ち世論をもち討論され、産業別の統一を堅持されんことを望む」

◎社会党浅沼委員長は「藤林あっせん案は不当労仂行為であるし中労委の性格上大きな疑問をもっている。これを認めることは会社の不当な行為を認めることになるし、全国の労資が注目している本大会は、徹底的な論議により行われたい」

◎尚、共産党代表野坂参三氏、九州農民代表中野氏、松川事件被告団代表鈴木氏等の挨拶をうけた。

続いてスローガンを万場拍手のうちに採択後、賃斗（斗争案）報告が行われ㐧一日を終了した。

午后は執行方針により戦術委員会が開かれた。尚十、十一日は中央斗争委員会、戦術委が精力的にもたれ、大会提案の戦術を出す論議が続けられた。

以上

大之浦労組教宣部

―― 藤林あっせん案に対する態度 ――

一、あっせん案提示までの経過

(一) 緊急中央斗争委員会開催の理由

三月十八日、安保斗争、企業整備反対斗争、賃金斗争を柱とする具体的斗争戦術を決定した中央斗争委員会は、九州地方二十一日、北海道、常磐地方が二十二日に、それぞれ地方委員会を開催し、二〇三号指令の説明をおこない確認を得た。

三鉱連傘下各山は二〇三号指令の確認と消化について代表討議をおこない次の通り態度を決定し、北三連は三鉱連に対し緊急中央斗争委員会の招集を要請し、北海道地方本部も炭労中央斗争委員会の開催を要請してきた。

◎三鉱連傘下各支部の動向

(1) 美唄

三月二十一日、山元斗争委員会は北三鉱拡大斗争委員会（三・二〇）の「二〇三号指令の消化に努力する」という方針にもとずき二〇三号を確認、二十二日より下部討議にはいった。三月二十四日、北三連代表者会議で討議された案件により、さらに山元斗争委員会を開催し、「三鉱連六山の統一を守るとともに炭労組織を守るため三鉱連中斗のなかで努力する」ことを確認した。

(2) 芦別

三月二十一日、執行委員会は二〇三号指令消化について検討した結果、「指令消化に努力する、消化困難な場合は執行部に収拾一任」との態度で翌日の代議員大会にのぞんだ。大会では春斗三次の戦術でスト反対の決議がされ、二〇三号は消化困難な実情及び春斗スト反対という山元事情を上部に反映し事態の収拾をはかることを前提とし、決議の形式だけを「指令確認」という整理を経、具体的手続きについては執行部に一任となった。

(3) 砂川

三月二十一日、山元執行委員会は日鋼室蘭、王子の第二組合の体験から組織の将来を懸念し、二〇三号の消化は困難であると分析、二十三日、さらに執行委員会は下部の実態に即し次の結論を出した。

(イ) 二〇三号指令は諸般の情勢と下部の実態から消化できない。

(ロ) 従って早急に戦術の変更と事態収拾をはかる。

(ハ) 右の具体的方法は三鉱連中斗に一任する。

(二) 以上の執行部の態度を三月二十五日大会を開催し確認をもとめる。

道炭労及びおりから地方委員会に出席中の両事務局次長は、右の情報にもとずき砂川労組の代表を招き事情を聴取、さらに二十四日の北三連代表者会議に出席した結果、事態を認めざるを得ないと判断し「炭労中斗指令を撤回するので、砂川の二十五日の大会を延期してほしい」と要請したが、二十五日の山元執行委員会は延期困難と判断し、同日の大会は万場一致で執行部の方針を確認した。

(4) 山野

三月二十四日執行委員会を開催中、二五二名の代議員の署名による大会開催要求がなされた。これには、「炭労の企反、賃斗路線には従えない」という意志が明らかにされ、さらに主婦会からも総意としてストができない旨の要請が出された。執行部はこの情勢のなかで「二〇三号指令消化は山野の組織自体の分裂をまねく」と判断し、次の結論を大会に提案することを確認した。

(イ) 炭労の企反、賃斗の指令には従わない。

(ロ) 安定賃率確立の立場から再建案の交渉を推進する。

(ハ) 賃金の全額を払い、期末手当獲得に努力する。

大会は論議の結果、出席二七九名中二五四名の賛成で執行部案を確認した。

(5) 田川

三月二十二日、執行委員会は早期妥結を期待して二〇三号指令を確認した。

三月二十四日、中央委員会を開催。中央委員会では指令消化に努力すべきであるとの意見もあったが、大勢は「見とおしのない斗いはやめるべきである」との意見で、スト回避の空気が圧倒的であるとみうけられたので執行部より次の考え方を提案し諒解を得た。

(イ) 中央委員会の大勢を十分考慮し、早期解決のために努力する。

(ロ) 組織問題に関する決断を必要とする場合もありうることを確認したうえにたって、指令の諾否を含めて執行部に一任する。

中央委員会終了後、執行委員会を開催し

(イ) 三月二十九日に予定された総労名長集は中止する。

(ロ) 三池派遣中のオルグ引揚げは九炭労の会議に承認を求める。

ことを決定した。

(6) 三池

三月十七日、批判分子は新労組を結成、ただちに会社と交渉に入った。会社は第二組合の交渉権を認め団交に入った。第二組合は二十八日より生産再開の計画ですすんでいる。第二組合と確認できるものは三、九八三名（三月二〇日現在）で、その増加傾向も若干ある。

三月二十五日、中央委員会を開催、次の方針をきめた。

(イ) 現時点で内部が動揺しないように努力する。

(ロ) 上記組織に対しては組織の統一を守って斗うよう要請する。

(ハ) 首切りのため最后まで斗う。そのためさらに組織を固める。

(ニ) 今後まきかえしの実力行動をおこす。

現在、生産再開にそなえた大量のオルグ団を入れて阻止体制を固めている。

(二) 炭労戦術委員会並びに三鉱連中央斗争委員会の経過

1、三月二十六日、炭労戦術委員も参加した三鉱連中央斗争委員会が開催され、現状の各山報告が行われた。三鉱連執行部は翌二十七日執行委員会を開催し、執行部の態度を決定して提案することを要求し、中央斗争委員会を終った。

2、三月二十六日夜、戦術委員会は、三鉱連本下各支部の山元情勢にもとずいて今後の斗争継続について検討した結果、三池支部は現在の斗争をそのまま継続し、他の十三社は賃金斗争の実力行使をもって三池斗争をささえるとの原則的意志統一をおこない、八社並びに西大口関係者の意向を聴取することにした。

また、二十七日の三鉱連中央斗争委員会前に原委員長は三鉱連代表と原則的方針によって協議することを決定した。

3、三月二十七日、三鉱連執行委員会で　昨日討議された五山（砂川、芦別、美唄、田川、山野）の態度は「力関係の現状を認め、自主交渉によって早期解決をはかる。三池は仲裁申請をおこないその裁定にしたがう」ということであった。仲裁裁定の結果についての討議を一時中断し、三鉱連執行委員会の休会中に原委員長と各山委員長とは事態収拾について協議し、中央労働委員会にあっせん申請をおこなうことで意見の一致をみた。

4、三月二十七日午后五時より開催された三鉱連中斗委員会は次の結論を確認し、戦術委員会に報告してきた。

(1) 三池の首切りについては各山三鉱連委員長、原炭労委員長に一任する。

(2) 労働条件についてはただちに団体交渉をおこなう。

(3) 五山の四月一日以降ストライキは中止する。

5、三月二十七日、炭労戦術委員会は三鉱連中央斗争委員会並びに原委員長の報告にもとずいて炭労全体の斗争体制についても検討した結果、二一二号指令の情勢分析と態度を二十八日の炭労斗争委員会に提案し討論の結果、これを決定し、各支部に指令した。

6、三月三十一日、九州、常磐、北海道各地方委員会を開催し、二一二号指令決定についての説明と確認をとりまとめた。

7、四月三日午后一時より三鉱連中央斗争委員会が開催され、四月五日三池においておこなう合同葬に

対する代表派遣と統一行動について決定したあとで、こんご三鉱連としての斗争推進の態度について「三月二十七日、三池の幹部、原委員長、畠山委員長等で〝中央労働委員会に対するあっせん申請によって事態収拾をする〟ことを確認したにもかかわらず、三池の現状を推察すると、なんら下部大衆に二一二号指令の決定はおりていない。また現地指導の総評、炭労、三池幹部は二一二号指令と異った方向ですすんでいるが、五山の早期解決の方針どおり明日より各山交渉を精力的におこない、妥結の事態には三池の問題を含めて単独調印をおこなうことで意志の統一をおこなう」ことが提案、確認された。

同日、三池指導のため派遣中の戦術委員（西江、土屋、木下、相沢）の帰京によって、午后一時より三鉱連中斗委員会と併行的に開催された炭労戦術委員会の会議中に、三鉱連中央斗争委員会の態度決定について報告をうけた戦術委員会は二一二号の指令にもとずいて斗争収拾をおこなうとの意志統一を再確認したうえで、原、古賀、陳山、相沢を三鉱連との協議に正式代表として派遣し、畠山委員長と長時間にわたり協議をおこなったが双方意見の一致をみなかった。

8、四月五日午前十一時より再度五者会議（原、古賀、陳山、相沢、畠山）を開催して戦術委員会はあっせんによって事態収拾をはかることで意志をまとめ、中央斗争委員会の議を経て大会にはかる。そのためあっせん案提示まで三鉱連は四月三日決定の独自の行動をとらないことで炭労、三鉱連として意見の一致をみた。

同日午后戦術委員会を開催し、五者会議の結論について報告した結果これを確認し、原委員長より三鉱連に連絡をおこなった。

9、四月六日午前三時二十分、藤林中央労働委員会々長の職権にもとずくあっせん案が提示された。

戦術委員会はあっせん案に対する態度決定の重要性を確認し、午后一時より開催された中央斗争委員会に今後の討議日程について提案承認をもとめた。

戦術委員会は四月六日午后四時より態度決定についての討議にはいったが、四月七日午前一時ごろ、三鉱連より三鉱連中斗委員会開催の連絡と三井担当中執及び三役出席について要請をうけた。午后十時、原、野口、萩原、古賀、岡、野呂、陳山、相沢中執が会議に参加した。三鉱連より炭労に対して「五者会議の結論が炭労戦術委員会、三鉱連中央斗争委員会でそれぞれ確認されたのに、あっせん案提示以降いまなお戦術委員会で結論が出ないのは現在までの経過から判断して問題がある。したがって、三鉱連中斗委員会としても炭労戦術委員会と併行的に検討して結論を出したいが如何」との発言があった。炭労側代表者は別室で協議の結果、午前六時までに炭労戦術委員会として結論を出すことを回答したが、結論が出なかったため回答延期を要請し、討議開始よりまる一昼夜を経て四月八日午后四時結論をみるに至った。

二、中央斗争委員会の経過

(一) 四月八日午后十時より中央斗争委員会を開催し、戦術委員会の提案したあっせん案に対する態度について活発な質疑とはげしい討議をおこなった結果、二一二号指令による戦術転換よりあっせん案提示までの経過並びに態度を文章化して再検討することを決定し、四月九日午前四時三十分中央斗争委員会を終了した。

(二) 四月十日午前十時、中央斗争委員会を開催し、戦術委員会の態度について文章提案をおこない、検討のため中央斗争委員会を休会した。

(三) 四月十一日午前一時三十分、中央斗争委員会を再開し戦術委員会の提案について討論をおこなった。三鉱連よりあっせん案提示までの経過と戦術委員会の指導性について強い不満が表明され、また十三社（除く三鉱連）代表からも戦術委員会提案について反対の意志表示がなされ、十三社代表の共同提案として次の代案が意見としてのべられた。

◎十三社代表共同提案

1、藤林あっせん案を承認した場合、今度の労働運動に与える影響よう、さらに現在斗っている三池の現地感情等を考慮すると、あっせん案は認められない。

2、従って、速やかに全体が斗う体制を確立しなければならないが、三鉱連の実態を配慮すれば、ただちに三鉱連五支部を戦列に投入することは困難であると判断し、態勢を再整備して速やかに戦列加入の体制確立に努力する。

3、この間、十三社各支部はカンパ体制による三池斗争支援を強力に推進する。

4、しかし、この場合、前二項との関係から斗いの限界について配慮しなければならない。

以上の提案を中央斗争委員会として討議することが採択されたので、三鉱連中斗は、前回の中央斗争委員会で主張した斗争に対する考え方および五支部の残留決定と組合員の実態から討議に参加することができない旨を表明し、午前四時退場した。

(四)　中央斗争委員会（三鉱連中斗および三鉱連傘下支部出身地方中斗欠席（三池を除く）の手末）は、十三社並びに戦術委員より代表者を選出して事態収拾のため三鉱連と協議することと大会議事運営委員会に対して大会休会の一日延長を要請することを決定した。

午前四時三十分、三鉱連に対して事態収拾のため小委員会えの参加をよびかけ、次の構成による小委員会々議を開催した。

十三社代表――吾妻、久米、中川、横田、高野（正）各中斗
三鉱連代表――畠山中斗、徳永中執
執行部――原委員長、野口副委員長、古賀事務局長

十一日午前八時より十三社提案にもとずく事態収拾について三鉱連の協力を求めるため慎重に検討を行ったが意見の一致をみなかったので、午后一時小委員会を休会した。

(五)　四月十一日午后十一時三十分より小委員会を再開し、戦術委員会提案を中心に論議をおこない、次の通り意見の一致をみたので中央斗争委員会に報告確認をもとめた。十三社代表は昨日の共同提案を撤回した。

１、総評をはじめ、全日本の労働者階級が今日まで、資金カンパや物品による両面的援助だけでなく、会社の生産再開強行に対して、暴力団や警官の前面にたってピケをはり、就労阻止の具体的共斗をくんできたのは、三池をはじめとする炭労にかけられている合理化攻撃が安保体制の攻撃であるばかりでなく、労働運動の基本権利を抹殺し、戦争えの道であるファッショ体制の確立を許すことになることを理解し、みずからの斗いとしてとらえたからである。

また、三池の指名解雇反対斗争に対し、三鉱連及び炭労傘下全支部の組合員のカンパやオルグ交流、派遣、統一ストライキ等の行動をもって統一斗争を斗ってきたのは、三池斗争の結果が独占資本の企図する炭鉱労働者十一万人解雇の合理化実施にきわめて重要な影きょうをあたえると理解したからである。

２、あっせん案は実質的に指名解雇を認めたものであり、この結果は

(1)、総資本、総労働の均衡がくずれ、今後の運動は後退の一途をたどり、運動の方向の転換を余儀なくする。

(2)、石炭資本の基本政策たる十一万人首切り体制を容易ならしめ、今後の合理化攻撃をくいとめることは困難となる。

(3)　産業別統一斗争の発展を困難にするのみならず、今後の運動の方向を企業のワク内に終止させることになる。

(4)、職場活動家の解雇を容易ならしめ、解雇権の乱用がおこなわれ、職場活動を封殺し、組合活動そのものを本質的に圧殺する。

ことになり、今後の労働運動に決定的な影きょうをあたえる。従って、われわれが行動方針で明確にした企業整備反対斗争の基本方針に立脚するかぎり絶対承認できるものではない。

３、以上の認識にもかかわらず、炭労戦術委員会は、昨十一月の自主交渉における三原則の提案及び中山あっせん案の提示を拒否し、さらに今次二一二号によるあっせん申請並びに戦術委員会と三鉱連の話合いなどの斗争経過と、次の理由から大局としては事態収拾をはかり、組織の統一を堅持して組織再建につとめざるを得ないという判断にたった。

(1)、二一二号指令は三鉱連傘下五支部の組合員実態から二〇三号の実施が出来ないこと。

(2)、炭労傘下各支部（除く三鉱連傘下五支部）も三池支部の指名解雇撤回のため二〇三号指令にもとずく実力行使の実施が困難であり、炭労全体の対決体制がない。

との判断にたって、二一三号による実力行使を背景とする自主交渉による解決を変更し、オ三者による解決をもとめたものであった。

(3)、以上の判断と前述あっせん案提示までの経過による。

4、あっせん案提示までの経過はあるとしても、われわれが二一三号指令をおこなってから、次のような新しい情勢があらわれている。

(1) 二一三号指令当時予想もしなかった三月二十八日の三川事件、二十九日四山における暴力団による刺殺事件を契機に、炭鉱労仂者並びに全労仂者はいかりを感じ、斗いえのたかまりをみせている。

(2) 力関係の均衡がくずれ、あっせん申請をおこなった当時一応の予想はしたとはいえ、提案された炭労あっせん案は会社提案のうらがえしであり、われわれにはあまりにもきびしいという全組合員の不満といきどおりがあらわれている。

(3) 賃金斗争の戦術が三池斗争と結合されることによって斗争の長期化に不安をもっていた組合員も賃金解決によってその不安感が解消されている。このような情勢の変化は、あっせん案の与える影きょうの重大性から、組合員の斗う意欲がはげしく表明される現状にある。しかしながら、二一三号指令にもとずく路線を変更する体制がないので斗争は困難である。

以上

ニューズ 100

〃大会十二日再開さる〃

十一日午前四時、一三社の統一修正案を不満として三鉱連代表が退場したため中斗委員会は休会した。その後、中央（原、野口、藤岡、古賀、野呂、岡）三役、七社代表、久米（住友）、我妻（北炭）、中川（磐城）、西ブロ代表、織田（貝島）、斎野（大正）、三鉱連代表（福山、徳永）で小委員会を構成し、十一日午前八時より、かため旅館に於て、十三社統一案に同調するよう三鉱連を説得したが、三鉱連はこれを拒否し、方針の変更の意志のないことを表明した。従って、これ以上小委員会を続行することを断念、今後必要なときに話し合うことを確認して別れた。そして各ブロック別に於いて小委員会の経過を報告しその事態をどうするかについて検討した。今後の合理化反対斗争を推進するためには、三鉱連脱退を防止しなくてはならないことに意見の一致をみ、戦提案に対する戦術委の態度に逆戻りしなくてはならなくなった。尚三鉱連が不満の意を現わしていた「現時点に於て二〇三号指令を強行することは、三鉱連の統一行動を乱しひいては組織問題に発展する虞大であるとする」又は「三鉱連の実力対決による行動がかけられない現状に於て」云々の語句を修正して中斗に再提案することにほゞ意志統一がなされた。十一日午前四時、休会に入ったままの中斗を十二日午前九時より再開し、戦術委の方針に右の修正を加えたものを提案、中斗では一部不満の意見もあり、中斗の態度としては満場一致はみられなかったが、大会で検討審議するようになったもようである。延び〳〵であった大会も二日目はようやく十二日午前十時より、東京芝の中労委会館で再開されることになった。

戦術委の修正案

(一) 総評はじめ、全日本の労働者階級は、今日まで賃金カンパや職場による闘争的要請だけでなく、会社の生産再開強行に対して、権力団や警察官の前面に立ってピケを張り、収援炭阻止の具体的共斗を組んできたのは三池をはじめとする炭労にかけられている合理化攻撃が、安保体制の攻撃であるだけでなく、労働運動の基本権利を抹殺し戦争への道であるファッショ体制の確立を許すことになることを理解し、自らの斗いとしてとらえたからである。

又三池の指名解雇反対斗争に対し、三鉱連及び炭労傘下全支部の組合員のカンパやオルグ支援、家庭、統一ストライキなどの行動をもって統一斗争を斗って来たのは、三池斗争の結果が独占資本の企図する炭鉱労働者十一万人解雇の合理化完遂に極めて重要な影響を与えると理解したからである。

(二) 戦術案は実質的に指名解雇を認めたものでありこの結果は

(1) 職場本来の均衡が崩れ、今后の運動は後退の一途をたどり運動の方向の転換を余儀なくする。

(2) 石炭資本の基本攻撃たる十一万人の首切り体制を容易ならしめ、今後の合理化攻撃をくいとめることは困難となる。

(3) 産業別統一斗争の発展を困難にするのみならず、今後の運動の方向を企業の枠内に逼塞させることになる。

(4) 職場活動家の解雇を容易ならしめ、解雇権の乱用が行われ、職場活動を封殺し、組合活動そのものを本質的に圧殺する。

ことになり、今後の労働運動に決定的な影響を与える

従って我々は行動方針で明確にした企業整備反対斗争の基本方針に立脚する限り容認出来るものでない。

(三) 以上の認識にもかかわらず炭労戦術委員会は、昨年十一月の自主交渉に於ける三原則の提案及び中山斡旋案の提示を拒否し、更に今次二一二号による斡旋申請並びに戦術委員会と三鉱連の話合いなどの斗争全局と次の要因から大局として妥協収拾をはかり組織の統一を堅持し、組織再建に努めざるを得ないという判断に立った。

二一二号指令による戦術転換は

1、三鉱連傘下五支部の組合員実体から二〇三号指令の実施が出来ないこと。

2、炭労傘下各支部（除く三鉱連五支部）を三池支部の指名解雇撤回のため、二〇三号指令に基く実力行使の実施が困難であり炭労全体の対決体制がない。

との判断に立って二〇三号による実力行使を前提とする自主交渉による解決を変更し、中労委三者による解決を求めたものであった。

3、以上の判断と[illegible]斡旋案の全面による。

(四) 斡旋案提示までの全過程はあるとしても、我々が二一二号指令を行ってから、次のような新しい情勢が㋑二一二号指令当時予想もしなかった三月二八日の三川事件、二九日の四山における暴力団による虐殺事件を炭鉱労働者並びに全労働者が、怒りを示し斗いへの盛上りをみせている。㋺力関係の均衡が崩れ、斡旋中を行った時、一応の予想はあったとはいえ、提案された藤林斡旋案は、会社提案の裏返しであり、我々にあまりにも厳しいという全組合員の不満といきどおりが流れ、㋩賃金斗争の戦術が三池斗争と結合されることによって、斗争の長期化に不安をもっていた。組合員も賃金解決によってその不安感が解消されたこの様な情勢の変化は、斡旋案の与える影響の重大性から組合員の斗う意欲が激しく表面される形状にある。しかしながら二一二号に基く路線を変更する体制がないので斗争は困難である。

以上

大之浦労組教宣部

ニュース 101

あっせん案拒否が圧倒的

十三日 総評三池支援方針きめる

炭労臨時大会は一二日よりようやく再開され、一二、一三両日は、終始あっせん案諾否をめぐり、白熱的論議を行った。あっせん案を拒否して斗争を続けようという意見が圧倒的に多かったが、十三日三鉱連五山を代表して三井芦別の柄原組合長が昨年初めからの斗争実体を訴え「この統制を確保する事こそ炭労組織を守る道である」と強調した。

又大会があっせん案を拒否して斗う事を期待している総評は十三日、緊急幹事会を開き「あっせん案を拒否して勝利まで斗いぬく直ちにゼネストが打てる体制にはないが、強力かつ粘り強く斗うならば必ず勝利出来る」との基本的態度を再確認し三池支援強化のため、五〇円カンパの方針をきめた。

一二日のあらまし

午前中賃斗に対する全国報告が行われ、若干の質疑があったが、万場一致で承認

続いて古賀委員長より企業整備反対斗争について、斡旋に至るまでの主要報告と、斗争の現状から藤林斡旋案の線で争議収拾をはからざるを得ないと、妥協ふくみの発言がなされ、午前の議事を終了。

午后は刺殺された久保さんの遺族の挨拶、全鉱主婦協、炭婦協只隈会長のメッセージがあった。只隈会長は涙ながらに、三池を守って最后まで斗う態度を大会で確立して下さいと訴えた。その后質疑に入り、執行委員中斗委が事態収拾の方向をきめたいきさつについて質問が集中、「中労委斡旋申請をする前、大会を開いて態度をきめるべきではなかったか」「三鉱連五山の動向はもっと早くわからなかったのか、三鉱連の二〇三号指令返上について積極的な指導を行ったか、中斗委で三鉱連が返事したのは余りに無責任だ、こうなったのは炭労の指導方針が弱かったからではないか」「二一二号指令以降中斗は、具体的にどう指導してきたのか」（以上三菱芦別）

この斡旋案については、呑めない。という意見が圧倒的で「あっせん案は十年前のレッドパージに等しいこれを受諾するなら、労働組合の存在理由がない」等七〇〇通に達する激励電報を裏付けるように、三池を守って斗うという意見が多かった。

これに対し、野口副委員長、古賀委員長が答弁にたち、本部指導の情勢分析の甘さと苦しい立場を訴えた。

最后に三池労、久保田副組合長の報告説明が行われ午后四時終了した。

十三日 三鉱連代表の意見孤立

第三日目は午前十時より直ちに質疑に入った。質問の主なものは「斡旋申請は闘争委員会の意志統一を行うべきではなかったか」「三鉱連のなやみをもっと具体的に出せ」「中斗は責任を放棄しようとしているのではないか」「炭労の指導は大手偏重ではないか」又三池斗争の正しい位置づけをするために、会社、権力、第二組合の攻撃の本質と実状を明らかにせよという意見が多かった。

その上に立って、総評、社共が、三池支援を決定しているのに、なお炭労が斗えないという判断は誤りではないかと指摘、拒否の意見が殆んどであった。

午后は二時より再開、三鉱連五山が、なぜこの段階で斗いを終結しなければならない状態になったのかについて、三鉱連代表に質問が集中した。

三井芦別労組の柄原組合長は、組織あってこそ斗いは進められるのに、三池に第二組合のできたこと、借金を背負った組合員の苦しさを無視押しすれば組織が空中分解するおそれがあるなど、早期に事態を収拾する必要を訴えた。

このあと発言に意見を含むことになり

ノ、斡旋案は拒否せよ

ヌ、炭労全体が斗う体制を作るため努力しよう

という方向に一致し、三鉱連代表の意見は孤立した。

最后に三池労、宮川組合長より

「三池の組合員は何としても大会で前進の態度を決定するよう待っている。明日からでも直ちに支援ストを打ってくれというのではない、斗う体制をとるとの[illegible]て欲しいのだ」

と切実な現地の気持が訴えられ午后五時一五分三日目を終った。

なお、炭労闘争委員会は一五日まで大会を延長することを決定

炭労大会に激励電殺到

炭労大会に対して炭労傘下の各山元では「あっせん案を吹きとばし三池を守って斗おう」という強い声が上り中央に対して激励の電報が殺到している。北海道からも既に三菱大夕張、三菱美唄、北炭空知、北炭神威三井美唄の各労組、炭労夕張地区が正式に機関で決定して「斡旋案拒否、三池を守って最后まで斗うことを決議した。その他十日の道炭労青婦協、京手地区青協も各々拒否を決議、中央に激励を送った。

更に三井砂川の山元でも坑内運搬など四職場が斡旋案拒否を決めたのを始め雄別茂尻、同尺別、北炭幌内、新幌内などの各職場でも次々と斡旋案拒否が決議されている。

九州では大手、九炭斗、中小を問わず、各々三池斗争

大之浦労組教宣部

に対する考えをまとめているが、一致してあっせん案拒否が確認されている。

「大会決定がどうなろうとも、我々は断じてあきらめません。どこまでも三池と共に斗う事を誓います。我々の力が足りないため三池の皆様にばかり苦ろうをかけてまことに申し訳なく思っております。私たちの最後一回三池の皆さま方と共に斗うことを誓います。共に頑張りましょう」「三井美唄東区支部採炭係一同」

なお総評幹部は、あっせん案拒否の態度をさらに強力に大会に反映するため、一三日の戦術委員会で三池を守って最後まで斗うことを再び決議し激励を送った。

総評・三池支援体制強化！

総評は一四日午前一時から東京八重洲口国労会館で緊急幹事会を開いて、三池斗争の早急な支援強化の方針を確認する。

総評は炭労臨時大会があっせん案を拒否することを期待しているが、一三日の幹事会で大会の大勢は拒否の斗争の線に向っているとの見通しを深めたので、緊急幹事会を招集し、否決後の支援強化の具体策をきめることにした。

一、基本的態度

炭労あっせん案は総体に賛成できない、あっせん案拒否して三池勝利かくとくまで斗いぬく

二、全国的態度の強化

中央に総評中斗会議、又各ブロック地域毎に共斗会議、対策委員会を設置する。

三、総評オルグ

七単産共斗態勢と共に一八日から総評オルグを送りむ。

四、三池斗争行動日

二〇日正午全国一斉に総蹶大会を開き、夕方から各で決起大会を開く。

五、資金体制

組合員一人一五〇円カンパを実施中であるが、三池第二組合発生により、第一組合の生活資金、斗争資を強化するため、第二次を五〇円カンパとして追加拠出を四月末日までに完納する。

以上

ニューズ

102

大会オ四日

斡旋案を拒否しどう斗うかに集中

十五日小委員会討議に移す

藤林斡旋案を拒否して、敵のファッショ的な攻勢とどう対決してゆくか、どうかを決定する炭労オ二五回臨時大会は、日本のみならず、世界の民主勢力の注目の中に討論が続行されている。

オ四日目は午前十時に開会され、前日にひきつづき熱心な討論が行われた。この中で三鉱連代表は、斡旋案を受諾して事態の収拾をはかるべきだと主張したが、それ以外の多くの代議員は一致して、斡旋案を受諾することは、本当の統一ではない。斡旋案を拒否して斗う体制をつくることこそ統一と団結を強化することである。三池の斗いを単に三井鉱山との斗いとのみとらえることは誤りである。新安保体制の確立をはかっている敵との対決であり、全国民的な力ではね返そうと発言した。

このような意見の上に立って大会は斡旋案を拒否してどう斗うかという点を明確にするため、小委員会をもち、もっと論議をほり下げることとし、一五日は大会を休会とし、小委員会で討議を続行、大会は十六日まで延期をすることを決定した。

基本方針をつらぬこう！

オ四日目午前十時開会され、先ず三井田川の代議員より、中労委斡旋案で事態を収拾しようと考えた実情が述べられた。

この意見について、太平洋、高松、三菱美唄、住友赤平、雄別などから「会社の方針をそのまゝにしたような斡旋案はどんなことがあってものめない」という立場にたって意見がのべられた。

主な内容は次の通りである。

下部の実体として活動化の首切りを認めるならば、再び立上れないというのが実体である。この斡旋案で収拾するならば、オ二組合が正しかったということになるではないか、オ一組合を否認させようとするならば大会でこの案を拒否すべきではないか。

総資本と総労働の対決という方向をみえてはならない。

分裂は資本家の政策だ

三鉱連代表は組合員が疲れているといっているけれども、今苦しいのは炭労の指導が悪かったためか、昨年のの世界労連の大会で報告されたように、資本家は合理化を遂行するために、労働者の分裂をはかるというのが顕著な例である。そういう分裂は資本の攻撃であることをもって明確にし、全組合員にアッピールすべきである。三鉱連の云っている内容はオ二組合に走った人がいっていることと何か共通するような点があると思われる。

全民主勢力を結集して勝利へ

三鉱連は三池の斗いを全炭連で収拾するというようなことを云っているけれども、この斗いは全民主勢力とアッショ体制との斗いである。従って六〇〇円カンパをつづけながら二四時間ストとか時限ストとか休憩時間内の職場大会等、炭労として現在出来る範囲内での斗いを組んでいくことが必要だ。更にこの斗いの厚みをまし、巾を広げて裁判の場において斗いを進め、全民主勢力の支援の下に斗っていく方向を明確にすべきである。今までの斗いをふり返ってみると、三鉱連の斗いに対する協力非常に不充分だと考えられる。

そこでカンパを続けるだけでは三鉱連を包んで一緒に斗って行くということはできないではないか。　われわれ自身が斗う体制をどうつくるかということをもっとほり下げて論議しなければならない。この斗う体制をつくった中で、三鉱連と共に斗う体制をつくるべきではないか

議事運営で代表者会議開く

以上のような意見が出されたあと、三池の木村代議員より、オ二組合の現状とか、オ二組合に対処する考え方等についての説明があって午前中の議事を終了した。一二時から二時まで休憩し、その間、各地方本部毎に支部の代表者会議を開いて、議事運営についての意志統一を行った。午後の議事は、この会議の決定に従い斡旋案を拒否した場合、どう斗うかということで進めることになった。

どう斗うかに集中

三鉱連五山の事態収拾やむなしという提案に対して、各山の代議員は〃斡旋案を呑むことが、どれほど全労働者に犠牲をしいるか〃ということを強調し、拒否の線をうちだした状態のなかで、午後の再開にあたって議長団は休憩中に行われた支部代表者会議の結論に従い、論議の焦点について次のように提案した。

「昨日から、斡旋案はのめないという前提にたって論議がされているので、拒否するのであれば、そのあとどう斗うかにしぼって論議してほしい」

大会は、この提案にそって論議を進めることになった。

討議の途中　〃明るいしらせがあります〃ということで京の上の勝利を伝える電報が発表され、議場に明るい拍手がおこった。

〈うらへつづく〉

安保批准絶対阻止しよう

大之浦労組教宣部

カンパから統一行動へ！

杵島、太平洋、夕張、大峰、西井などの代議員がたってつぎつぎに斗いの方向について意見をのべた。自分のヤマからはすでに千人以上が三池と交流してきたし、今も一七〇人がオルグにいっている。これは、一日三〇万円もかかるけれども、金銭をこえた問題としてとりくんでいる。三池の仲間は決して自分達のクビを守るためだけに斗っているのではない。炭鉱労働者全体のクビ、と日本の労働運動そのものを守るという意味で斗っているのだ。斗いが勝利しているときはよいけれども、困難になってくると自信を失ってしまって、敵の方に頭をたれるという傾向がある。今の段階でそういう傾向でいいのか。そうではなく、三鉱連が斗いに疲れたという弱点の上にたって、真剣にどうはね返すかを検討すべきである。そうすれば、三鉱連が全くたちあがれないということはないだろうし、実際にカンパだけで解決するものではないから、何らかの統一行動をくむようにすべきだ。カンパと統一行動という物心両面の斗いが意志統一されるなら、斗いの将来は悲観すべきものではない。下部では杵島斗争の時に統一行動ができたのに、三池の斗いで統一できんとは意味がわからんと云っている。何よりも斡旋案のもっている意味を充分ほり下げ、組織の統一は斡旋案をのんではできないことをはっきりさせよう。そのために三鉱連が斗いに疲れているという実情を認めてやって、総評のもっている斗争資金をわけてやってはどうか。また、二〇三号指令について、時差の減少をついて早期に解決してしまおうとする焦りがあったのではないか。この指令は戦術的に極めて意義があると思うが皆がついていけなかった。統一行動をすすめる上で今後は、二〇三号指令の教訓を充分に学ぶべきだ。

三池の仲間への要望

意見は更に三池の仲間えの要望として

斗いをすゝめる上で統制のもつ意義は認めるが、上からの形式的な統制強化だけでは団結は得れない。大衆路線をきずきあげ、徹底した民主々義を確立してほしい。また才二組合が今後ふえることもありうる。将来を甘くみないで、そうした場合でもタジロがない決意が大切だ。三池は最強の組合だとの思い上った態度をすてて、全国民に率直に支援を訴えるべきだ。特に新安保の下での合理化はファッショ的な様相を呈し、三池に集中攻撃がかけられているとき、このさい、全国民に斗いの意義を訴えるべきだ。炭労は戦線をひろげることは苦手だが、斗いの巾を拡げる以外に三池の勝利はない。

斡旋案の苛酷さわかるが

斡旋案をのまねばならないという砂川の立場を理解してほしいことを、この間砂川代議員は主張、その中で昨年の四・六協定のときには三鉱連は妥協せず徹底的に斗おうと思ったが、一三社は賃斗その他で妥協した これが炭労の組織実態であるということがよく分った。　と発言、

北炭平和炭組の代議員は、斡旋案が如何に苛酷であるかということは充分わかるけれども、現在、われわれのところでは、この案をけって進む体制はない、と難色を示した。

長期決戦の体制こそ急務…

午后の討事の最後に西井労組々合長は、組合の最大の命題は首を守ることではないか、無条件降伏をしたあとで、どうして斗争ができるか、その後、討議より小委員会の提案があり、これに対する要望として、三池の久保田代議員より

いま炭労にとって大事なことは産業別の組織を確立することではないか。この案を拒否して今後どのように斗っていくかという点で、特効薬的なものはない。長期体制をつくる必要がある。その中から斗いの巾と中をもたせることを戦術の基本にすべきである。二〇三号に匹敵する戦術ということは、まず三鉱連が充分にこの問題をわり切ってもらうことが前提で、三池の七、〇〇〇万円を三井芦別にも投入して体制をつくるということも考えてほしい。という要望がなされた。小委員会委員長は松橋（太平洋）と決定した。

小委員会構成メンバー（十五日AM10・四五開催）

◇ 九州

藤本（鉛野）、西本（才蔵）、和田（豊田）、菅野（勝田）千田（飯塚）松永（古賀山）向田（新入）久保田（崎戸）住田（山野）原田（田川）久保田（三池）熊崎（目尾）松浦（大峰）清原（高池）大塚（忠隈）中本（二七）高村（杵島）東（大正）木下（高松）竹下（貝島）福田（米炭労）森住（日炭職）熊谷（仁保）田中（地本）

◇ 常磐

菊地（好間）、山城（重内）、高橋（地本）

◇ 北海道

丹野（三菱芦別）山本（大夕張）田村（三菱美唄）引地（赤平）近長（奔別）高田（茂尻）大川（尺別）栗谷（雨竜）勝俣（恵路）松橋（太平洋）水元（東幌内）菅野（三井砂川）柳原（三井芦別）西島（三井美唄）里谷（平和）香用（新幌内）高橋（夕張）高野（赤間）中谷（平和職）竹野（赤平職）対馬（地本）

◇ 中執 野口、古賀、岡、直江、東海林

十五日の小委員会では結論が出ず、松橋委員長が討事を集約し、明日午前十時から開く小委員会に試案を提出、これを中心に論議することとなった。大会は明日午后四時より開催。

以上

ニューズ 103

斗争の本質を明らかにし
大衆の創意と自発性をキソに斗いを進めよう

…松楠小委員長提案をめぐって討論…

× 臨時大会第五日目は、大会を休会として小委員会での論議に集中した。小委員会では、大会第三日目、×
× 四日目を通じて出された代議員の意見を更に掘り下げられ、討議を進めるに従い、敵の攻撃の本質、味 ×
× 方の弱点が明確になってきつつある。そして大会はこの味方の弱点を克服し乍から、戦術の厚みと巾を ×
× ましく敵の攻撃をはね返す体制を固めつつある。 ×
× しかし四月十五日の小委員会では結論が出ず、更に討議を集約し、統一の方向を見出すために、松楠小 ×
× 委員長が、大会、小委員会で出た意見を集約して、小委員長案を委員会に提案することとなった。四月 ×
× 十五日、小委員会終了後、この作業にとりかかり、四月十六日、午前十時すぎ開会された小委員会に、 ×
× 松楠委員長は次のような提案を行った。十六日の小委員会は午前中、この提案説明をうけ午后より直 ×
× ちに討議に入り、討議終了次第大会を開催することとしている。 ×

討議は「斗面の斗う方針について」と題して、まず、いままでの企業整備反対斗争の結果について、次のような諸点を指摘している。

基本的な方針の具体化に伴う欠陥

1、我々は企業整備反対斗争を産業別で斗うという方針を樹立しながら、その内容は最終的に企業連がその責任を負わなければならないという企業別斗争であった。

2、合理化の各企業各山に於ける現れ方に相異があった原因によるが、各企業各山の合理化に対決する姿勢のアンバランスが、今日三池の斗いを統一斗争として斗う視点を見失わせている原因である。

3、以上1、2、の原因が期末手当不支給賃金遅欠配という経済面の圧迫と共に三井五山の組合員に三井だけが取り残されているという敗北感をもたらし、今日の状態を現出させたのである。

4、十一万人首切りに代表される炭鉱の合理化は日本の支配階級が強行しようとしている安保改定の物質的な側面として出されてきているが、我々の斗いの構えは各企業各山、或は個々の炭労の中での斗いに止まってきた。そして三池の斗いを実戦として僅かに大衆共斗が組織されたにすぎない。このため権力を総動員し、マスコミを最大限に生かした敵の全国的な思想攻撃に比べれば我々の斗うための戦術の中の狭さと厚みのなさは決定的な欠陥となっている。

戦術指導からくる欠陥

我々は十月大会に於て資本の十一万首切りに代表される合理化攻勢に対決するため、長期且系統的という方針を確認した。しかしながら二四回大会を契機として出された二〇三指令は炭鉱の弱点をつき、三井鉱山を集中的に攻撃する事によって、ここを突破口として一挙に勝負を決するという方針であった。この方針は致命的打撃を資本に与えるという戦術面としては有効であったが、斗いの主体である内部体制が伴わず結局二一二号指令に変更を余儀なくされたのである。このように一見強い斗いにみえながら、粘り強くジリジリと敵に迫る力を欠いた斗争指導上の弱さの表現する二〇三号指令が崩れあっせん案を出させた混乱する直接の原因である以上、内部体制の正しい認識を持たずに斗いを指導した中斗の態度は批判されなければならない。

あっせん案をめぐって

1、二〇三号指令を二一二号指令に変更させざるを得なかったという条件の下で、中労委に対しこのあっせん案申請となった。この際中斗の判断としては中山あっせん案を下廻るであろうとは理解しつつも、中労委の社会性をみて、労働組合の存在を根本的に否定するような内容が提示されるとは考えていなかった。しかしながら出された藤林あっせん案は武家諸度にある如く、あっせん案ではなく会社案そのものである。我々は中労委にあっせん申請を行うことによって事態の解決を図ろうとした中斗の分析の甘さについて批判はするけれども、この藤林あっせん案が提示されたことを境にして、三池斗争はふり出しに戻って考えなければならないと判断する。

2、中斗があっせん申請を斗いに突入する以前に行ったという従来みられなかった経験からして、あっせん案拒否の態度を打ち出すことは、三井五山に対して混乱をもたらすことは否定出来ないが、それにもかかわらず我々はあっせん案のもつ次のような重大な意味を理解せざるを得なかったのである。あっせん案は炭鉱内に指名解雇を認めたものであり、この結果は、①炭資本対労働の均衡が崩れ今后の運動は後退の一途を辿り運動の方向の転換を余儀なくする。②石炭資本の基本政策たる十一万首切体制を容易ならしめ今后の合理化攻撃をくい止めることは困難となる。③産業別統一斗争の発展を困難にするのみならず今后の運動の方向を企業の枠内に後退させることになる。④職場活動家の解雇を容易ならしめ解雇権の乱用が行われ、職場活動を封殺し、組合活動そのものを根本的に圧殺する。⑤炭労行動方針の根本的修正であり、もはや炭労は今までの炭労として存在しないことを決定づけるものであると同時に、資本による炭労つぶしを許すものである。

従って我々は本大会に於て、困難な情勢を理解しながらも、あっせん案を拒否して斗いに立ち上ることを確認をする。

大之浦労組教宣部

あっせん案を拒否した後の斗い

一、斡旋案のもつ重大な意味から、我々はこれを拒否して斗う以外にはないのだという方針をもったが、今後この斗いを推進するにあたっては、組織内部の弱点の克服と企業整備反対斗争を産業別斗争として斗っていく必要があると判断した。

二、われ〳〵は十日大会に於いて、十一万人首切りという石炭産業の企業整備に対しては「長期且つ柔軟なる斗い」を方針とすることを決定した。三池斗争の推進については、可能な限り短期に解決する努力を惜しむものではないが、短期解決ということが有利な解決の条件をつくる体制の整備のないままに、我々の解決のため、あせりとなることによって、我々の戦線を分断されたり或は足元をみすかされることの危険を充分理解し、且つ二〇三号指令に伴う教訓に学ぶ、十日大会の決定の長期且つ柔軟なる斗いの路線の上で可能な限り短期に解決を目指すものである。あわせて我々は各社に於て今後だされる企業整備についても、基本的には、三池の斗いに同じだという理解にたって十日大会決定の方針にそって斗いを進める必要がある。

斗いに厚みと巾を

三、今次斗争の基本的欠陥の一つは、支配階級が権力を総動員し、マス・コミを有効に使って、全国的な規模による階級的な攻撃として、三池の斗いを進めてきているのに、我々は三井三池という極めて狭い戦線で対決しているということである。斗いは既に局地戦ではなくなっているのに我々の戦線は未だに局地戦の範囲を出ていないのである。我々の戦線の巾の狭さと厚みのなさは何としても克服していかなければ、勝利の展望をつくり出すことはできない。

我々は積極的に運動の戦術的な拡大を図らなければならない。このためには従来までの炭労最強という思い上った考え方をあらためて総評に働きかけると同時に、総評に各単産に共斗と支援をよびかけて、全労働者の斗いとすると同時に、我々の斗う体制の整備とあいまって何時でも実力行動による統一体制をよびかけることとする。あわせて三池にあらわれてきた権力による弾圧は、安保条約改定という攻撃がファッショ体制そのものであり、これが久保君を殺し多くの仲間を傷つけたのだということを、全国の民主々義を愛する国民に訴える大カンパニア運動をおこす必要があろう。この点については、もちろん総評にもちこんで全国的な視野にたつ運動として展開するが、我々もこのためには全力をあげて努力することが大切である。なお、我々は、この斗いを進めていくにあたって現在進められている安保条約阻止の斗いとの結合について配慮しなければならない。

事態の好転に努力を

四、我々はこの斗いをすゝめるにあたって情勢が困難であることについて充分理解することができた。特にこの点については、三井五山から厳しい要請があった。

しかしながら、斡旋案の内容は到底容認できるものではないというぎり〳〵の理解にたって如何に努力することによって事態の好転を図ろうと考えた。情勢が困難であるから斗いをやめるのではなくして努力する事によって勝利の展望を自からつくりだす事という道を選んだのである。そして内部の弱さは弱さとして認めて、組合員の総意と自発性による行動を最大に生かしながら、説得によって組合員の全てが斗いに参加することができる統一行動の指標をみつけ出すことによって斗い続けていくことにした。

そして我々はメトロ交通や日産化学の長期の斗い、日教組や全逓の職場に斗われたまま続けられている権利斗争の経験に学ぶことが決定的に重要であると結論したのである。

三井三池の斗い

一、斡旋案を拒否した場合、三池に対して強行就労を含む大弾圧がくることは予想される。この場合強行就労に対してはピケによって阻止するという方針をとるが、斗いの中では力関係からして支えられないと判断しなければならないこともでてくることもあり得る。

従ってこの時には、ピケをとくこともありうる事を考えておく必要がある。また、会社の不当なロックアウトに対して労働権の主張をかかげて職場に入る行動もありうるという事を併せて理解しておかなければならない。この際は当然の事ながら負担はあるけれども我々の斗う構えは長期且つ柔軟な斗いという方針によって進めるのであるから斗いの柔軟性はしっかりと覚悟しておく必要がある。特にこのようになった場合、三池の組合員の基本的な理解が充分に必要であるし特にこの事によって戦術的に判断するのではなく斗いの発展局面の中で柔軟性の保持について理解が必要である。

二、三池の現地指導については、支援体制はできているが現地の正確な情勢把握による斗争指導のため一四社と炭労による斗争指導委員会を大会終了後直ちに設置する。十四社の委員は各々の社の最高幹部が当る。

三、三池の仲間は困難な情勢の中で斗っているが今後の苦しい斗いも団結を強化して、たとえ炭労カンパがなくとも頑張るという構えをつくることが必要だ。

三井五山の斗い

今までの企斗の欠陥によって内部体制が極めて弱体している事を認めて今次の斗いから当面除外する。カンパについても次の大会で決定するまでの間、徴収しない。三井五山の実体は炭労全体の責任なので炭労としてオルグを派遣して大会決定の趣旨の徹底をはかり、可能な限り早く体制の整備を行う。

現在、三鉱連が会社との間で交渉を行っている問題のうち、首切りを除いて、三鉱連が妥結することを認める。

三井を除く全支部の斗い

一、全支部はカンパを徹底して斗う体制を確立すると同時に、あっせん案の内容の大幅改善と三池現地の正しい実態の報告をおこなって世論をはかる。

二、いろいろな形をとってきている各山の合理化に対して斗えなかったことが、今日、三池斗争を孤立させている大きな原因の一つであることを理解して、合理化に対して対決する基本的な姿勢を確立する。

三、あらゆる努力をおこなうという前提にたって、炭鉱合理化と三池弾圧の報告をかねて街頭カンパ、署名運動、リボン斗争などの地域のカンパニア運動をおこす。

四、各支部の特殊性のなかで、労働者の自発性と創造性を尊重して全ゆることを行う。この意味では、炭婦がおこなう六〇〇円カンパの他に、心のカンパ運動をおこすために職場班組織の主婦なども考慮していく。

五、各支部の統一行動をやることから全体斗争を組織していく。この内容は抗議集会、職場大会、一斉休暇などの低い次元から次々にたかめていくこととする。この具体的な内容は指令としてだされるが、その支部の独自性によって指令以外につみあげることはさしつかえない。むしろ各支部が指令以外にこれらの行動を組織していくことが望ましい。

五月中旬に再度大会を

前四項の斗いを推進して、運動の量的な拡大と質的な深さを獲得していくために努力しながら、長期かつ果敢なかで、より強力な統一行動を発展させることとの討議と組織内部の点検とあわせて三池現地の斗いと全鉱連五山のその後の斗いの進め方について論議するため、五月中旬再度臨時大会を招集する。

第二組合について

我々は最後に第二組合の問題について触れなければならない。日本の労働組合は、労働組合そのものを否定する組合員を傘下におさめた企業組合であるから、たえず第二組合的要素をもっていることは全く否定できない。しかし資本は斗いが決定的段階にさしかかった時には集中的に分裂工作を行うから一層困難さがあるのである。

三池斗争のなかにおいても第二組合を発生させないことが、いかに困難であるかということについては深刻な教訓を残している。しかしながら、分裂は資本の攻撃ではあるが、我々の内部のなかに第二組合の物質的な基盤のあることも見逃すことができないだろう。

第二組合の発生が斗いに決定的な条件をもたらす事を想えば、我々は組織の内部のこのような弱点について斗いのなかで克服していくことは勿論だが、日常第二組合発生の原因の克服のために努力しなければならないと考える。

さらに三池のように第二組合の発生をみたところでは粘り強い説得とキゼンとした姿勢によって統一のための努力が必要である。

第二組合発生の要因

現在、我々の組織内部にある第二組合発生の要因の一つとして、坑外夫や間接夫の低賃金があげられる。資本はこれを利用して組織を分裂することに意を用いている。しかも、これらの組合員のなかには、低賃金に伴う不満や要求がウツ積もれていながら、斗争による圧迫的な負担と、斗った結果がたえず不充分なものであったことも重なって、指導部の指導方針について、極めて深刻な批判をもっている。我々は、この要因を取除くために全組織的な努力が必要である。

さらに第二組合の要因の二つ目として職制に近い人達の弱さがあげられる。資本はこれらの労働者に対して昇格を働きかけることによって分裂策動を行っている。このような人事の問題については克服するためにもっとも困難な条件が存在するが、労働運動に未熟であっても正しい姿勢でいる組合員が決して損をしないという上からもこの問題に対する方針が必要であろう。

組合民主々義の徹底が重要だ

第二組合の決定的な条件となるいわゆる批判勢力についてであるが、労働組合は大衆団体である以上色々の考え方がある事は勿論である。従ってこの色々な考え方を生活と権利を守り、これを行動させていくという方向を完全に統一していく努力が必要であろう。

さらに組合役員はどうかからんで感情的なもつれが批判勢力の骨格をつくることもありうるが、このような問題の克服のためにもたえず、大衆の基盤の上に立つキメの細かい組合運営が必要である。

第二組合的な要因を克服するための最大の条件は、大衆の自発性と創造性を最大限に生かす組合民主々義の徹底であろう。我々は職場斗争を方針として、もちこの実践活動を通じて労働者の心の中に、労働組合をつくっていくことを方針としているのは大衆の自発性と創造性を最大限に尊重してエネルギーを汲みつくすという配慮であった。労働組合が単位体である以上批判は必要であるが、組合民主々義を最大限に生かす中で、統制が保持されるという組合運営を慎重に配慮する必要があろう。

松橋私案でまとまらず

午後一時より討議に入り、二、三の修正意見が出された。三鉱連の館山委員長は「松橋私案は到底受入れられないから態度を保留する」との発言。

議事は紛糾し午後二時休憩に入った。午後四時からの大会に全国報告し、さらに小委員会の構成をしぼり小委発行することを承認し。大会は十七日両国公会堂で継続。（小委構成～炭労、全二、九州一二、本部三役、三鉱連を除く）

以上

ニューズ　104

あっせん案拒否を決定！

三池をつつんで反撃体制へ！

全労働者階級と全ての民主勢力の期待と注目を集めた炭労大会は、十七日深夜あっせん案を拒否し、三池をつゝんで斗うという方針を、態度保留の三鉱連を除く満場一致で確認、九日間の幕をとじた。激論を続けた大会は成功した。

日経連は戦斗指令下各単産の第二次五〇円カンパの斗去り兼務の拒否を、全産業に及ぼそうとしており、武装警官隊による弾圧は、今後益々ロコツになるであろう。しかし、政府自民党の断乎りに対して炭労の第十五次波一行動に立ち上った全国民の前で、〃三池を守ろう〃といとひろまり、勝利の条件は増している。地域の安保共斗に結集した人達は〃三池を守る会〃を続々結成している。以下は十六日夕方から開かれた縮少委員会以降の情況である。

縮少小委のもよう

一六日夕刻より一七日早朝にかけて縮少小委員会を開催し、斗う方向での一致点を見出すための努力を続けた。

構成

北海道　八名

常磐　二名

九州　中村(九全労)、中本(一鉱)、高村(杵島)、高野(大正)、熊谷(七坑)、荒岐(日尾)、福田(鯛浦)、竹下(明鉱)、木下(高松)、石坂(立山)、大塚(宏陵)、丸田(九本)

一七日午前二時三〇分までの縮少小委員会を続行したが結論が出ないまゝ、小委員会に討議内容を報告して討論の場を小委員会に移した。

小委松橋試案を確認

一七日午前三時一五分まで小委員会を続行したが、三鉱連は松橋試案に対して態度を保留、大勢は三鉱連の態度保留という事が最悪の事態に発展した場合でも、尚且つ斡旋案を拒否して三池を包んで斗う体制の確立をはかるべきだ。という方針を確認した。しかし方針について満場一致がみられなかったため、中執に対して、右小委員会の討論の内容を充分汲み入れ、今後の斗い方と展望を、松橋試案にもとずいてより具体化した提案を行うよう要請した。

一七日午前三時三〇分より午前十時まで小委員会の要請に従って執行委員会を開催し、大会提案についての討議を行った。執行部提案の提案を更に小委員会にかけたので、大会は午后一時から延期された。

小委での資本別の意見

なお小委員会に反映された各資本別の意見は次のようである。

北海道

三菱～斡旋案拒否、最大公約数で斗わざるを得ない。

住友～大会前には最終的態度保留、大会が始まるまでに態度を決定する。

雄別～現時点では態度を保留

古河～斡旋案拒否、実力で排除する。首切りは絶体認められない

明治、北炭～斡旋案拒否、カンパを強化

北炭職～事態収拾をはかりたい

住友職～現実的路線として受諾

中小～大会までに進歩した案をだせ

太平洋～試案通り

常磐

拒否して斗う

九州

三菱～三鉱連は果敢に斗ってきた。この際炭労で三鉱連が脱退するような事があってはならない。斡旋案を拒否し、六〇〇円カンパを徹底する。次の大会までに斗う方針を早急にきめたい

住友～北海道と同じ

古河～斡旋案拒否、六〇〇円カンパ強化、実力行使を続ける

明治～斡旋案拒否、最低限の実力行使をやれ、六〇〇円カンパ継続

福松～斡旋案拒否、カンパ強化、統一行動をやれ

貝島～斡旋案拒否、六〇〇円カンパ強化、最大限の実力行使

二瀬～内部の事情は承知のとおりだから、大会の決定に従い最大の努力をしたい

杵島～斡旋案拒否、六〇〇円カンパ強化、大手は最大限の実力行使ができるようにしてもらいたい。見通を盛上げる為にも何等かの実行行使を行う事

大正～斡旋案拒否、六〇〇円カンパ継続

米炭鉱～三鉱連は残ってもらいたい。斡旋案拒否、六〇〇円カンパ継続、できれば十三社統一して斗って行くようにしなければならない。

日炭鉱～斡旋案拒否、大会決定に従う

中小～斡旋案拒否

あっせん案拒否を決定！

大会は午后一時再開され、小委員会修正の松橋試案が提案された后、二、三の質問の外大多数でこれを承認し九日間に亘った臨時大会は四時十分終了閉会した。

以上

大之浦労組教宣部

当面の斗う方針について

一、いままでの企業整備反対斗争の欠陥について

われわれは現在まで斗ってきた企業整備反対斗争の全般にわたって中斗、支部幹部、組合員それぞれの立場にたって真剣な自己批判を行うべきであるが、総括的批判は運動方針を決定する定期大会において行うこととし、取敢えず今後三池斗争をすすめるに当って必要な二、三の問題に限りあきらかにする。

一、方針具体化にともなう欠陥

1、われわれは企業整備反対斗争を産業別で斗うという方針を決定しながらそのことを消化できず、つねに企業連の責任において解決する方向がとられ、内容的にも統一されたものでなかった。

2、合理化の各企業、各山におけるあらわれ方に相違があったという原因にもよるが、各企業、各山の合理化に対決する姿勢のアンバランスが今日三池の斗いを統一斗争として斗う視点を見失わせている原因である。

・3、前二項の原因が、三井五山の組合員に対して、期末手当遅支給や賃金遅欠配という経済面の圧迫とともにかけられた首切りに対して「三井だけがとりのこされている」という敗北感をもたらし、今日の事態を惹起したとみなければならない。

4、十一万人首切りに代表される炭鉱の合理化は、日本の支配階級が強行しようとしている安保改定の物質的な側面として出されてきているが、われわれの斗いの構えは、各企業、各山あるいはせいぜい炭労のなかだけでの斗いにとどまってきた。そして三池の斗いを突破口としてわずかに大手共斗が組織されたにすぎない。

このため、権力を総動員し、マスコミを最大限に生かした敵の全国的な組織攻勢に比較すれば、われわれの斗うための戦線の巾のせまさと厚みのなさは決定的な欠陥となっている。

二、戦斗指導からくる欠陥

われわれは一〇日大会において、十一万人首切りに代表される炭鉱資本の合理化攻勢に対決するため「長期かつ柔軟」という方針を決定した。

しかしながら、二四回大会を契機として出された二〇三号指令は、貯炭の減少をつき、三井鉱山やこれに支援を送る石炭各社を集中的に攻撃することによって、ここを突破口として一挙に勝負を決するという方針であった。この方針は経済的な打撃を資本に与えるという戦術としては有利であったが、斗いの主体である内部体制が伴わず、結局二一二号指令に変更を余儀なくされる結果となった。このことは、一見すると斗いにみえながら、やはり弱くジリジリと敵にせまる迫力を欠いた斗争指導上の弱点として指摘しなければならない。また二〇三号指令が藤林あっ旋案を生ませた「混乱する内部体制」をもたらした直接の原因である以上内部体制の正しい認識をもたずに斗いを指導した中斗の態度は批判されなければならない。

二、あっせん案に対する姿勢と態度

一、二〇三号指令を二一二号指令に変更させざるを得なかったという条件のもとで中労委に対しあっ旋申請を行ったが、この際中斗の判断としては中山あっ旋案を下廻るであろうとは理解しつつも、中労委の社会性よりして労働組合の存在を根本的に否定するような内容が提示されるとは考えていなかった。しかしながら、出された藤林あっ旋案はあっ旋案ではなく会社案そのものであったのである。われわれは中労委にあっ旋申請を行うことによって事態の解決をはかろうとした分析の甘さについて批判はうけるけれども、この藤林あっ旋案が提示されたことを「サカイ」にして三池斗争をふり出しにもどして考えなければならないと判断する。

二、中斗があっ旋申請を斗いに突入する以前に行ったという従来みられなかった姿勢からして、あっ旋案拒否の態度を打出すことは三井五山に対して混乱をもたらすことは否定できないし、場合によってはその協力を得られないことがあるとしても、われわれはあっ旋のもつ次のような重大な意味を理解し斗いを組織させざるを得ないのである。

あっ旋案は実質的に指名解雇を認めたものであり、この結果は

①、総資本・総労働の均衡がくずれ、今後の労働運動は後退の一途をたどり、運動の方向の転換を余儀なくする。

②、石炭資本の基本政策たる十一万人首切り体制を容易ならしめ、今後の合理化攻勢をくいとめることは困難となる。

③、産業別統一斗争の発展を困難にするのみならず、今後の運動の方向を企業のワク内に終止させることになる

④ 職場活動家の解雇を容易ならしめ、解雇権の濫用が行われ職場活動を封殺し、組合活動そのものを本質的に圧殺する。

⑤ 炭労行動方針の根本的修正でありもはや炭労が今迄の炭労として存在しないことを決定づけるものであると同時に、資本による炭労支配を許すものである。

したがって、われわれは本大会において、困難な情勢を突破しながらも、あっせん案を拒否して斗いにたちあがることを決定するとともに、今後あっせん案を示した中労委の態度はあきらかに不当労働行為を容認したものであることを確認し、この責任追及をおこなうための行動をおこすことを意志統一する。

三、斗いの分析と基本的かまえ

一、斗いの分析

1、三井鉱山における三池の位置づけ

三井鉱山再建の要は三池の合理化を達成することにある。このことがなくして三井鉱山の資本家的再建の道はないことを両当事者は明らかにしている。したがって敵の攻撃もまた三池を重点として行われたし、われわれもまた三井の全炭斗争の中心を三池において斗ってきた。

現時点においてもこの分析に変りはない。三池の斗いを延々と長期にわたって斗いぬくことは、とりもなおさず斗いの勝利に通じることである。

2、オ二組合対策

今後の斗争を推進するに当って重要な要素をもっているのはオ二組合対策である。とくに生産再会をめぐってこのことがある程度成功した場合、現実の問題としてオ一組合員に与える生活面、心理面の影響は少くはない。会社のきりくずし工作は、オ一組合員の差別待遇によって生活不安をより増大せしめるであろう。われわれはこのことに対処して総評との[illegible]の協力を得て生活対策を強化する。したがって、あらかじめこのことについての思想統一をするために徹底的な大衆討議を必要とする。

3、生産再開と関連産業への石炭供給

生産再開によって関連産業に対する石炭の供給はある程度緩和されるとしても、このことによって三池の合理化が達成され三井鉱山の再建がなされるものではない。

さらにまた三井資本は斗いの長期化に備えて外炭輸入による供給を企図していると判断するが、このことは現状における供給能力のそう失を補うための臨時措置であり、自らの市場を外国炭にゆずるという本質的なものではない。

したがって長期斗争に対応する三池の体制と炭労全体の支援体制が確立された場合は斗う斗いの展望をあきらかにすることができる。しかし三井五山の当面の協力がないために、三池関連産業に対する救援炭の問題等斗いの困難さも加わることは否定できないが、これらの困難を克服し、[illegible]をのりこえて斗う思想の統一をはからなければならない。

4、現時点における組織内外の情勢は次のとおりである。

(1) 総評

総評は三池にかけられた独占の攻撃に対し、全労働者の生活権を守る斗いと規定し、かつてない強い支援体制を組織してきた。このことは、カンパ体制やオルグ動員および六単産共斗体制の確立を通じて、現地三池の斗いと結合し、オ二組合の発生や、新組の脱退、暴力による暴行傷害、久保さん殺害事件等を契機として、さらに深い同情とはげしい憤りをしめしている。

総評は、あっせん案提示段階に対処し、四月五日、緊急評議員会を開催し、「炭労が三井斗争において一方的首切りを認めることは、炭労の十一万人体制をはね返す斗いは勿論のこと、日本の労働者階級全体の合理化反対斗争、更に総評の今後の運動方向に、重大な影響を与えるもの」として「炭労が組織の総力をあげて、この重大な態度と体制を確立することを強く要請してきた。両様の斗いには更に炭労を軸として共斗体制を強化する」ことを決定した。更に四月十四日、炭労大会の動向にみ合、緊急評議員会においてその具体的方針としてオ一次五十円カンパの発動及び全国的統一行動を含む全国的体制強化を決定した。

九州総評においても、さらに動員、激励体制の確立を急ぎつつあり、六単産共斗体制も四月四日以降、すでに具体的行動に入りつつある。（国鉄労組の救援炭阻止上の行動については、すでに当局より、三名の三ケ月停職を含む十三名の処分がくわえられている）

政府

指令第二一二号が出された当時の各支部の情勢は、三池支部における批判勢力の抬頭、第二組合結成、同組合員の増加及び脱組の蔓延や三鉱連の斗争体制の後退、賃金斗争の長期化に対する不安感から統一斗争推進の意欲に欠けたことを指摘しなければならないが、その後の情勢として

(イ)、政労が事態収拾を決意して、あっせん申請を行ったことに対する三井鉱山の不遜な態度、

(ロ)、三月二八日の暴力による第二組合の強行就労、久保さん殺害事件

(ハ)、賃金斗争の解決

(ニ)、藤林あっせん案の提示とこれに対する組合員の憤まん、などの諸条件は、組合員の強いいきどおりから斗いの意欲に発展しつつある

一方三池支部は三月二八日の第二組合暴力就労事件、政府警察の介入、三月二九日の久保さん殺害事件、組合活動家三〇〇名を含む指名解雇を骨子とする藤林あっせん案の提示、更によってすすむ裁定の決定をかため、可能なかぎり三鉱連傘下の協力を求めるとともに、炭労、総評の支援態勢強化を心から期待し斗争を継続している。

四、あっせん案を拒否したのちの斗い。

一、あっせん案のもつ重大な意味から、われわれはこれを拒否して斗う以外にはないのだという方針を規定したが今後この斗いを推進するにあたっては、組織内部の弱点の克服と斗争体制の強化確立につとめなければならない

二、われわれは一〇月大会において一一万人首切りという石炭産業の企業整備に対しては「長期かつ柔軟なる斗い」を方針とすることに決定した。三池斗争の推進については可能なかぎり短期に解決する努力を惜しむものではないが、短期解決ということが有利な解決の条件をつくる体制の整備のないままに、解決のためのアセリによってわれわれの戦線を分断されたり、あるいは足もとをみすかされることの危険を十分理解し、かつ二〇三号にともなう教訓に学び、一〇月大会決定の長期かつ柔軟なる斗いの路線のうえで、可能なかぎり短期に解決をめざすものである。あわせて各社において今後出される企業整備についても基本的には三池の斗いに同じであるという理解にたって一〇月大会決定の方針にそって斗いをすすめる必要がある。

三、今次斗争の基本的な欠陥のひとつは、支配階級が権力を総動員しマスコミを有効につかって全国的な規模による階級的な攻撃として三池の斗いをすすめてきているのに、われわれは三井三池というきわめてせまい戦線で対決していることである。斗いはすでに局地戦ではなくなっているのに、われわれの戦線はいまだに局地戦の範囲を出ていないのである。われわれの戦線の巾のせまさと厚みのなさは、なんとしても克服していかなければ勝利の展望をつくり出すことはできない。われわれは積極的に運動の量的な拡大をはからなければならない。このためには、従来までの炭労最強という思い上った考え方をあらためて、総評に働きかけると同時に直接に各単産に共斗とカンパをよびかけて全労働者の斗いとするよう努力すると同時に、われわれの斗う体制の整備とあいまって、なんらかの実力行動による統一体制をよびかけることとする

あわせて、三池にあらわれてきた権力による弾圧は、安保改定という攻撃がファッショ体制そのものであり、これが久保君を殺し多くの仲間をきずつかせたのだということを全国の民主義を愛する国民に訴える大カンパニア運動をおこす必要があろう。この点については、もちろん総評にもちこんで全国的な視野に立つ運動として展開するが、われわれもこのためには全力をあげて努力することが大切である

なお、われわれはこの斗いをすすめていくに当って、現在行われている安保改定阻止の斗いとの結合について配慮しなければならない。

四、われわれはこの斗いをすすめるに当って情勢が困難であることについて十分理解することはできた、とくにこの点については三井五山から強い指摘があったのである。

しかしながら、あっせん案の内容がとうてい容認できるものではないというぎりぎりの理解にたって、なんとか努力することによって事態の好転をはからねばならない、情勢が困難であるから斗いをやめるのではなくて、努力することによって勝利の展望をみずからつくり出すことというみちを選んだのである。そして内部の弱さは弱さとして認めて、組合員の創意と自発性による行動を最大限生かしながら説得によって組合員のすべてが斗いに参加することができる統一行動の指標をみつけ出すことによって斗いつづけていくこととした。

そして、われわれはメトロ交通や日産化学等の長期の斗い、日教組や全逓のしつように斗われた、また、つづけられている権利斗争の経験に学ぶことが決定的に重要であると結論したのである。この斗いの路線は六〇〇円カンパの継続と向う一ケ月間徹底的な大衆討議によってきたるべき臨時大会で統一ストライキ体制を確立することにある。

1　三池の斗い

(1)　あっせん案を拒否した場合、三池にたいして強行就労をふくむ攻撃がくることは予想される。この場合、強行就労に対してはピケによって阻止するという方針をとるが、斗いのなかでは力関係からしてささえられないと判断しなければならないことが出てくることもあり得る。したがってこのときにはピケを解くこともありうることを考えておく必要がある。また、会社の不当なロックアウトに対して労仂者の主張をかかげて職場にはいる行動もあり得ることをあわせて準備しておかなければならない。このさいは当然のことながら出来はあるけれども、われわれの斗うかまえは「長期かつ柔軟な斗い」という方針によってすすめるのであるから斗いの柔軟性はしっかりと確保しておく必要がある。とくに、このようになった場合、三池の組合員の基本的な理解が事前に必要であるし、地本部もこのことによって機械的に判断するのではなく、斗いの発展過程のなかで柔軟性の保持についての理解も必要である。

(2)　三池の現地斗争についてはすでに体制はできているが、現地の正確な情勢把握による斗争指導のため一四社と炭労による斗争指導委員会を大会終了後直ちに設置する。一四社の参加は不足不足の社の派遣幹部が当る。

(3)　三池の仲間達は困難な情勢のなかで斗っているが今後の苦しい斗いも団結を強化して、たとえ炭労、総評のカンパがなくとも、がんばるという体制をつくることが必要である。

2.　三鉱連（五山）の斗い

(1)　いままでの会斗の欠陥によって内部体制がきわめて弱体化していることをみとめ、今次の斗いから当面除外する

(2)　カンパについても次の大会で決定するまでの間、拠出しない。

(3)　三井五山の実体は炭労全体の責任なので、炭労としてオルグを派遣し大会決定の趣旨徹底をはかり、可能なかぎり早く体制の整備を行う

(4)　現在三鉱連が会社と交渉を行っている問題のうち、三池の指名解雇をのぞいて三鉱連が妥結することをみとめる。

3.　三井をのぞく全支部の斗い

(1)　三鉱連は小委員会の討議過程において本方針についての態度を保留した。しかし小委員会の大多数は三鉱連の態度保留が単独調印に発展した場合を想定したなかにおいてもなおかつ全体があっせん案を拒否し三池をつつんで斗う必要のあることを確認した。

われわれは組合員一人一人にあっせん案のもつ本質について徹底的な啓蒙を行い、斗争体制の確立をはかる必要がある

(2)　全支部はカンパを継続して斗う体制を確立するとともに、あっせん案の内容の大衆討議と三池現地の正しい実態報告を行い徹底をはかる

(3)　いろいろの形をとってあらわれてきている各山々の合理化に対して斗えなかったことが今日三池斗争を孤立化させている大きな原因のひとつであることを理解し　合理化に対決する基本的な姿勢を確立する

(4)　あらゆる努力を行うという前提にたって、炭鉱合理化や三池解雇の撤回要求をかねた街頭カンパ、署名運動、リボン斗争などの完成のカンパニア運動をおこす。

(5)　各支部の特殊性のなかで労仂者の自発性と創意性を尊重しあらゆることを行う。このなかでは、代闘が行う六〇〇円カンパのほかに、心のカンパ運動をおこすための職場、地域の独自組織の結成なども考慮していく

(6)　各支部の最高の統一行動をやることから全体斗争を組織していく。この内容は抗議集会、職場大会、一斉休暇などの低い次元から次才にたかめていくこととする。この具体的な内容は指令として出さないが、その支部の独自性によって指令以外に組みあげることはさしつかえないし、もしろ各支部が指令以外にこれらの行動を組織していくことが望ましい。

4.　前各項の斗いを推進して運動の量的な拡大と質的な深さを獲得していくために努力しながら「長期かつ柔軟」なかでもより強力な統一行動を発展させることの討議と組織内部の実情と　あわせて具体的戦術決定の方針を論議するため　五月中旬臨時大会を招集する

ニューズ 105

杵島・一、一〇〇円の賃下げ

炭労の動揺にのった攻勢を最少限にくいとめる

×××××××××××

先般の才五回（四）地方委員会（三・三一）の際、「さしま別外」として報告のあった杵島の賃下げ問題は、大手十三社の賃金交渉のなかでも、会社側から特殊事情として強く主張された。組合は昨年の希望退職募集に続く才二の企業整備に対してあくまで斗うという立場をとりながら、炭労全体が組織的に動揺しているなかで解決すべきでないという判断のもとに、最少限に賃下をくいとめようとした。この結果、五日独自のストに突入したなかで、北方を除いて平均一、一〇〇円の減額をみとめ代替措置として出炭賞与の改定要求を通して了解案に達し才九時ストをといた。

×××××××××××

会社提案

三月三十日の「三四年度新賃金要綱に係わる申入れ」において、〝現状のまゝ、新賃金を展開する時は賃金の異常なる膨張〟を来すので〝操作の決定並びに基準外賃金の適正化〟こそ先決の問題だといってきた会社は四月一日の団交で、「藤林あっせん案のなかで杵島の特殊事情を認めてほしいことを主張」すると前置して、次のような内容を提案してきた。

提案

当社の能率は大手各社中つねに最下位を低迷し、反面賃金は各社の最高水準にあって、しかも直接夫の手人給、間接夫及び坑外夫の超過労働賃金は、逐月膨張の傾向にあることは御承知の通りであります。ついては昭和三五年三月三十日付当方申入れの趣旨に基き賃金の適正化につき左記の通り提案致します。

記

1、在籍鉱員（係長欠）一人当月収が他社と均衡する如く現行賃金の低減をはかりたい。

2、右のうち三、〇〇〇円は標準作業量の適正化（合理作給）並に超過労働賃金中の制度的なものの改廃等によって次の通り削減したい。

（職種別一人当り削減額）

直接夫	三、一九〇円
間接夫	四、一七〇円
坑外成人	二、二八〇円
係員	三〇〇円

右に関する協議は直ちに開始し、五月一日以降実施のこととしたい。

3、その他については、出炭向上等により実質的に吸収できうるよう御協力をえたい。

会社特殊事情を強調

四月二日中労委は杵島の特殊事情について労使双方から事情聴取を行ったが、会社は次のような説明をおこなった。

一、一方当り能率（34・10〜35・2平均）

中央大手六社平均	〇、七四四屯
九州大手四社平均	〇、五七六屯
杵島	〇、三七四屯

二、平均月収（34・7〜9平均、杵島は34・12）

	大手十二社平均	杵島
直接	二七、八四〇円	三一、八五三円
間接	二四、八二四円	二九、〇〇二
坑外	二〇、〇九六円	二三、二九一
全社	二四、二六五円	二八、七〇一

三、賃金支払形態、労働時間、その他の特殊事情

(1)、直接夫の総業払

総業払とは本来請負給体につき、単価の設定困難な特殊条件に限って適用される条件付定額払い制度であるが、近年に至っては、それが拡大適用されて、仕繰掘進作業の大部分がこの支払形態となり支払率は上昇の一途を辿ってきている。

(2)、請負給の単価査定委員会

採炭作業の具体的適用決定の場として現場責任者と査定員（職場の代表者にして賃金は会社が負担）間に於て、毎月二回にわけて協議をおこなう制度を採用しているが仕繰掘進夫については協議の際の基準となるべき標準作業量の具体的内容につき明確なる協定がない一面もあって、査定委員会は主観的になり、ひいては力関係に左右される結果を招来して、近年においては連日交渉に追われて現場責任者は坑内現場巡視も意の如くならず、他面査定員は一ヶ月間全く入坑できない程である。

(3) 直接夫の労働時間

賃金協定書中に「特殊条件箇所については、在坑五時間以上であれば八時間の在坑とみなす」旨のいわゆる特殊の協定をしており、これが認定をその都度現場協議と定めているため、常に紛議の種となり、これまた拡大適用されている。

(4)定額給者の超過労働

大手八社に比し、間接夫は約三倍、坑外夫は約二倍にも達する超過労働が行われているが、これは会社の経営上、保安上の必要に基ずく程度をはるかにこえており、その原因をなすものは主に次の如きものである。(イ)職場定員制、(ロ)残業時間に化けた過労働、(ハ)残業設定に起因して職場ごとに取決めた公休出勤、残業のとりきめ。

賃下げ已むを得ず

組合は三十日の申入れに対して緊急斗争委員会で、合理化反対斗争として斗うが、今日の炭労の組織実態は

大之浦労組教宣部

1960.4.20

重大な影響を与えているので　五回以降の実力行使を背景として早期解決をはかる"ことをきめていた。

会社提案が具体的に明らかにされたので　四月三日斗争委員会の方針を原則として斗争をすすめることにし交渉団は上京した。

組合が、出炭増加に協力してきたのに、さらに賃下げという犠牲負担はできない（ことを主張したのに対して会社は提案をみとめない限り　新賃金あっせん案の受諾も昨年の六〇〇円の展開もできない。三池のような状態になってもやむをえないとくりかえした。

このような状態について組合は検討した結果、次のように賃下げやむなしの態度をきめた。

"炭労は斡旋を拒否する体制はとれず、ここで賃下げを拒否しても炭労としての支援体制は困難である。この実態のもとでの独走は不利であり、会社の提案をうける結果となる。従って会社が斡旋案を妥結して六〇〇円の展開を直ちに実施することを確約すれば、ある程度の賃下げはやむをえない。

ただし"その場合、北方の賃下げは認められない、減給分は出炭賞与を増額させる代償措置を要求する。

妥結内容

組合が基本的に現状での賃下げをみとめた状態で、会社は強硬な態度を示し、五日夜半には決裂状態もうまれたが、会社申入れによって交渉は再開され、炭労のあっせん受諾後、スト突入数時間で解決した。

妥結内容は次の通り。

一、新賃金（昨年の六〇〇円、本年の三九五円）の起算期は五月一日より展開を実施する。

一～四月はR計算とする。

二、北方については減額しない。

（会社は最後まで同様の減額を要求していたが、組合は、杵島との単一首賃開きが大きかったのを強く杵島に近づけることができているのを、ここで減額すると組織的に問題があることなどの理由で強く反対し、要求を斥けた）

三、杵島鉱業所一～二月の実績賃金（新賃金加算額を含む）中、直接夫は原則として基準内より、間接、坑外は超過労働より平均一、一〇〇円を減額することとし、職種別減額は次の通りとする。

直接～一、一〇〇円　間接～九五〇円

坑外～六八五円　保安～二〇〇円

四、出炭賞与は出炭歩合を調整することとし、一、六五〇トン（日産）を基準にして賞与額は二〇〇円、一〇％までは一％増減ごとに一％につき三〇円増減、一一％以上は二一〇・一％（月五四、〇〇〇屯）で八八〇円、二三・八％（月五七、〇〇〇屯）で一、二〇〇円頭打ちになるようにする。

独走は困難であった

中央交渉の妥結内容は六日斗争委員会で確認されたが今次賃下げ提案の背景と妥結を決めた情勢分析を次のようにおこなっている。

"九六斗争で賃率引下げに失敗した会社は、その後もあらゆる機会を利用して引下げを策し昨年希望退職募集を強行したが成功させることができなかった。この力は職場を中心とする体制とそれに依拠した山元体制にあった" そして一方"杵島の賃金は九六斗争によって四二五万円（一人一、〇〇〇円）の減額が実施されたにも拘らず、独占斗争によって上昇の一途をたどった"

しかし"斗いの決定的段階での三鉱連の統一行動離脱は戦術転換を余儀なくされ、炭労は中労委へあっせんを申請し、事態の早期解決の方向を認めた。この組織的動揺は、炭鉱資本にとって、その総抵抗の弱化を意味"し、会社は賃金、能率の絶対比較をやっておどしをかけてきたわけである

さらに、賃金のあっせん案三九五円を拒否して斗う体制が炭労にない時に、杵島が独走して賃下げ拒否を斗えば、"会社側は独占の背景の下で組織内部の動揺をいなめない"と判断して、"戦術を最少限にくいとめ組織の整備をはかること" が当面の任務だと妥結の方向を求めたのである。

ニュース

106

入替採用制限を撤回
増賞は当分の間 一、九五〇円

―薪炭問題は一応棚上げ―

合理化団交 組合の主張通りで全面的に妥結

増産賞与、入替え採用、薪炭問題に関する合理化団交は、十九日の団交も全面的に撤回を主張する組合と一連の合理化施策が崩れるので撤回は出来ないという会社の主張が対立して全く進展せず、このため会社は交渉形式をかえて交渉を進めたいと提案してきた。組合は二十日の斗争委員会で今後の交渉のすすめ方について交渉団一任を決め、交渉団会議で検討した結果、代表による小団交で交渉をすすめることになり、午后四時二十分から小団交に応じた。その結果、会社は入替え採用の制限撤回をはじめ組合の主張を認めたので午后七時頃妥結した。

交渉のあらまし

会社は

一、増産賞与については当分の間、一、八二五円を支給したい。

二、入替採用については当分の間従来通りとし模様をみて決める。

三、薪炭問題については一応棚上げとして、適当な時期をみて話合いたい。

と提案してきたので、組合は直ちに戦術委員会を開き、これが検討を行った結果、次の結論に基いて交渉を進めることとした。

一、増産賞与については、合理化が推進され、坑内の機械化等に依って能率の点についても変って来ると考えられるので、従来の標準能率で交渉を進めていく事については検討の余地もあるし、又将来にわたる会社の出炭計画等の面も考慮すると、今直ちに標準能率を改ためる事については問題もあると考え、当分の間、一定の金額を取きめる事とするが、その金額については、会社のいう一、八二五円の基礎である三四年一カ年間平均という事については問題があるとし、現在われわれがとっている増産賞与に近いものにすべきだとの考えに基き、一、九五〇円で交渉を進める。

二、入替採用については、従来通りという考え方ですすめる。

三、薪炭問題については、棚上げという事をはずし、従来通りとしてすすめるが、交渉の推移のなかで、代表団に一任しすすめていく。

以上の結論に基き交渉を再開、その結果次の如く双方了解点に達した。

一、増産賞与については当分の間、暫定的に一人当り平均基準月額一、九五〇円を支給する。

二、入替え採用については撤回する。

三、薪炭問題については一応棚上げする。

以上

1960・4・21

大之浦労組教宣部

炭労中斗発第二一九号
一九六〇年四月十九日

各地方本部
各企業連　斗争委員長　殿
各支部

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

三池斗争推進及び全支部斗争体制確立に関する指令

第二十五回臨時大会は、あっせん案の内容がとうてい容認できるものではないというギリギリの理解にたって、情勢が困難であるから斗いをやめるのではなく、努力することによって勝利の展望をみずからつくりだすための道を選び、今後困難な条件の中で斗わねばならぬことを確めたうえで、あっせん案を拒否し別紙添付の三池斗争にたいする「当面の斗う方針」を決定した。

この方針は、三鉱連が三池の指名解雇を除き解決することを認め、三鉱連中央斗争委員会が大会に表明された炭労傘下全支部の強い要請をうけいれてくれることを期待したが、三鉱連代表は中央斗争委員会に対し「四月十八日の三鉱連中央斗争委員会は三池の指名解雇を含めて解決するという従来の方針を再確認している。そのため三池支部は三鉱連に脱退の意志表明を行った」と報告した。この事態は、大会が決定した「指名解雇を除く三鉱連への妥結権の委譲」が事実上その意義をもたない結果となったものである。

しかし大会は三鉱連が三池の指名解雇を含めて単独調印をおこなう最悪の事態のなかにおいても、なお、あっせん案を拒否して三池をつつみ斗う必要があることを確認している。

第四十九回中央斗争委員会（四、十九）は大会の決定にもとずき、各支部が困難な条件を排除し、速やかに斗う体制を確立し統一行動を組織するため、次の通り指令する。

記

一、三池斗争指導委員会の設置

現地の正確な情勢を把握し、炭労全体の斗いとするために三池に現地斗争指導委員会を設置し斗争指導を行う。

1、現地斗争委員会の構成～炭労戦術委員若干名、十三社（企業連、支部）代表各一名、三池支部代表三名。

（註）大会決定の十四社を十三社に変更せざるを得なかったのは、大会後の三鉱連中斗の態度と三池の三鉱連からの脱退という事態から、現地斗争委員会に三鉱連代表が参加することは現時点においては事実上その意義を持たないからである、

2、本指導委員は四月二十五日までに現地に集結せよ。

3、本指導委員会と総評ブロック、三池支部との関係は次のとおりである。

炭労——中央斗争委員会——現地斗争指導委員会
総評————————総評斗争委員会
〉三者会談——三池支部

二、資金計画と生活対策

三池支部は今後更に団結を強化し、たとえ炭労、総評のカンパがなくても敵独占の攻撃に対応して耐じ

うら

1960・4・21

ニュース

んかつ柔軟に対応できる体制と長期にわたる生活対策を確立せよ。

三、各支部の斗い（三池支部を除く）

各支部は五月中旬の臨時大会まで反斗争体制確立期間として次の諸活動をおこなえ。

1、三井五支部（芦別、砂川、美唄、田川、山野）は組合員に対し大会決定の趣旨徹底をはかり斗争体制確立に努力せよ。

2、各支部は抗議集会、職場、居住集会、一斉休憩などの低い次元から漸次組合員の自発性と創意性を生かして斗争体制の確立を期せ。

3、このため地方、地域における支部間の交流をおこなえ。

4、首切り合理化、企業整備がだされている支部あるいはだされようとしている支部、さらに各山元におけるなしくずしの合理化にたいし各支部はこれと対決して斗う体制確立に万全の努力を傾注せよ。

斗いの経過については速やかに中央斗争委員会に報告せよ。

5、各支部は斗いの巾を拡大するために地区労その他民主団体に協力を求め、炭鉱合理化、三池弾圧報告会、街頭カンパ、署名運動、リボン斗争等を行うほか、心のカンパ運動をおこすための職場居住の独自組織の育成などを研究せよ。さらに三井本社に対する抗議、三池支部にたいする激励電報を送るようにせよ。なお、リボンは本部で作製のうえ送付する。

四、第十六次統一行動

四月二十六日安保阻止に併せて三池斗争支援抗議行動を指標とする総評の統一行動には、各支部は休憩時間を利用する職場大会、居住区集会を開催せよ。

五、資金カンパの納入

各支部（三池支部を除く）は資金カンパの納入については三月分を四月末とし、四月分は五月二十日までに完納せよ。なお四月分については三鉱連五支部を除外する。

六、戦闘体制の確立

三池支部に弾圧が行われた場合、各支部は現地動員についても対応できるよう準備せよ。

七、各地方本部の行動

1、各地方本部は前各項について具体的計画を策定し、その行動について指示せよ。

2、各地方本部は派遣オルグ団の活動について、その具体的計画を策定し、オルグ団と協議の上、実施について万全を期せ。

八、三池支部からのオルグ派遣

三池支部は各支部にたいしオルグを派遣せよ。

1、旅費は斗争費で負担し、宿泊費は受け入れ支部で負担せよ。

2、オルグの具体的計画は現地斗争指導委員会で作成する。

九、国際アッピールについて

1、五月三日からドイツで開催される国際鉱夫連盟執行委員会出席後、自由労連、世界労連、炭鉱インターに対する斗争アッピールのため事務局次長を欧洲に派遣する。

2、炭砿工会に対する斗争アッピール並びに中国メーデーに参加するため木下組織部長を中国に派遣する。

十、中斗ならびに中斗オルグ

1、九州地方　原、野口、兼山、渡辺（栄）、直江、土屋、杉山、渡辺（政）、丸岡、細谷、黒田、山田、古河、石田、篠塚、大内、川田、谷口、末永

2、北海道地方　古賀、野宮、佐々木、相沢、高垣、佐藤、岡田、佐々木（正）、一野坪、竹下、岩谷、中村、野呂、佐藤（四）

3、常磐地方　高橋、菅波

各オルグ団の各地方本部集結は四月二十四日とする。

以上

ニューズ

108

勝利を確信して斗う三池！

全国交流オルグ 二七日の筑紫で発つ…

第四九回中斗委員会が二五回大会の決議に基いて決定した三池斗争指導委員会委員（十三社）と共に、原委員長が三池入りした。二五日午前十一時半、出迎えの三池労組合員、主婦会、オルグなど、三千五百の熱烈な出迎えを受け、駅前の歓迎大会に臨み、三池斗争指導委員会を代表して原委員長は次の挨拶をおくつた。「藤林あっ旋案をはね返し組合活動家はもちろん十一万人首切りは絶対認めることはできない、三鉱労働者とその家族の共通の目的として断乎として斗うことを誓う」と述べた。

この后、原委員長の〃団結がんばろう〃で三唱してデモに入り、脱落集団の第二組合本部、次に暴圧の本拠と化した大牟田警察署及び会社に対し、デモをかけ、正午に終り、直ちに大牟田体育館での会議に臨んだ。

原委員長・十三社代表三池入り

午后一時より、延命会館において、原委員長ほか、九州炭協中執、十三社代表、九州炭労執行部、地方中斗を含め合同会議を開催、斗争現況について、宮地次長より報告、次いで山田法対部長より、三月二八日の長竹事件故久保氏刺殺事件、警察当局の不当行為等について報告、続いて釈放された長崎オルグ三名（新入）、坂田（大辻）両氏の挨拶があった。

十八日の事件で残っているものは名田熊野オルグだけ（二六日釈放）となった外、その他の事件で逮捕され起訴されているものは一七名である。宮川組合長は、一般状況報告の中で第一組合、第二組合の勢力分野について報告を行った。

4月15日現在

支部名	第一組合	第二組合
宮の浦支部	2,524	700
四山支部	1,576	1,024
三川支部	3,202	1,619
本所支部	1,315	642
港務所支部	641	616
非役者	58	
計	9,316	4,601

暴力・分裂にめげず統一と団結

四月十五日以降、会社の甘言によって組織切崩しが活発になり、第二組合勢力は約五千名になっている。

現在の焦点はホッパーの保安分申請をめぐる斗い、或いは火薬運搬行程について違法行為を摸索している。しかし、官憲、会社が一体となって分裂策動にやっきになっているにも拘らず、九州炭労、総評、民主団体のオルグの応援を得て連日の警察又は暴力団の番犬ぶりに対して抗議行動を行い、志気は大いに上っている。

直ちに斗争体制を確立しよう！

五月五日
九州炭労臨時大会開く

斗争委員に於いて会議は、大会が決定した「藤林あっせん案を拒否し断固斗おう」方針に基く具体的内容に論議が集中された。

大会宣言で採択されているように「三池の斗いは今日全炭鉱労働者におそいかかっている十一万人の首切りに対決する斗いであり、同時に安保体制の下で、日本軍国主義復活のコースを進め、民主々義の抑圧と労働組合の自由な存在を奪おうとする支配階級の政策に対する全民主勢力の斗いである」と斗いの重要性があきらかにされ、そして、斗争体制確立の早期実現を指令二一九号、全二二二号でその具体的活動の方向が示された。職場から反映に討議した。その結果は、五月中旬に開催予定の大会までに、全傘下支部の内部態勢の確立と全労働者階級としての巾広い統一行動に発展させるため、大量のオルグの派遣を万場一致決定した。

九州炭労として、中央に先ぎかけ、五月一四日を目途にした、統一斗争に立上る体制確立のための臨時大会を五月五日に開催することが確認された。

ピケ隊の表情は明るい

会議を終った後、午后二時から福岡県評のニュースカーを先頭に貸切バスに全員がのり二台、現在最先端で体を張って果敢に斗っているピケ

うら

1960・5・2

大之浦労組教宣部

隊の敢闘と、斗争の重要性を訴えて斗った。

宮浦、三川、港務所、四山、第二人工島の職場で巡回したが、その中でも第二人工島附近及び三川、宮浦鉱では、会社差廻しの暴力団及び就労使用時における暴力団に優るとも劣らぬ警察の暴挙との間に、われ〳〵の民主的諸权利を守るため整然とピケで抵抗した。当時の激斗の跡があり〳〵とうかがうことができた。

また、ピケ隊に激励をおくったが、そこに居並ぶ組合員及び家族は、今までの苦しい斗いがあったとは思えない位、明るい表情で代表団に拍手をもってこたえた。それは全く斗いの勝利についてうたがいをもたない確信にみちあふれているという表情そのものであった。

二七日　三〇名のオルグ出発

中斗指令二二二号に基く、組織内外に対する体制確立のための重要な任務をもって、全国交流オルグ三〇名（うち一〇名は三池労組）は、二七日午前九時の博多発準急の列車で出発した。

九州からは、北海道外二八名、二名が常駐に派遣されることになっているが、今次オルグの使命は、五月中旬予定の大会に向けての組織内部における職場斗争を強化し、更に広汎な斗いを組織し全労働者階級の斗いとして発展させる努力と、斗いの勝利の確信の上に強固たる不動な団結を確立することが当面の緊急な課題として要請されており、特に今次オルグ派遣の意義は大きい。

指導委の任務決定

第二五回大会が決定した三池斗争指導委員会は二六日現地大牟田に於て会議を開き、当面の諸活動の方針と任務などをきめた。

委員会の权限と任務は、もちろん中斗の決定にもとずいて、一切の責任をもって斗いの企画、指導、推進にあたるが、特に決定した事項は、今後常に完全に意志を統一して指導にあたることなどである。

構成は、委員長に原、副委員長に野口、丸岡、事務局に北畑、横山を選出し、次の任務の割当をしたあと、当面の問題点として、組織防衛、生産再開体制の阻止及び政府対策の徹底を中心に斗いの展望を明らかにし、斗いに対する自信と確信をうえつけ、国民的な規模とあつみを増して斗ってゆく。

当面はホッパーの攻防が焦点であるが、もちろんホッパーがすべての斗いのカギではない。しかし、あくまでも、ホッパーを守る体制をとることなどをきめた。

指導委員会

事務局

- 総務～小西、山下
- 渉外対策～蛇谷、木村、山田
- 闘争対策～遊佐、丸山
- 資金対策～久保田、海潟、門山
- 教宣対策～渡辺、沢辰
- 組織対策～久保田、立川（方城）

十三社関係の責任

四山～北炭、明治、杵島、貝島、立川

三川～三菱、住友、太平洋、高松

宮浦～古河、雄別、大正

本所～宇部

港務～二瀬

当面の問題点

(イ) 組織防衛

(ロ) 生産再開体制の阻止

(ハ) 政治活動の強化

以上

ニューズ

109

権力の組合弾圧をはね返そう

三池に五千の警察官動員…

今三池の首切り反対斗争をおしつぶすため、九州全県の警察力が大動員されている。その数は、五千といわれ、福岡県警からは五、一四八人の内二、七四五人、熊本県警一、七〇六人の内七六九人が派遣されている。この外、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、大分を含めると実数は五千をこすものとみられる。これだけ多量の警官が第二組合の暴力入坑の手助けをはじめとし、ことごとに組合弾圧に終始している。市民の間からも何で警官がこんなに必要なのか、警官は第二組合に味方しすぎる、幼稚園（会社施設）まで使うとはあまりにひどすぎる。等々警察のやり方に批判の声が上っている。

彼らが組合弾圧に狂奔している時、彼らの地元では何が起きているだろうか。県警本部長はことあるごとに犯罪は少い、留守の警察官で充分だと発表している。然しこの発表は真赤なウソである。なぜなら福岡市内を例にとると、七〇の派出所、駐在所の内警官が全くいない所は、一四ヵ所、時々いるというのが四二ヵ所もある。これらの交番、駐在所には、警官のかわりに「御用承り箱」がおいてあるにすぎない。これで犯罪が起きないのが不思議でさえある。

腐敗した資本主義のもとで、警官がいないから盗みを自粛する泥棒、警官不在中は暴動を止めようという者、警官がいなければ市民にたからないという愚連隊がいるだろうか、決していない筈である。福岡県は全国第一位の犯罪件数の県である。警察官一人当り年間件数が三六・七　熊本県が三四・四で全国第二位、この数字は、三池斗争弾圧の為に、うなぎ上りに昇っている。我々は正当な組合運動を弾圧するために派遣された警官を速刻地元に呼びよせ、警察官本来の任務につくよう運動を起そう。警官は大牟田から帰れの組合決議を町議会、市議会に持ち込み、三池の仲間達の弾圧をやめさせなければならない。

石塚中執外十六名を指名手配

二七日警察当局は、三月二八日第二組合と会社が結託して行った三川坑の暴力入坑の際傷害を与えたとして石塚中執、谷端三池三川支部長など、十六名を全国指名手配した。これは明らかに労働運動、組合活動家を凶悪、殺人犯などと同類のものとして取扱い、組合幹部、活動家の印象を国民に悪いものという印象を与え今全国的に盛上っている三池を守る会などの組織破壊と三池支援の盛上りを阻止すると共に、極め悪質な組合弾圧で臨んで来たものである。

石塚中執、谷端支部長ら十六名は平常と何ら変らず、組合の仕事に従事していた。石塚中執はオルグ、三池労組々合員は夫々の任務、支部長として或いはピケ班長、行動部員として任務につき、逃げもかくれもしていなかった。警察はこの事実を知り乍ら、彼ら自身が今まで逮捕に来なかったまでである。

十三名逮捕さる

二九日朝、大動員された警官に守られながら、十七名の私服刑事が、三池三川支部に現われた。これに対し組合と炭労弁護団が、逮捕に応ずるが手錠をかけない事を条件に、ピケ隊の中から被疑者を提出した。写真片手に刑事達はうろうろしながら被疑者を探したが見当違いをやらかし、ピケ隊の失笑を買う有様であった。十三名の仲間は支部事務所で簡素な下着に着替え、中食を済ました後、「ニュースカー」はたかせで千名の抗議デモ隊と共に大牟田署に向い、抗議デモに送られ署内に入った。

署内に入った十三名は、福岡県警今井捜査課長に休憩を要求し、谷端支部長を中心に円陣をつくり「最後まで同志を信じて斗おう」と誓い合い、団結がんばろうを三唱し、一人一人捜査取調室に消えていった。

三池労組のピケは合法である

裁判官発言…

福岡地方裁判所大牟田支部に於て二八日、尾形、崎村、井元、高垣さん達の拘置理由開示公判が、塚村、入江判事担当で開かれた。この公判で裁判官等は、次の三点について第二組合、会社側共、違法であったと発言した。

１、第二組合側は暴行教唆の際、棍棒、青竹、石つぶしなどを用意していた。２、このために第二組合と会社は共謀した疑いが濃い。３、三池労組のピケは合法である。警察官のピケ排除は違法の疑いがある。

1960・5・3

大之浦労組教宣部

三池　二三単産代表社宅ゲキレイ！

一部既報の総評岩井事務局長外、二三単産書記長は、革新系の協力をえて、リンゴ〆二〇〇万円相当分をピケ隊に送った。二八日午后三時半、カンパを満載したトラックと共に三池労組本部を出発、各支部を廻り激励とカンパを送った。

岩井局長は拍手で迎えるピケ隊と主婦に「総評三百万は三池の労働者の斗いを全面的に支持する。一億円カンパ体制はでき上った。体に注意して斗ってほしい」とあいさつ、市民もこの団結パレードを迎え「がんばれ」と声援を送った。

参加した単産名

全印総連、紙パ労連、都市交通、鉄鋼労連、全造船（中立）、動力車（中立）、全電通、全国金属、全林野
全日自労、日放労、国鉄、全専売、アルコール専売、全農林、自治労、全鉱、全港湾、全水道、新聞労連
全建労、合化労連

高松　組合要求全面的にとおす

大君縮少問題二九日了解点…

高松は組合要求にストをかけて斗ったあと、ひきつづいて二九日大君縮少に関する第二回団交を行った。この交渉で会社は、全面的に組合要求をみとめたので、十二時了解点に達した。

なお、具体的配置方法については、組合で検討したあと団交を行うことになった。

交渉経過

二八日に予定されていた団交は、二九日午前十時から社クラスで行われ、渡辺中執、光永九執も参加した。前回の交渉の時、会社側が回答しなかった基本項目について組合要求をみとめ、特に中卸と左卸の保安要員について明確にさせた。また断層に伴う処置はすべて組合要求通りになった。

この結果、十二時に次のような妥結内容で了解点に達した。（正式決定は、職場部の交渉終了後となる）

具体的な配置は、組合で方法を検討し、今後交渉をおこなうが、余剰人員三八九名に対して受入れは四三四名できるので、会社は希望者があれば、それをうけ入れるといっている。

妥結内容

大君鉱業所の生産計画変更により四卸右卸を中止し、中卸及び左卸を経済採掘するにあたり、左記の通り協定する。

記

一、基本項目

1、配転に当ってはできる限り、原職とする外、本人の希望及び受入職場所の事情も考慮する。

2、今次配転により労働条件は低下させない。

3、配転後は四卸に対する排水のための配置要員のみとし不要な資材は撤収し、鉱業権の放棄や租鉱の鉱区の分譲などおこなわない。

4、中卸及び左卸方面の炭層賦存状態については、将来に備えて探炭調査をおこなう。

二、配置転換に伴う処遇

配置転換料は次の通りとする。

イ、坑外夫から直接夫に転換の場合	七、〇〇〇円
ロ、坑内間接夫から直接夫に　〃	三、八〇〇円
ハ、坑外夫から坑内間接夫に　〃	三、〇〇〇円
ニ、職場転換する者	一、六〇〇円
ホ、坑外より坑内へ転換の場合の被服代補助	一、〇〇〇円

三、配転に関する職場、人員、時期、社宅等については別途協議する。

四、大君坑選炭操作については別途協議する。

五、協力感謝金として高松労組に一〇〇万円を一括支給する。

以上

ニュース 110

ホッパー仮処分決定をめぐって

炭労指導委態度を表明……

既報のとおり、五月四日福岡地裁中池裁判長は、会社が申請していたホッパーの仮処分について決定した。炭労三池斗争現地指導委員会は、五日指導オルグ会議、ホッパー部長会議をひらいたあと、現地指導委員会を開催、炭労として決定をどううけとめるかという態度について次の見解を明らかにし、全組合員に知らせた。

内部の動揺がねらい

会社側は、かねがねホッパーの仮処分について、大宣伝をおこなってきた。

その真意は、裁判所のおスミ付きを手にいれることによって、大がかりな、かつ公然たる官憲の大弾圧をおこなわせ、再び流血事件をひきおこし、一挙にホッパーのピケを突破し、それによって局面の転換をはかりわれわれの内部に動揺をおこさせようというところにネライがあったことは明らかである。

石原国家公安委員長が来山を機に、にわかにロコツになり、きちがいじみた挑発的な行為をくり返しつつあった最近の警官の動向も、全くこれと無関係ではなかった。

おおっぴらな弾圧はできぬ

しかし、今度の仮処分命令の内容は、右のような意図をもっていた会社や官憲にとっては、あてはずれのものであったことは明らかである。

ホッパーを執行吏の保管のもとにおき、仮処分の趣旨に反した行為があった場合、それを警官の弾圧によって排除しようとした申請の主旨は、いずれも却下されせいぜい執行吏に立札をたてさせることができるという程度に終った。

その上、立入禁止区域も、三川鉱ホッパーとその周辺の土地に限定され、その先のベルト、第二ホッパー、専用道路敷等は全てのぞかれた。

さらに、右申立によって平和的な説得並に団結の示威とみなされるピケによる就労の阻止は、許さるべきであり、四月一八日、二〇日の執行吏ならびにその委嘱のもとに、これを援助した警官の行動は間違っていたということが、裁判所によって明らかにされた。

かくて、警官によるおっぴらな弾圧は一応困難となり、かつ貯炭の搬出も果してどの程度におこなわれるか、会社自身不安を抱かざるをえない状たいにある。

仮処分決定は争議介入

ただ同時に、われわれのピケを平和的な説得、団結による示威をこえたものは、不当であると断定し、またわれわれを部べつしたような言辞を、その決定の理由とした仮処分には大いに不満である。

われわれはもとより、ピケがたんなる平和的な説得の範囲に限られるものとは考えていないが、従来平和的説得の線を堅持して守ってきた。

にも拘らず、われわれのピケがその線をこえているという判断には、断じて承服することができない。

まだ仮処分の理由として関連産業がマヒするから云々といっているが、その原因はそもそも会社自身の不当な攻撃的ロックアウトにあるのであって、われわれになんらの責任もないことは、いまさら言うまでもない

また、構内貯炭が、現時点においては自然発火の危険のないことは、保安監督部も明言しているにもかかわらず、なお、これを理由としていることも不可解である。

いずれにせよ現時点において、非常な意義をもっているこの問題について、かかる仮処分をだすことは、争議に対する介入であるばかりでなく、少くとも結果的には裁判所が三井鉱山に加担しているということにならざるをえない。

勝利の展望はわれわれに

以上のようにわれわれは、この仮処分の内容には不満であり、かかる仮処分をだした裁判所に対して憤りを禁じえないが、より以上に、これが三井鉱山ならびにその忠実な番犬による公然たる暴力の使用を、一応困なんならしめたということに注目する必要がある。

だがしかし、敵は挑発をかけ、警察法違反その他の名目によっておそいかかってくるであろうことは必至であるから、それに対する備えは無論必要である。

このような仮処分をださせたのは、われわれの力である。われわれは官憲の力を阻止していくということもしている。ただ、われわれ自身はっきりそれに気がついていないだけである。お互いに、この団結の力を自覚しあいさらに強めていかなければならない。

われわれはおそれず、あわてず、挑発にのらず、そのような敵の攻撃に対しても、正々堂々たる態度をもって、ピケをまもりぬいていく。

うら

1960・5・7

大之浦労組教宣部

仮処分決定に対する

総評弁護団の見解

×××ホッパーの仮処分決定について、総評弁護団は、四日午前十一時、次のような見解を発表した。要旨は×××大会において諫山弁護士から、あいさつのなかで表明された通りである。

争議介入は不当

本日（四日）の仮処分の決定がでたことについては、弁護団としては不満に思うし、不当であると考える。しかしながら、仮処分の内容をみると、会社が申請したもののほとんど骨抜きとなり、組合がかねてから主張していたピケは合法であり、正当であることを裁判所が認めたことになる。

現時点において会社が申請した理由であり、保全や関連産業に対する業務妨害などを、必要がないことをかねがね弁護団は主張してきたし、とくに現在、労資が均衡を保っているとき、仮処分の決定を出したことは、この均衡を破り、労使を紛争させ争議に対しても不当であり、不満であることを表明する。

内容をみると

① 執行吏保管の申請が却下されたこと

② 申請の趣旨に反した暴力排除するという仮処分が却下されたこと。

から見て、会社はたんに公示札をたてるだけのことを得たにすぎない。

このことは現時点において、最も流動性をもつピケについて徹底方をもって実力排除することが、三月二八日、二九日の事件の処置として正しくないことを裁判所が実際に審議し、決定せざるを得なかったのではないか同時にこのことは、執行吏の要請によって警官出動の口実を封じている。

今後われ／＼は、この決定から見て、執行吏、警官隊の出動が完全にあやまりであることが証明されたものである。

執行方法の異議申立通る

これに加えて、重視すべきことは、この仮処分の決定に先立って、組合側から執行方法に関する「イギ申立」に関し、裁判所が完全に組合の申立を認定した点である。これによって、四月一八日、二〇日の三川、宮浦の行為が完全に違法であると認められたことになる。これは同時にあの時に「執行補助」と称して暴行をふるった警官の出動も、完全な誤まりであったということになり、執行吏も警察も今後は慎重に行動せざるを得ないことになった。

以上の理由によってわれ／＼弁護団としては、決定がだされたこと自体は不満であるが、結果としては会社の意図は完全に粉砕されていると考える次第である。

以上

ニューズ　111

十二日安保・三池斗争で一時間五十分 時限スト決定

第16回九州炭労臨時大会……

× 第二五回臨時大会の決定に基き各支部は実力行使体制の確立に努力しているが、九州炭労は三池の斗い ×
× を九州地元白からの斗いと理解し、更に全国的に訴えるため、全国統一行動に先がけ、地方本部独自の ×
× 統一行動を行うべく、去る五日第十六回の臨時大会を開催、来る十二日全下部全山（但し田川、山野 ×
× は除く）一時間五十分の時限ストに突入することを万場一致確認、三池の仲間が待っていた統 ×
× 一行動を行うことになっている。

大会はまず議長団に村上（飯塚）、森田（依野）、福田（宇部）を選出のあと、来賓挨拶に続いて、折から来福中の国炭労オルグ田水賃金部長に並び「三池の現地を見て絶対に負けられない。帰ってから早急に支援体制の確立を訴える」と挨拶後、議事に入り、田中書記局長の一般経過報告に続いて、地区闘委員長より三池の現地報告が次のように行われた。

三池は今三つの方針を樹てて斗っている。

１、現有勢力の保持と第二組合員の復帰をよびかける。

２、ホッパーを守り会社の生産体制を阻止する。

３、敗北で勝利への自信と確信をもたせる。

会社やマスコミはホッパーの争奪が「勝敗の岐路」のように宣伝しているが、現時点において局部的に重大であるけれども、これが斗いの全てではない。

三井鉱山の真意は三池を除いては考えられない。会社は第二組合に直轄夫が多いので現ナマ攻勢で引抜きをやっているが、第二組合にも差別待遇などで内紛が出ているようだが、第一組合に帰るなら金を返せと言うことで押えているようだ。

と報告された。

午后のぼう頭、諫山弁護士からホッパーの仮処分の現状について

「仮処分が昨日出たが、現在の段階で裁判所が争議に介入して来たことは不当である。立入り禁止が出たが内容を検討したが、経営者の仮処分に会社が主張したことは

１、組合の占有を解いて執行吏の保管に移すこと

立入り禁止が出たが、執行吏の保管に移していないので組合に勧告程度であって直ちに警官侵入にはならない。

２、ピケを崩れないよう外柵をはりたい

却下された。

３、警察、人夫を争議に介入させたい

これは完全に否定された。

４、仮処分を執行するために警察官を介入させたい

執行吏は立札を立てるだけだ。

福岡県警本部長は何らかの形で争議に介入できるといっているが、これは弱さの表われである。」

以上のような報告がなされた。

つづいて第一号議案「九州炭労統一行動に関する件」が上程された。

第二五回炭労大会は藤林アッセン案に対する態度を

１、実質的に斡旋案を認めたものである

２、資本対労働の均衡がくずれ、今後の労働運動は後退の一途をたどることになる

３、十一万人首切り体制を許容ならしめ、今後の合理化攻勢をくい止めることは出来ない

４、組織統一斗争を困難にし、今後の運動の方向を企業の枠内に終止させることになる

５、職場活動家の弾圧を容易ならしめ、組合活動そのものを大幅に圧迫する

と態度を決定した。

この大会決定に基き各支部は総ての努力を行っているが、現地三池では貯炭場を中心とした激しい斗いが繰り返されており、十三社代表を軸とした炭鉱経営者会議も現在の斗いを持続することを決定し、炭労本部も下部にオルグを出して組織の体制を着々と作り上げている。

このような情勢を考え方に基いて、九州炭労の統一行動を次のように提案する。

一、炭労全体の統一実力行使は五月中旬の第二十六回大会で決定されるが、九州炭労は直接下部支部である三池の組合の斗いを地方独自のものと理解し全国統一行動の前に九州地方独自の統一行動を組織し実施することは、地方組織労働者としての責任であることを確認する。

二、この統一行動を実施することによって全国の労働者と民主団体に「三池を守る斗い」に協力されるよう呼びかける。

三、統一行動は次のように実施する。

１、斗争目標

イ、三池斗争の支援と抗議、安保批准反対など

五項目

〜うら〜

1960・5・8

大之浦労組教宣部

又、統一行動の規模

大手各支部・中小A級は五月十二日一時間五十分の時限ストを決行する。（但し山野、田川支部は免除する）

中小B・C級各支部は一斉一時間の休憩と職場大会を開催する。

以上の提案に対し活発な論議が行われたがその主なものは

。「提案は三池の支援となっているが、支援ではないわれ〳〵の出来ない斗いを三池がやっている、要求ストだ。闘争は十三名の処分まで出して救援炭阻止をやっている。中小は越冬資金、重労働、いろ〳〵な圧迫もあるが、三池の斗いはわれ〳〵の斗いにつながっている何故時限ストから外したのか」。

。「田川、山野をなぜはずしたのか」

。「救援炭阻止はどうなっているのか」

との追及に対し執行部より次のような答弁がなされた

指標の字句を一部変更する。

中小B・C級で特殊事情がある支部以外は時限ストを決行する。田川、山野の問題は炭労大会の決定であり三鉱連に対する方針は中央で決定すべき問題だ。

救援炭は発送駅を調べて対処すると答え

大会は万場一致これを確認した。

指標

イ、三池を囲む全体斗争の確立と、会社要求の履行に対する抗議

ロ、安保批准阻止、廃止

ハ、救援炭搬出とカンパ業務拒否に対する処罰

ニ、三池オルグ処分発表に対する抗議

ホ、日鉄二瀬の指名解雇に対する抗議

ヘ、企業整備が出ている支部は自らの斗いを指標に加える。

第二号議案「昭和三十五年度暫定予算の件」

昭和三十四年度は相次ぐ斗いの中で組合員が減少し当初予算の収入を確保することが出来なくなった。

九炭労傘下人員は、三十四年当初九万四千人であったが、昭和三十五年三月末現在八万三千名であり月額にして三十二万七千円の減収となっている。

従ってこのことは中央本部、地方本部を含めて統一一元化と、組織機構の再検討を必要とするが、現下の斗いを直視し、今直ちにそのことに着手することは斗争に重大な影響を与えるので斗争の推移のなかで検討されなければならないが、

以上の考え方にもとずき

／、予算執行は三十四年度予算を三五年度暫定予算とする。

又、人員減による三一七、二六四円の減収は組合員一人当り四円の臨時地方本部費を、四月より次期定期大会まで徴収する。

以上の第二号議案も確認のあと、熊本県選出桜井参院議員死去の補欠選挙に松岡国男氏（社会党）の推せんを決定、午后三時三十分終了した。

以上

ニュース
112

二十日 各番方昇坑時 三十分時限スト

炭労中斗発第一三一号
一九六〇年五月十一日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
各資本別　斗争委員長　殿
各支部

第十六次統一行動 追加指令（指令二二八号 註 十二日の時限スト）

さきに総評々議員会の決定にもとづき指令した「安保批准阻止第十六次統一行動並びに三池斗争に関する指令について、五月六日に開催された総評書記長会議において、その後の国会審議等の情勢変化にあわせ、次の通り補足修正を行った。

五月段階における最大のヤマと目される中旬において五月二十日（金）全単産三〇分以内の実力行使を実施し、東京中心に最大限（五号動員の倍）の国会請願動員を行い、さらに五月二十一日（土）は全国的に中央、地方を通じて最大限の国会請願行動を実施する。

以上の修正決定にしたがい、左記の通り指令する。

記

一、斗争指標　安保批准阻止
二、ストライキ期日及び規模
各支部は五月二十日、三〇分の時限ストライキを実施せよ。
三、保安要員
保安要員については従来の慣行により各山元で協定せよ。
四、三〇分の時限ストライキを利用、職場大会等を開催し、安保斗争並びに三池斗争についての周知徹底をはかれ。

以上

1960・5・18

大之浦労組　教宣部

ニュース

113

二十六日各番方昇坑時 一時間五十分時限スト
岸政府の暴挙に抗議し安保批准阻止

中斗発第二三六号
一九六〇年五月二十三日

地方本部闘争委員長
各支部組合長
資本別代表者　殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

安保批准阻止第十六次行動に関する指令

総評第十八回評議員会が決定した安保批准阻止に関連する諸行動については、既に指令オ二二八号別紙をもって、その内容を決定したが、十九日から二十日未明にかけて岸内閣は、警察官と暴力団を国会に導入し、「会期延長と、新安保批准」を自民党の単独審議によって強行した。

総評はこの事態に対処して二十日、安保改定阻止国民会議代表者会議を招集、新情勢に対する斗いの方針を次の通り決定した。

一、五月二十六日「安保批准阻止、岸内閣打倒、国会解散要求、警官の導入に抗議する」ため、全職場で、時限スト、時間内職場大会を、五月二十日を上廻る規模で実施する。

あわせて全国の地評、地区労（安保地域共斗）を中心として、「岸内閣打倒、国会解散要求、安保批准阻止、警官の導入に抗議する」ための大集会、抗議デモを実施する。

尚、社会党と協力して「真相報告大会」を全国的に実施する。

二、このため三池斗争とあわせて全国的オルグを実施する。この行動は、東京、大阪、北九州などでは特に重点に実施する。

三、各職場、全地域で「安保批准阻止、岸内閣総辞職、国会解散要求」の請願署名を実施し、現在迄集約した一、〇〇〇万の上に、有権者の過半数（三、〇〇〇万）を獲得し、国会解散をかちとり、これを併行して総選挙対策を推進する。

四、本日以降、連日国会に対する大量の抗議、請願行動を継続する。具体的には各単産毎に自発的な国会への抗議請願を衆議院に行う。（常駐は安保改定阻止国民会議が当る）

戦術委員会（五、二三）は、右の方針に基き、オ十六次統一行動を次の通り決定した。

よって左記指令する。

記

一、斗争指標
安保批准阻止、岸内閣打倒、国会解散要求、警官の国会導入抗議

二、ストライキの期日及び規模方法
各支部五月二十六日各番方昇坑時、一時間五十分の時限ストライキを決行せよ。

三、保安要員
保安要員については従来の慣行により各支部で検討決定せよ。

四、通告書
大手十四社宛は、中央本部から手交（又は郵送）するが、中小支部については地方本部より通告せよ。

五、抗議集会
各地方本部は五月二十六日、地方・地域に於て実施される抗議集会の参加について、具体的に計画、各支部に指示せよ。

以上

1960-5-24

◇大之浦労組　教宣部◇

ニュース

4

113

炭労中斗発才二四一号
一九五〇年五月二十八日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各資本別

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

6月4日 各番方昇坑時 1時間50分時限スト

安保批准阻止才十七次統一行動に関する指令

総評は五月二十四日緊急評議員会を開催して当面の安保斗争について次のとおり決定した。

◎安保批准阻止、岸内閣打倒、国会解散要求の斗争方針

五月十九日、岸内閣・自民党は五千名の武装警官、暴力団の包囲の下に警察官、暴力団を国会内に導入して、社会党議員を排除して議場を占領し、民社党や自民党反主流派も参加しない中で「会期五十日の延長、新安保条約の批准」を単独採決した。

民主々義を踏りんし、暴力をもって戦争政策を強行し、全ての国民の意志に反して日本を米国に売り渡すこれらの陰謀は絶対に許すことができない。

われわれは岸内閣・自民党のこのような暴挙を断じて承認しない。会期延長、新安保条約の単独採決は無効である。

この暴挙に対して世論は激しく岸内閣・自民党を攻撃し、二十日には全労働者の抗議スト、職場大会、国会えの請願デモが整然と行われ、二十一日には岸首相の公邸に対して全国三万の代表の「岸やめろ」デモが組織された。今岸内閣打倒・国会解散・警官の国会導入に対する抗議は新安保批准阻止と共に全労働者、全国民の統一した要求となり、岸内閣自民党を激しく動揺させている。

われわれはいまこそ全力を傾注して平和・独立・民主々義を守るために岸内閣打倒・国会解散の大運動を組織しなければならない。

われわれは新安保条約阻止のため、既に二千に及ぶ共斗会議を組織し才十六次に亘る集会・デモ・実力行使の統一行動を行ってきた。

一千三百万をこえる安保反対請願署名が国会に集中され、全国からの国会請願行動は一切の挑発行動を排して日増しにもり上ってきた。今までかってないこれらの統一行動の前進は、われわれに新安保阻止への勝利の確信をますます不動のものにしている。

一、岸内閣打倒・国会解散のための決定的な統一行動は全労働者の職場での実力行使である。

(1)既にわれわれは四・二六、五・二〇と実力行使を積上げてきたが国会審議の最終日である、五月二十六日にこれらを上まわる時限スト、時間内職場大会を行う。

民間戦術会議では一時間の時限スト・時間内職場大会を、公労協では三十分〜一時間の時間内職場大会、公務員共斗は早朝一時間の職場大会をそれぞれ意志統一したが、今は戦術の高低ではなく、全労働者が一人残らず参加すること、ストライキの目的を新安保阻止・岸内閣打倒・国会解散・警官導入抗議と明確にしてとり組むことが重要である。職場大会では必ず岸首相、清瀬議長に抗議文を決議して送附する。このため全産業・全工場、全職場での徹底したオルグ活動がなされなければならない。

(2)

五月二十日、二十六日の成果の上に立って六月四日に各単産最高の全国的に大規模なストライキ・時間内職場大会を行う。

民間は半日スト・官公労は二時間実力行使を統一行動の基準とする。

(3)

これらの実力行使による犠牲者については総評および安保国民会議として全体の救援対策を樹立する。

二、職場での実力行使とともにこれらの要求を貫徹するために労働者が中心となって全国民的運動を更に強化しなくてはならない。このために当面次の諸行動を強化する。

イ、五月二十六日には安保阻止国民会議の決定した職場放棄による全国一斉集会デモを上まわる規模で実施し東京では十五万国会請願運動を成功させる。国民会議では十万の東京労働者、三万の地方代表、二万の一般市民動員による大動員を計画している。（地方代表三時や、地公・国公四時、公企四時半、民間五時、一般市民五時半の時差をもうけ、日比谷野外音楽堂に結集、国会請願を行う）このためオルグ活動を徹底的に行なう。

大之浦労組　教宣部

ロ、五月二十日以降国会、首相官邸、公邸に対して連日抗議デモが繰り返されている。これはあ暴挙に対する国民の正当な意見表示であり、この火種をたやすことなく二十六日以降、連日国民会議の計画に従って各単産毎に継続して動員を行ない抗議行動を行う。

ハ、一千万をこえる請願署名は岸・自民党の動揺の大きな力となっている。われわれは、この運動を重視して有権者の過半数をこえる二千六百万署名完徹に全力を注ぐ。このため各単産、各地評では組合員一人五票獲得運動を提唱し指導する。署名の集約は六月十日を目標にする。

三、東西首脳会談に失敗した今日、アイク訪日はアジアにおける軍事体制を強化し、国際緊張を激化させる役割しかもたず特に日米軍事同盟を強化し完成することになることからわれわれはアイク訪日に反対する。このため総評本部及び各単産、各地評では米大統領宛に訪日中止の要請・抗議文を送附し、米大使館にも要請する。又訪日が決定した場合は訪日反対の抗議集会を行い全国民に対して訪日反対のビラマキ活動などを行う。

四、岸内閣打倒・国会解散要求の実現と共に重要になるのは総選挙対策である。新安保批准阻止のため総選挙を勝ち抜かなければならない。従って今度の選挙体制は「平和、民主々義擁護、安保選挙」である。

イ、安保反対、暴力採決反対の全ての力を結集するため広汎な選挙体制を布く。

ロ、当面総評としては総選挙資金として二億円を目標として臨時大会で決定する。

さらに民間単産戦術部会（五・二六）は六月四日の戦術について次の確認を行った。

一、才十六次統一行動（五月二十日、二十六日）に行使された各単産の戦術は炭労の二十日三〇分、二十六日一時間五〇分時限スト、全金属の一時間時限ストを除いては職場大会に終ったが、六月四日の統一行動は原則としてストライキを決行するよう最大の努力をする。

二、スト権未収約単産はスト決行の各単位毎（炭労の各支部に相当する）スト権の集約を行い実力行使決行の体制を確立する。

なお、この会議での報告された六月四日の各単産の実力行使体制は、全鉱ー一番才のみ四時間の時限スト、鉄鋼ー就業時間に一時間くいこむ職場大会、合化ー一番才のみ半日スト、私鉄ー二十八日緊急代表者会議で決定する。というものであった。

戦術委員会（五・二八）は以上の総評緊急評議員会の決定並びに民間単産戦術部会の決定にもとずき、各単産の実力行使体制と炭労組織全体の体制をあわせ検討した結果、才十七次統一行動を次のとおり決定した。よって左記指令する。

記

一、斗争目標

安保批准阻止、岸内閣打倒、国会解散要求、警官の国会導入抗議。

二、ストライキの期日、規模、才法

各支部は六月四日各番才昇坑時一時間五十分の時限ストライキを決行せよ。

三、保安要員

従来の慣行により各支部で協議決定せよ。

四、通告書

大手十四社分は中央本部から手交（又は郵送）するが中小支部については地才本部より通告する。

以上

あつせん案

昭和三十三年十二月十五日問題の紛議については、左記により解決されたい。

記

一、ロック・アウトの宣言もなく、就業が平常通り行われたところについては、即時賃金を支払う。

二、その他のところについては、会社の指名した保安要員並びに業務要員に対する賃金相当分を一括して炭労に支払う。

三、この賃金の算定については、若干問題があると思われるので右金額の五%を追加する。

四、今回の措置は臨時の問題に対する臨時の措置として、これで一切を解決する。

以上

一二月一五日分受領賃金の処理について

一、方針

一二月一五日の賃金については中山あつせん案により総額二、六八〇万円が一括炭労に支給される。

この金額は全額を炭労指令にもとずく当日就労者にたいし配分することとし、具体的取扱いは次の通りとする。

1 強行就労を行つた支部については就労者全員

なお、就労中の作業実態は支部、職場によつて差はあると思うが一律に取扱う

2 強行就労を行なわなかつた支部については、炭労中斗発第二十二号（一九五八・一二・一二）指令別紙「部分ストライキ実施要綱」ニ・八「保安要員差出し拒否について」のなかで差出しを認められている次の業務要員全員

(1) 病院勤務者、配給所の出食、調味料の取扱者

(2) 浴場およびこれに必要なボイラーおよび発電所関係勤務者

(3) その他日常生活維持に必要と判断される厚生施設勤務者

3 一部要員のみ強行就労を行つた支部については、強行就労を行つた方については1項、不就労の方については2項を適用する。

4 職鉱比については一対一・五とする。

5 この金額は借金等の関係もあり、支部の斗争資金として一括積立てられるよう努力されたい。

二、一項にもとずく各支部配分金額は別紙のごとくである。

支部別送附金額一覧表

鉱員/人当 231,794円					
	人員	金額		人員	金額
砂川	4394	1,018503	志免	581	134672
三井美唄	2319	537530	好間	1,019	236198
〃 芦別	3599	834227	大峰	1,342	311,068
三池	10075	2335325	峰地	886	205369
茶志内	446	103380	目尾	124	28742
三菱芦別	823	190766	下山田	71	16457
大夕張	1,980	458952	庶路	451	104539
三菱美唄	3378	783000	本岐	55	12702
方城	1,327	307591	上芦別	455	105466
飯塚	78	18080	昭和	596	138149
鯰田	92	21,325	赤池	524	121,460
上山田	110	25497	平山	706	163647
勝田	34	7881	西杵	549	127255
古賀山	34	7881	佐賀	9	2086
崎戸	2432	563028	雄別	2125	492562
高島	1,410	326830	茂尻	1,587	367857
端島	1,101	255205	尺別	712	165037
弥生	947	219509	太平洋	2809	651,109
歌志内	789	182885	高松	5520	1,279503
赤平	2345	543557	山田	380	88082
奔別	1,078	249874	杵島	3606	835849
奈井江	546	126560	貝島	351	81,360
忠隈	185	42882	二瀬	157	36392
潜竜	605	140235	新入	419	97122
			計	65188	15110186

職員/人当 347,691円		
	人員	金額
砂川鉱	562	195402
三井美唄	395	137338
〃 芦別	450	156461
〃 三池	1,251	434961
赤平	556	193316
奔別	489	170021
潜竜	組 97	33726
忠隈	83	28858
太平洋	組 326	113347
日炭	651	226347
計	4860	1,689777
金額総計		16799963

一人当配分額計算表

1. 配分人員　65188+4860×1.5＝ 72478
2. 鉱員/人当金額　16800000÷72478＝ 231,794
3. 職員/人当金額　231,794×1.5＝ 347,691